

令和5年9月6日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	古濱 薫	委員	青木 淳子
副委員長	中川 貴大	〃	矢部 新
委員	高柳貴美代	〃	上村 和子
〃	遠藤 直弘		

◇

○委員外出席者

陳情者	酒井 信孝
-----	-------

◇

○出席説明員

市長	永見 理夫	市民課長	毛利 岳人
副市長	竹内 光博		
教育長	雨宮 和人	まちの振興課長 (兼)特命担当課長	田代 和広
政策経営部長	宮崎 宏一		
政策経営課長	簗島 紀章	教育部長	橋本 祐幸
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	教育総務課長	石田 進
課税課長	伊形研一郎	教育施設担当課長	島崎 健司
		教育指導支援課長	荒西 岳広
行政管理部長	藤崎 秀明	指導担当課長	川畑 淳子
総務課長	津田 智宏	生涯学習課長	井田 隆太
建築営繕課長	近藤 哲郎	食育推進・給食ステーション所長	土方 勇
建築営繕課主幹	加藤 志穂	公民館長	清水 周
文書法制課長	吉田 公一	図書館長	氏原 恵美
法務担当課長	妹尾 祥		
(併)教育部主幹		オンブズマン事務局長	佐伯 真
職員課長	中道 洋平		

◇

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併)行政管理部主幹	

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第11号 二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情

- (2) 第70号議案 国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結について
- (3) 第71号議案 国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について
- (4) 第72号議案 国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について
- (5) 第73号議案 旧本田家住宅等復原工事請負契約の締結について
- (6) 第74号議案 国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案
- (7) 第76号議案 国立市印鑑条例の一部を改正する条例案
- (8) 第77号議案 国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案
- (9) 第81号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第5号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、教育費、公債費、諸支出金）

2. 報告事項

- (1) 「国立市総合オンブズマン令和4年度年次報告書」について
- (2) 今後の基本構想及び基本計画の策定期間について
- (3) 次期都市計画税率の検討状況について
- (4) 使用料・手数料の見直しについて
- (5) 損害賠償請求事件の判決について
- (6) 損害賠償等請求事件の判決について
- (7) 令和4年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 11 号	二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情	5 . 9 . 6 不 採 択
第 7 0 号 議 案	国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結について	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 1 号 議 案	国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 2 号 議 案	国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 3 号 議 案	旧本田家住宅等復原工事請負契約の締結について	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 4 号 議 案	国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 6 号 議 案	国立市印鑑条例の一部を改正する条例案	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 7 7 号 議 案	国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案	5 . 9 . 6 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	令和5年度国立市一般会計補正予算（第5号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、教育費、公債費、諸支出金）	5 . 9 . 6 原 案 可 決

○【古濱薫委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る7月1日及び8月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

初めに、市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。それでは、令和5年第2回定例会以降の人事発令により、市長部局の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。政策経営部課税課長、伊形研一郎でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、同じく令和5年第2回定例会以降の人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。食育推進・給食ステーション所長、土方勇でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構です。

この際、御報告いたします。傍聴者より、本日の委員会を映画撮影したい旨の申請があり、申請された者に許可しておりますので、御了承を願います。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第11号 二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情

○【古濱薫委員長】 陳情第11号二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情を議題と致します。

ここで、陳情第11号について、お手元に配付してありますとおり、陳情者より陳情訂正願が提出されておりますので、先例に倣い、本会議の承認を得ることを前提に審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、文中の訂正箇所は、陳情訂正願のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

それでは、陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【酒井信孝陳情者】 よろしく申し上げます。二小樹木の無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情に関する趣旨説明を行います。この5月1日に国立市教育委員会が、市民団体～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクトと結んだ国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定書に基づき実施されている仮移植に関して、8月17日に近隣説明会がありました。40名くらいの方が参加されていましたが、保護者や近隣住民から不安視する声や市民団

体の説明への疑問の声、撤去を求める声が多数聞かれました。その時点でこの件に関する陳情は出ていませんでしたので、調査委員会を設置するといった議会の動きもあるようには見えませんでしたので、地域で起きている行政問題に市民を代表する議員の皆さんにしっかりと向き合っていただきたいと思い、急遽陳情を、締切りが18日でしたが、説明会の日の夜に書いて出すこととしたものです。

現在、仮移植された樹木約40本、プロジェクトの説明によりますと、正確には36本ということですが、学校の東側に隣接する道路から約3メートル以内の学校敷地内に43メートルにわたり、立った状態で並べられています。市民団体の説明によると、これらは土壌に仮植えされているのではなく、地面の上に置かれている状態とのことです。様々な手法で安全性を担保しているとの説明がありましたが、これだけのスペースの中に収めていくのは、限られた時間の中で、命をつなぐという業界の中でもハードルの高い工事だったといった説明や、1つの貴重な情報として、業界にも、そして業界を超えて、各業界の環境に関わる人たちにも伝えていける貴重な情報になってくると思うというこのプロジェクト側の説明、話も出ておりました。

それに対して、そもそも突貫工事が多く危険性をはらんでいる、こんなことを二小でやらないでほしい、毎日子供たちが通っている通学路のそばでやることではない、根本的には撤去してほしいといった痛烈な意見も聞かれました。しがらみ工法だとか、仮置きの方法や重心の傾きといったことに不安を感じる声も多く聞かれましたが、私が一番危惧しているのは地盤の安全性です。仮置きされている場所はかさ上げされており、道路との敷地境界には土留めの擁壁があります。この擁壁の強度をちゃんと確認しているのかと説明会で質問したところ、市民団体からは元請業者が確認しているはずだとの返答がありました。後日、この改築工事の元請会社に確認したところ、もともと擁壁近くに重いものを置く予定はなかったのだから、当然確認はしていませんとのことでした。すなわち、現在、擁壁には近くに置かれた巨大な樹木の重さが加わり、想定外の土圧がかかっていることとなります。

実際に現場を確認してみたところ、擁壁のコンクリートは劣化しており、仮置きの範囲に少なくとも10本は亀裂が入っていました。その亀裂が移植作業後に増えているのかどうかも記録されていないようです。擁壁が崩壊したときには、土砂とともに仮置き樹木も道路側に転がり落ちてくることは容易に想像できます。そもそも、地下の空洞の有無など地盤の強度も確認されていません。毎日の大量の水やりの影響もあることでしょう。

さらに、学校敷地の南東の角には、以前、防火用水があり埋め戻したといった情報も聞いております。地盤沈下や陥没によるリスクがとても懸念されます。こうした本来、建築基準法等で義務づけられている工事管理者がやらなければならない安全確保のための方策がことごとく見落とされているわけです。

さらに、移植作業に参加した何人かからお話を伺ったところ、何日にもわたった作業期間中、移植作業をしている目の前の道路、今話している東側の道路なのですが、その移植作業を真横でしている工事の仮囲いの真横の道路、そこは移植作業中、一番リスクがあったはずですが、今置いてある状態よりも、さらに移植作業をしている最中、一番危険があったときに道路の交通を整理したり、ガードマンを配置する、そうした安全対策も取られていなかったそうです。あまりに安全意識が低過ぎます。今も擁壁の崩壊や地盤の陥没、地震や強風といったリスクは常にあるわけですが、移植作業中は何トンもの樹木を移動させているわけですから、最もリスクが高かったはずですが。

こうしたことから、このプロジェクトのリスクマネジメントにはとても欠陥があると言わざるを得ません。これは協定書第7条に書かれている事故の防止、一連の作業を実施するに際し、二小の児

童及び教職員並びに周辺住民の生命、身体、財産、その他の権利、利益に十分に配慮して適切に行うとあることや、協定書第9条の法令遵守にも反していると思われます。そもそも市民団体は、今回の移植は緊急避難だと説明しているわけですが、災害現場であるわけでもありませんし、計画的に進めるべき公共事業において、緊急避難で超法規的なことをやっていることにそもそもの矛盾があります。

雨宮教育長は、6月の陳情審査で1本でも多く残してほしいというような御依頼を頂いて、我々もできることであれば、それはその精神でいだろうと思いましたがと答弁していましたが、本当にそうした精神を共有していて、これだけのリスクを負ってでも樹木を残したかったのであれば、もっと既存樹木を残すことに力を入れるべきであったし、移植するにしても、もっと計画的に、できるだけ樹木の身になって無理のないように進めるべきであったのではないのでしょうか。

今回調べて分かったんですが、国立市では学校だけではなく、市内の樹木、これは1本たりとも公有財産台帳に登録がありません。これは国立市公有財産規則に反する行政の怠慢であることは明らかですが、国立市は樹木を市有財産——市の財産ですね、とみなしていないから、こんな場当たりの乱雑な樹木の扱い、そうしたことを平気でできるのではないのでしょうか。本当に大事な樹木であるのなら、それ相応のやり方で丁寧に扱うべきですし、緊急避難で枝や根を切り詰めて、そしてそんなようなことをして延命するなどというのは、まさに人間都合で命を弄んでいるようにしか私には見えません。そもそも樹木の移植自体が自然に反していると思います。

さらに、今回の移植プロジェクトは市民協働のルールから逸脱しています。同協定に向けた協議は、このプロジェクトの協定に向けた協議は水面下で行われ、資料配付で議員の多くに知らされたのは5月の2日とのことです。協定締結以前から関与していた議員も複数いるようですので、その責任も問われるべきだとは思いますが、今回のプロジェクトは、NPO等と国立市による協働推進の指針に反しています。

6月15日の総務文教委員会、常任委員会で永見市長は、「市民の皆様が公的な活動をするということ、それと行政がどういう形でお互い連携しながらそれを進めていくかという、そういう形は必ずしも定まったものがないのが現状だと思います」と答弁しましたが、先ほど示した指針、協働推進の指針には明確に協働のルールが定められています。そこには、協働に参画できる機会を平等に有する、協働のあらゆる段階において情報公開し、また発信するとあり、市民の代表たる議員すらも知らない水面下で話が進められ、ほとんどの市民には知らされず、参画できる機会を平等には全く有していなかったのが今回のプロジェクトです。水面下で特定団体とのみ癒着しているから、様々な問題点に気がつかなかったり、見誤ったり、ずさんな事業となってしまうのではないのでしょうか。何で市教育委員会は協働のルール、これを逸脱してまで、同市民団体を特別扱いしているのか不思議でなりません。

樹木に対する考えは様々あります。既存樹木の保存を求める声も幾らも上がっていたのに、設計過程であえて伐採して新しく植樹する方法を採用したのではなかったのでしょうか。その際に、今回のプロジェクトのような移植方法が見当たらず検討不足だったというのであれば、立ち止まって検討し直すべきなのであって、場当たりの無責任な対応を強行する理由にはなり得ません。

そして、実施設計では、伐採後の木はウッドチップとしての用途が決まっています。どうして市教育委員会が勝手に変更することができるのでしょうか。議会はこの実施設計を基に予算を議決したのではないのでしょうか。ウッドチップの購入費用はさらに予算を追加するというのでしょうか。

本移植を学校敷地内で行う場合は、植栽計画や工事計画が変わるわけですから、実施設計を変更する必要もあるはずですが、しかし、現行設計のまま新しく植樹した若い木を育てていくということのメ

リットもあります。どうして現設計より古木の移植のほうに利があると言えるのでしょうか。無計画で雑な仮移植によって様々なリスクにさらされた古木を本移植した場合、その後のメンテナンスや安全管理も大変です。本移植のめども立たず、行き場を失っている仮置きの木々のために、生徒や周辺住民を危険にさらし続けるようなことは断じて容認できませんので、次の2項目を陳情いたします。

陳情事項1、二小改築工事に伴い行われている樹木の移植プロジェクトを中止すること。陳情事項2、仮置きされている樹木を至急撤去すること。以上です。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。それでは、当局に対して質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません。行政当局の方にお伺いしますけれども、明確な安全基準あるいは法令違反といった場合を除いて、市民からの安全性への懸念という観点から、こうした市民主体のプロジェクトが中止するといったような事例、前例というのはこれまであったのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。現時点でそういったケースはないというふうに認識しております。以上です。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。また、陳情趣旨の中で、市民協働のルールという観点から、こちら、NPO等と国立市による協働推進の指針というもの、引用されておりますけれども、市のほうはこちらの位置づけについてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 NPO等と国立市による協働推進の指針に関して、今回の位置づけはどうかというふうな御質疑かと存じます。今回の仮移植の取扱いについては、本指針に沿ったものというふうに考えてございます。指針には協働のルールとして、協働に参画できる機会を平等に有するという規定がございます。協働の開始につきましては、協働というものが対等な立場での役割分担、目的に向かって共に行う行動というふうに考えてございまして、協働の開始と致しましては、5月1日の協定締結後と考えております。事業の実施主体でございますプロジェクトさんには、現在も多くの方が参加しており、どなたでも参加できることから、参画の機会を平等に有していなかったというふうなことはなかったというふうに考えております。

また、プロジェクトさんのほうと協定を結び、協働が始まった後、事業を主に行うプロジェクト様、教育委員会においても情報の発信を行ってございます。そのため、協働のあらゆる段階において情報を公開し、また発信するというふうなルールにも沿って実施をしているものというふうに考えております。こういった認識から、協働のルールに沿っているというふうに考えてございまして、当該団体を特別扱いしているとか、そういったふうなことの認識もないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。すみません、ちょっと事前にお伺いした限りでは、こちら指針が、あくまで指針であって拘束力を持つものではないというふうに伺っていたんですけれども、今回ちょっとルールという形で答弁いただいたんですが、この辺の、どの程度守っていくべきものなのかとか、今後どういうふうに運用していくのかというところについてもうちょっとお伺いしてもよろしいですか。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。まず、このNPO等と国立市による協働推進の指針というのは平成18年10月にできているものなんです、これまで、例えば市民団体と色々なことを

行うに当たって、令和2年度の調査では、市では小さいものから大きいものまで含めて133件、そういった協働がございます。ただ、こういったものを行うに当たって、今まで、この18年まではルールが定められていなかったこともありまして、また、国立市には地域振興支援室、昔はNPO支援室とあったんですが、そういったものができた際に、どのように活動していくか、どのようにNPOをつなげるか、そういったものの中でつくられた指針となっております。

この中で言っている市民協働というのは、例えば提案型であったり、市のほうからNPOさんとかそういったものにこういった事業はどうでしょうかと行って、今後、そういうときには市民提案制度であったり、いろんな制度があるであろうというものをつくるときには、このルールにのっとってやったほうがいいんじゃないかということで作られたものと考えております。以上です。

○【矢部新委員】 すみません。陳情趣旨の手續面の問題についてから安全性の面について移りたいと思います。プロジェクトさんとの事前協議の段階で、安全性に関する話合い、協議、あるいは調整というのはどのくらい、あるいはこういった手順で行われたのかお伺いしたいと思います。

○【島崎教育施設担当課長】 事前の安全性についてのお話ということでございます。このプロジェクトを実施するに当たっては、なかなか短い期間での調整ということがございました。その中でプロジェクトさんのほうから事前に計画書を頂きまして、そのほか、プロジェクトさんの作業を実施される技術者の方がこれまで手がけてきた事例等を御紹介、また資料の提出を頂いて、その上で作業を実施していただいたというところでございます。以上です。

○【矢部新委員】 既存樹木の仮移植の際の仮囲い内での仮置き許可を出したのは二小の改築工事の施工業者さんということで伺っておりますけれども、こちらは間違いはないでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 第二小学校につきましては、改築工事を行っておりますので、その改築工事の範囲内において仮置きをするというふうなお話でございますので、プロジェクトさんとその担当される技術者の方、我々教育委員会と改築工事を担当して下さっている元請業者さんの3者で現地を確認した上で仮置きの場所がここだったら可能ですというふうなことを確認した上で実施をしていただいたという経過でございます。以上です。

○【矢部新委員】 市民の方から挙がっております安全性等への懸念について、施工業者さん、改築工事の施工業者さんの見解というのはいかがなんでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 改築工事の事業者さんにつきましては、今回のプロジェクトの移植工事を御担当していただいているというふうなことではないので、そこを保障するですとか、そういったお立場にはないというふうには考えております。ただ、安全性を高めるための御意見とか、そういったことは頂いております、その頂いた御意見も踏まえながらプロジェクトさんには、例えば8月30日に樹木の仮移植に関する安全対策の補強を行っていただいたというような経緯もございます。以上です。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。少々細かいことになってしまうんですが、少し市民の方からこれも聞いてほしいということをお伺いしまして、例えば今、仮置きしている南東部の二小の敷地の角のところは、もともと防火用水槽があって、その水を抜いた後、埋め戻していると。つまり、そこだけ地盤の強度が違うのではないかと。その上について木を置くことについてきちんとチェックをしたのかというような声、伺っているんですけれども、こうした現地確認ということもありましたけれども、こうした点についても事前に施工業者さんとは確認されておりますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 仮置き樹木をあちらの東側に置かせていただくというふうなことにつ

いては、工事に支障のない範囲で置かせていただくということを元請事業者さんにオーケーをしていただいたというふうな経過のものでありますので、施工業者さんのほうでその強度とかそういったことを見ていただいたというふうなことはないと思います。以上になります。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。また、いろいろ情報発信等は教育委員会さんのほうでもしていただいているということ把握しているんですけども、市民の方から、新たに行った安全対策であるとか、それによって何がどう変わったのか、そういうことについての説明会の実施を要求したところ、その方がおっしゃるには、教育委員会は、今後説明会を開催する予定はないというふうに回答したと伺っております。これ、教育委員会さんとしては、本当に今後説明会を行う予定がないのか、あるいはどういった事例があれば、あるいはどのくらいまで進展すれば、市民の声が上がれば、説明会をプロジェクトさんのほうで行うというのは聞いているんですけど、市の責任において行う説明会というのはどのように予定されていますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 この仮置き樹木の安全対策については、8月17日に説明会を保護者の方、近隣住民の方向けに実施をさせていただいております。そこで安全対策の追加の御意見ですとか、そういったことを頂きました。説明会を直近で行いましたので、今の時点でいつやりますというふうなことは決まってははいないんですけど、適宜、説明会というのは今後も必要に応じて行っていくことを考えております。その説明会については、事業を行っていただいているプロジェクトさんとも連携をしながらやっていくというふうな認識でございます。以上でございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。3点お伺いさせていただきます。まず、今、他の委員からもございましたように、市としての安全性の確認について、事前、事後、そして移植の作業中、この間、何らかの安全性の確認について、市として何か取組は行いましたでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 作業の安全性の確認というふうなことについてでございます。事前の確認につきましては、すみません、先ほどのお答えと重複する部分がございますが、事前に計画をお示しいただきまして、作業の計画書及び過去の事例というのをお出しいただいた上で、実施をしていただきました。

次に、事後についてなんですが、事後にもやはり同様にやっていただいた内容というのを御報告いただきまして、その中でどのような作業をしたかというのを出していただいております。その内容を私どもも現地で見させていただきました。また、実施していただいた内容を市内の造園業者の方に見ていただきまして、こちらの造園業者の方は、学校の樹木の剪定についても市の業務を請け負ってくださっている事業者さんになります。この事業者さんについては、施工を担当されたわけではないので一般論として見ていただきましたが、プロジェクトさんのほうでやっていただいた木の根っこの部分、根鉢の固定、それと支柱による筋交いの実施、それと万が一のときの倒木対策として、重心を道路側ではなくて校庭側に向けるというふうな対策を取っていただいているということを見ていただきまして、そういった中で安全対策、100%というものはなかなか難しいところではございます。ですので、よほど大きな台風、そういったものがなければ倒木の心配はないんじゃないかというふうなお話を頂きました。

さらに心配のお声を頂いていることがございます南東側の仮移植樹木、こちらについては、1本、重心が道路側に向いていて、かつそれが、後ろにあるその木よりも大きな木と、こちらが校庭側に重心が向いているものと重なっているというところ。それと、一番北側の樹木については、筋交いによる補強の追加の要素があると。余地があるというふうなことでしたので、そちらについてプロジェク

トさんのほうにそういった御提案を頂いていますというふうなことで、7月23日に補強を行っていただきました。そのほか、8月30日にも仮移植樹木を一部ワイヤーで道路側に向けるような処置を行っていただいたというふうな経過がございます。以上です。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。ワイヤーの件につきましても、昨日、総務文教委員会、私も視察に伺わせていただきまして、拝見をさせていただきました。その際、2点目になるんですけども、ホースで水やりをやらせていらっしゃるかと思うんですが、この水やりなんですけど、こちらは学校の負担となるんでしょうか。話をちらっと別なところでお伺い、耳にした際には、校長先生がこれ許可をして、この水やりを行っているという噂をお伺いしました。水やりになるんですが、他の自治体の学校で今話題になっているかと思うんですが、プールの問題があったかと思うんです。これ、職員の、校長先生も含めてなんですけども、こういった先生方に負担が生じる心配ですとか、こういったことはございませんでしょうか。

○【橋本教育部長】 まず、負担の件について、水道代のなかなかメーターというものの区分けが難しいということもあることから、水道代の水やりの費用負担というのは、これ、学校も含めて、学校のほうで見ていくというふうな、そういう調整を致しました。それで、それはプロジェクト様のほうでしっかり責任を持ちながらやっていただくわけですので、これが校長先生とか教員のほうの大きな負担になるとか、責任になるということではないというふうに我々としては考えているところでございます。以上でございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。では、最後になるんですが、議会に対して——私の任期は5月からになりますので、それ以前の部分につきまして全てを承知しているわけではないんですが、議会に対してこの4月以前に何らかの確認などは行われておりましたのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。こちらの仮移植の話というのが、今年の3月議会で工事の議決を頂きまして、そして、二小の樹木の鑑賞会というのを行わせていただきました。そこで木を見ていただいた参加者の方々、そういった方々から、既存の樹木を何とか残せないかというふうなことから具体的なお話というのが出てきたというふうなこともございます。そこから実際に伐採があるというのが5月のゴールデンウィーク明けにはそのようなスケジュールになっているところから、非常に期間的にはタイトな中でお話を詰めて協定まで進んで実施させていただいたという形になります。協定が締結されたのが5月1日でございますので、その後、市議会議員の皆様にはお話を、経過というのを御説明を、一応書面という形で送らせていただいたというような、そういった経緯でございます。以上です。

○【上村和子委員】 今回の陳情の表題にもなっているかと思うんですけれども、無責任な移植プロジェクトの中止と危険な仮置き樹木の撤去を求める陳情となっておりますので、陳情者のほうからは、なぜ無責任なのか、なぜ危険なのかという説明はるるあったというふうに思います。審査する際に、本当に無責任だったのか、そしてこれは超法規的だったのか、そして仮置き樹木は危険な状態にあるのか。やっぱりこれが審査の対象になっていくというふうに思っております。

本来は、市とプロジェクトの協定における市民側の主体となる事業なものですから、本来、このような陳情を審査する場合には、参考人として、～つづく つながる～にたちみらいの杜プロジェクトさんに来ていただいて、こここのところを説明していただくというプロセスがあってもよかったとは考えるわけなんですけれども、そういう時間がないまま本日を迎えて、その代わりでしょうか、プロジェクトさんのほうから公開前提でいいですという表現で様々な声が寄せられております。そこに書かれ

ているのは、決して無責任ではないという、無責任なプロジェクトではないということが書かれています。緊急ではあったけれども、このやり方は無計画でも雑でもなく、造園をなりわいに、経験を積んでいる技術者によって事前に計画が練られ、樹木の扱いに関しても細心の注意を払って命をつなぐことを最優先に、丁寧に安全に行われたものであるという表現がありました。

さらに、この仮移植に関しまして携わってくれたのが、その中心を担ったのが、作業の指揮を執ったのは、有名な、著名な神社仏閣や企業の植栽、環境改善、施工を手がける造園技師であると。さらに、作業に従事したのは、20名から30名もの社会的信用を得ている造園技師、大地の再生技術者であると。その施工を市民の、いわゆる私も含めて素人ですけれども、そこで危険だと主張することは、そこに携わった多くの造園技師の信用の毀損に当たり、業務の妨害にすらつながるおそれがあると。それを懸念すると。それ以上に、子供たちの不安をあおり、木が危険だというイメージを与えかねないことを何よりも危惧しますという表現があります。ここがぶつかっているというか、ところだというふうに思うわけです。

陳情者だと思いますけれども、本日丁寧にしっかり説明していただいたんですけども、このような私のところにも複数件、市民からの連絡があって、このような陳情に関わるチラシが市内でポスティングされているということで私のほうに届きました。この中で、さらに陳情者の主張であるところで、東側の道路真横に置かれた巨大な仮置き樹木の転倒リスクが高まっている。安全管理上の疑義が噴出、8月17日近隣説明会という表現があり、プロジェクト実施団体の情緒的・象徴的な説明に、保護者等からの不安の声や撤去を求める声が数多く聞かれましたという表現があります。私もその場で聞かせていただいておりますが、数多く聞かれていた、出されたというふうに、数多かったか。もちろん、何回も強い強い不安をお持ちの方はいらっしゃるんですけど、その不安を、是非を言うわけじゃなくて、数多かったのか。このところが本当にそうなのかということについては、私の感覚では若干疑問があります。ここの表現のところ。すみません、前置きが長くなりました。

質疑いたします。当日、8月17日近隣説明会のとき、市は出席されておられましたけれども、不安の声、撤去を求める声が数多く聞かれたのか。またその後、この近隣説明会を踏まえた意見としてどのような意見が寄せられているのかということについてお聞きいたします。

○【橋本教育部長】 その説明会には私と担当課長も出ておりました。この数多くという捉え方というのは様々かと思うんですけど、意見として、やはり不安をお持ちの方が何回も質問されたというふうなことはございました。ただ、人数で言うと、40名近く来られた方の中で、疑義とか心配とかということを発言された方というのはそんなに多くなかったかなというふうに思っております。

○【島崎教育施設担当課長】 その後、市側に頂いた、教育委員会側に頂いた御意見についてなんですが、頂いた件数と致しましては、今回のプロジェクトに賛成または肯定的な御意見というのを13件ほど頂いているというところがございます。その内容と致しましては、二小の今回の樹木の実施について賛成というふうなことでとか、その中で、この二小の木を同じ二小に戻していただきたいですとか、そういったことも書かれているものがございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 中身も、そこに参加された方々の中で、その翌々日とか後日、こういう、本当は賛成だったんだ。でも、言える空気ではなかったんだという形で幾つか声が寄せられたということは私のほうも聞いております。その説明会の中に子供は参加していましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 説明会の中にお子さん数名参加されていたというふうに記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】 説明会のその場にもいたし、上の場を借りて保護者と一緒に来た子供たちが何人もいて、その様子を心配そうに見ていたという事実があるかというふうに思っております。

次に伺います。このチラシの中に、東側の道路真横に置かれた巨大な仮置き樹木の転倒リスクが高まっているという表現がありますが、実際そうなのでしょうか。市の認識はいかがですか。

○【島崎教育施設担当課長】 転倒リスクについては、ちょっと先ほどもお話をさせていただきましたが、なかなか100%の安全の確保というのは、人がやるものについては難しいというふうなことはあると思います。このリスク対策と致しましては、事前に計画書を出していただき、その内容を確認させていただき、また、二度にわたって安全対策の補強を実施していただいているということで、リスクとしては下がる方向なのではないかというふうに考えているところでございます。

○【上村和子委員】 そういう心配な声に対応してきているので、転倒リスクというのはむしろ高まるのではなくて、低くなってきているのではないか。これはいいことだと思います。そのように認識していると。

質疑いたします。陳情者の中から、土留めの問題がかなり重大であるというふうにおっしゃっておられます。亀裂等もあると。土留めがその上の重さに、木の重さに耐えかねて崩壊して壊れてしまうんじゃないかということをお心配されていますが、その点に関しての市の認識と市の対応、何かしたことがあるか伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 教育委員会におきましても、二小の東側の土留めの部分のコンクリート工作物に複数のひびが入っているというふうな状況は確認しております。仮移植後に現地調査を行いまして、東側土留めにおいて約10メートルほどのピッチでデジタル水平器による傾き調査を行った結果、全ての箇所道路側である東側への傾きはなくて、校庭側に垂直から1度未満となっております。土圧等の外的要因による工作物の傾きは確認されておらず、現在のところ、安全性に問題のある変化はないというふうに認識しております。

ただ、複数のひびがあり、そのうち、中央付近に構造クラックと呼ばれる深いひびがございます。そのほかのものは、このコンクリート工作物は古いものですので、乾燥によるひびというふうに認識しております。この深いひびについては以前からのものであり、仮移植の樹木の重さによるものではないと考えておりますが、雨が差し込み鉄筋が腐食をしてしまうおそれがあるため、今回の工事において補修を行っていくという予定でございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 心配だという声を受けて、この土留めのほうも補強をやっていくと。心配な声を受けながら、安全管理を、転倒リスクというものを低くしていく方向に動いているというのは分かりました。そもそもが決して倒壊しないだろうというふうな、木が倒れることはないという説明が実は説明会の中でなされておりました。そのことがまず前提にあって、それでも不安だったらということで、不安な人たち、不安な住民、子供たちに何かあってはいけないということで安全対策が何回もされてきたということが分かったと思います。

次に、確認したいのですけれども、一体このプロジェクトは無責任だということで、協働のルールにも反しているというような陳情者からの説明がありましたが、表現の中に、超法規的なこういうものを結んでどうするんだというふうな御心配の声があったと思うのですけれども、今回の市と市民との協定、これは超法規的なもので、法に関して違法に近いものなんですか。それとも法内のものなんですか。そこに関しての見解を伺います。

○【橋本教育部長】 これは先ほど担当課長も答弁を致しましたが、協働の指針には決して反したも

のではなくて、ある意味、対等な立場の中で役割をしっかりとしながら、例えば費用をどうするとか、責任をどうするとか、そういうものをしっかりと協定の中で決め込んで、それで実施をしていく。そういうふうなものでございますので、決して超法規的とか、そういうものではないと認識しております。また、協定作成に当たっては、市の中も法務担当課長にも相談をする中でこの協定書、～つづく つながらる～のプロジェクト様と結ぶ経過、経緯としては至ったという、そういう状況でございます。

○【上村和子委員】 今日、法務担当の課長も来てくれていまして、当然、法律的に行政がやっていることと悪いことの判断というものは法務がしっかりと見ながら協定を結んだと思うのですが、この協定を結ぶ際に、そういったことに対する考慮、配慮というものがないと私は思っているのですが、それでよろしいですかね。法務担当課長かな。

○【妹尾法務担当課長】 説明いたします。先ほど教育部長が申し上げたとおり、協働というのは行政と民間がそれぞれ役割を分担しつつ、対等な立場において特定の政策目的に対処することを指すと、こういうふうに定義されております。今回締結された協定というのは、行政と民間、それぞれの役割分担を定めた上で、これを定めて協働を始めていくというふうな内容になっておりますので、何かしら法規に違反するなどというものは、内容としてはないというふうに認識しております。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。133件、今まで国立市は協働のものがあると。その133件が全部行政の、つまり議会の許可を取ってなされたものかといったら、私は違おうだろうと思っているんですね。それと協働のルールというのは、協定とか協働関係が結ばれた後にルールというのが発生していくというふうには私は思うんですけど、その協定とか協働が結ばれる前の段階で、今から協働を結びますとか、協定を結びますと言ったら逆に危なくなるので、協定とか協働というのは結んだ後に初めて公にされていくものではないんですかね。事前に知っていたら逆におかしかったりすると思うんですけど、この原則はどうですか。私の解釈は合っていますか。

○【田代まちの振興課長】 ありがとうございます。今おっしゃられたように、事前に知り得るもの、知り得ないものというのがあると思うんですが、例えばスクールゾーンの馬出しであるとか、地域育成会での補助活動であるとか、そういったものを、ケース・バイ・ケースではあると思うんですね。大きなプロジェクトをやって、市側から、先ほどもちょっと説明しましたが、提案するもの、市民側から提案してやってみたいもの。じゃ、これは皆さんに諮る必要があるねとか、そういったものがある場合には、この制度の中での新しい市民提案制度などをつくるというときにはそういったものも必要になると思いますが、全てが事前に公表する必要があるかどうかというと、ケース・バイ・ケースだと思います。以上です。

○【上村和子委員】 やっぱり市民と市が協定を結ぶときには、協定の前の段階で漏れたりすると、それが破棄されたりとか、それが違っていたりとかになったら大変、これ、契約みたいなものですから、そこはやっぱり表になったときからそれが動き出していくというふうな解釈を私はしております。

それと、あと2つぐらい聞かせてください。このチラシの中にすごく気になるのが、8月18日、通学路の安全を心配した市民の声を受け、国土交通省道路局環境安全・防災課から、東京都を通じた国立市への注意喚起がなされていますと書かれて、これ、読みようによっては、通学路の安全に関して国土交通省から国立市へ注意があったというふうに読めるわけですね。そういうことが事実あったんでしょうか。この事実確認をしたいと思います。

○【島崎教育施設担当課長】 こちらにつきまして、近隣住民の方から、二小の仮置き樹木について心配だということで国土交通省に御相談があったというふうな連絡をこちらを受けております。国の

ほうから相談者の方へ回答した内容と致しましては、御連絡いただいた樹木の仮置きについては、8月18日に関東地方整備局から東京都を通じて、道路管理者である国立市へ注意喚起したところ、国立からは8月21日に市道の現地確認を行うとともに、教育委員会と道路管理者で情報共有したと聞いておりますというふうなことを御回答されたということでございます。

この中で、市のほうから、東京都を通じて国のほうに注意喚起という意味合いについて確認を行いました。回答と致しましては、このやり取りはあくまで、地元の方が市道が危ないと問題視していた内容を国立市の道路管理者へ伝える意味合いで注意喚起をすることとしたものであるということと、国は国立市道に対して指導する立場にはないが、国として市の道路管理者に危ないと言っている地元の声を注意喚起という言葉で促したというふうなことでございました。以上です。

○【上村和子委員】 私も昨日、この国土交通省道路局環境安全・防災課の方と話しました。そのことで思ったことは討論で言います。ほぼ、今言われたような形です。私は、でもね、注意喚起という言葉をやっぱり吐かれると、国立市に対して注意をしたというふうに解釈してしまうから、どういう注意をしたのですかというようなことを質問いたしました。そうしたら、国としては、横は国立市道ですからね。市道に関して市が管理すべきところに対して、国が危ないとか危なくないとか言える立場でもないですし、言うてはいけないわけです。それで見に行っただけでもないですしっておっしゃるんですよ。じゃ、何で注意って、注意喚起という言葉を使ったんですかって。こういう言い方していいんですかって。国の権限を逸脱してるんじゃないですかというような……

○【古濱薫委員長】 上村委員、質疑をお願いします。

○【上村和子委員】 はい。ことを聞きました。これ、本当に国がこの件に関して、市に指導とか注意とかできる権限を持っているんですか。まず、この権限があるかないかを伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 東京都を通じた回答としては、国は国立市道に対して指導する立場にはないというふうなお話を頂いているところではございます。以上です。

○【上村和子委員】 指導したわけではなくて、心配な住民からの声がありましたよということを国立市に伝える。そのことを注意喚起したという表現にしたという、その解釈でいいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 東京都経由で頂いたお答えはそのような形でございました。以上でございます。

○【上村和子委員】 了解しました。このことに対する見解は討論で述べます。

最後に、やはり不安を、危ない危ないという声はすごく、ある意味これは重要であります。子供に何かがあったら大変なので、そこに対して安全対策をやっていくということはすごく重要です。そのことは、今るるお聞きして、最大やってこられたということが分かります。また今後もやっていただきたいということは思います。

その中で、やっぱり本質的にこの二小樹木の移植プロジェクトは無責任であったのかというところの疑義の中で、子供を忘れないでいただきたいと思います。そもそも、この二小樹木の保存に向けて、そしてこの樹木が保存されたことについて、二小の子供たちの声をちゃんと聴いたらいかがでしょうか。そして、この事実を子供たちがどう受け止めているのか、樹木が多く切られたことをどう思っているのか、そして、こういう大人たちの協定によって残っていることをどう捉えるのか、まさしくSDGsを学ぶ重要な判断材料ですが、今後これからこの木たちはどうなっていくといいのか、子供の声を聴いてみてはいかがでしょうか。今議論されているのは、盛んに議論されているのは、大人同士の声です。子供を中心に戻していただきたい。ですから、子供の意見を聴いたらいかがですか。

○【橋本教育部長】 まさに今回、このプロジェクト様と協定を締結した中で、今質疑委員さんがおっしゃったように、SDGsを踏まえた環境教育、そういうふうな一環ということも、これ、協定の基本姿勢の中にしっかり入っております。我々としてもやはり教育の一環ということが非常に重要なファクターだろうと思っています。これはやはり学校長と相談しながら、どういうふうな形で環境教育につながるか、子供たちの声というのをどういうふうに事業展開の中、また総合の時間の中でやるかというのは、相談しながら対応は協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○【上村和子委員】 私は子供たちの声を読ませてもらったときに、チップ化することを再生とは言わない。再生とは、その木を残していくことだと。チップ化は再生ではないということに気づいている子供たちがいるんですよ。今から国立市が目指すべき方向は、木を切ってチップ化することではなく、木を残していく。それを私は今回、最大限の努力をするという行政が諦めなかったことによってこの協定ができたのだと思います。行政が手を抜いたわけでもなく、ずっとマスタープランのときからできるだけ木を残したいということで、その都度その都度、懸命に最大限の努力をしてきて、ぎりぎりになって市民からこういう意見が出たときに、協定という形で残そうという、まさしく地球温暖化に向けて、そして子供たちの未来のために、最大限の努力として市民活動を支えるという形で残すという、市民活動を支えるという形で協定に行ったのだと思います。そのことが子供たちに今どのような力、どのような影響を与えているか。それはすごく重要だと思います。

最後に、この件に関しての市長の見解があれば伺いたいと思います。教育長の見解も伺っておきます。で、質疑を終わります。

○【永見市長】 私自身は、この件につきましては、教育的なプロセスの中の一環として協定が結ばれて事業が推進されているというふうに報告を受けております。それは、一般質問でたしか御答弁されていると思いましたが、SDGsの視点であるとか、あるいは緑の視点であるとか——正確に言わないといけないから——こういう表現をされていたと思います。国立第二小学校改築マスタープランが示すコンセプトの1つ。「自然とふれ合い豊かな心を育てる」の具現化、あるいは「樹木や芝生を大切に四季折々の自然が感じられる環境」の整備、それからSDGsに関しより理解を深め、環境教育の一助とする観点、こういう観点で教育委員会が取り組んだというふうに報告を受けております。ですから、そういう観点で、地域の皆様の不安とか、安全に対する不安とかを可能な限り払拭しながら、この目的に沿った教育効果を上げてもらうことが必要なと、こんなふうに考えています。

○【雨宮教育長】 まず最初に、安全性の部分というのは、これは最大限配慮をしていかなきゃいけないことだろうというふうに思っています。ゼロリスクということは、これはなかなか難しいので、そのリスクを、繰り返しになりますけども、減らしていくことが我々の役目ですし、市民団体の皆さんの役目でもあろうというふうに大前提としては思います。

そういう中で、市長の答弁とほぼ重なってしまうわけですが、今回の取組は、やはり児童に与えるその教育的効果というのは非常に大きいものだろうというふうに考えているところでございます。あわせて、今、SDGsも市内各校で取り組んでおりますので、これをさらに発展させていって、児童は自分のその思いというんですかね、自分の頭で考えて、自分たちの考えを外に向かって出していく。それから、今の児童生徒、生徒は中学生になっちゃいますけれども、これからの世界、日本を背負っていく子供たちが主体的に考える、そういう素養を養う一環になると思いますので、学校とも打合せといいますか、検討が必要だというふうに思いますけれども、それを発展させていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 いいですか、続けちゃって。時間は大丈夫ですか。途中で切る？大丈夫ですか。

○【古濱薫委員長】 もう少し、じゃあ。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 それでは、何点か質疑します。まず、土留めの件なんですけれども、そもそもこの陳情文によると、強度を測っていなかったというふうなことが示唆されていますけれども、要は何トンもの重さのものを置く上で、そういった強度を測らなければいけないのかどうかお伺いします。

○【近藤建築営繕課長】 建築営繕課の立場でお話をさせていただければと思います。おっしゃるように、当初、あそこに40本の木を置くという計画はありませんので、その前段階の計画では、きちんとコンクリート工作物の安全性というものは確認をしていました。その後、40本の木を置くことによってストレスがかかるのは確かです。なので、その時点で、やはり倒れだったりとか、そういう目に見える変化があるのかどうかというのを確認すべきかとは思いますが、法律上、あれは土留めという位置づけではないので、計算等だったりとか、そういったもので確認をする必要はないかなというふうにこちらのほうは考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員】 ああいった土留めが崩壊するときというのは、少しずつ傾きが変わっていったそれから崩壊するものなのか、それか突然崩壊するものなのかどちらなんですか、一般的には。

○【近藤建築営繕課長】 両方ともパターンはあるかと思います。ただ、本当にそれがどこの部分に大量なストレスがかかっているかによって状況は違うとは思いますが、二小のところに関して言えば、もともとは土の堆積、20センチぐらいから始まっているところで、今、長い年月をかけて土が積もっていたと。それだけではなくて、あそこに木がありますので、木も同じく根が成長していったって、軟らかい土をキャッチしながらあそこを強固に固めていったという経緯があります。その部分で、角地ではなくて真ん中辺りだったりとか、木の置いているところがまちまちというところがありますので、あの状態から見ると、恐らくは真ん中辺りから、何かあった場合には真ん中辺りから倒れが生じてきて、そのときには目に見えるような状態でだんだんと崩れていくのではないかなというふうに予想はしています。以上です。

○【遠藤直弘委員】 であれば、今後、先ほど傾きなど、水平器などを使ってチェックをしたということでありましたけれども、今後も定期的にそのような水平器などを使ったチェックはしていくということ間違いありませんか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのようにチェックをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員】 では、その辺りは、じゃあ不安は解消していくと。その辺り、広報などしていくことはされますか。

○【島崎教育施設担当課長】 適宜、実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員】 ぜひ行っていただきたいなと思います。

あと、この陳情文の中では、前例がないことを先駆的にやっているというふうな説明がありましたけれども、これはそのとおりで、市のほうの認識としてはいかがでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市のほうと致しましては、事前に計画書と過去の事例というものを出示していただいていると。それを確認した上でやっていただいているというふうな認識でございます。以上です。

○【遠藤直弘委員】 それでは決して、私もちょっと資料を見させていただきましたけれども、国立市が初めての例とかというわけではなく、その工法をやった事例があったということによろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 今回の仮移植の手法というのは、過去に例があったというふうな報告を受けて、その上で実施をしていただいたというふうな経過でございます。以上です。

○【遠藤直弘委員】 それとあと、水面下で特定の団体のみ協働しているからと、そのような、要は特別扱いしているんじゃないかというようなことがありました。私もちょっとその辺りは、はてながつくところがあって、6月の議会で契約の事項を私たち議会が最後の議会で、ああ、ごめんなさい、3月の議会で議決をして、それで話が進んだということがありますので、我々も植栽計画ですとか、また木々とのお別れ会があったとかというような話を聞きながら安心をして、その予算執行状況のものに対して賛成をしていったという経緯があります。私はその当時、総務文教委員会の委員長で、私の総務文教委員会の委員長としての任期は、たしか4月30日までであったと思うんですけども、一度もそのような、要は、それからの変更というのは話が一度もなかったんですが、その辺り、どのような形で整理をされていたんでしょうか。

○【橋本教育部長】 これにつきましては、まず、大前提の中で、契約を議決を頂いた二小の工事に影響がないということを前提に、この市民活動、協働というふうなことを実施していくというふうなことでございます。それで、なかなかやはり、事前の調整の中でどこまでお話しできるかという、これ難しい面がありましたので、今回判断としましては、正式にお互い合意ができた段階の中で速やかに、たしか5月の1日協定ですので、もう議員の皆様様の任期が替わったというふうなことがございまして、新たな議員の皆様にお知らせをさせていただいた。そんなふうな経過でございます。

○【遠藤直弘委員】 私の認識では、4月30日まで議員でしたので、そこから、5月1日から新たな任期ということになりますので、一言お話があってもよかったのかなと。なぜかといえば、しっかりとこれは私たちも議論をして議決した案件でありますので、その中で予算が組まれて、そしてその中で、これ、設計変更にも近いものを感じるんですよ、今となつては。関係ないと言われても、でももうこの場所に置かれるですとか、設計変更にも近いもの感じますけれども、次回、万が一このようなことがあった場合には、どういうふうな対応をされるつもりでしょうか。

○【橋本教育部長】 こういうことはより丁寧にしっかりと進めていかなきゃいけないというふうなことを改めて思いましたので、その時々に応じてしっかりと、議会も含めて皆様にどういう形で情報提供したらいいのかというのを整理しながら、しっかりと対応は考えていきたいと思っております。

○【遠藤直弘委員】 ぜひ、お願いしたいと思っております。ウッドチップなどの用途が決まっているのに勝手に変更するというのが、議会のほうの自主設計を基に予算を議決……、このような文章がありますけれども、この辺りどういうふうにされようと思ったんでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほど教育部長の答弁でもございましたとおり、今回のプロジェクトさんにやっていただく作業としては、もともとの工事請負契約の支障とならない範囲でやっていただくというふうな形となっております。

ウッドチップについては、東側緑道に設置をするというふうな形でございますので、それは今回の工事請負契約の調整の中で実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員】 調整というのは、その中の範囲内で行うということによろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 大きな工事ですので、その中の調整で実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○【橋本教育部長】 ちょっと補足ですみません。もともと、木をウッドチップ化するというのは、

やはり適正な木というのがありまして、なかなか二小の木だけでウッドチップを全部賄えるかというふうなところもございました。プラス、他のところからウッドチップを買ってきて敷いていくというふうなことも、これは必要なことなのかなというふうなところで議論があったところで、そういう全体の調整の中で軽微な変更というふうな中で、今回のウッドチップのところは対応していく、してきた、していくというふうな、そういうふうな状況でございます。

○【遠藤直弘委員】 分かりました。その辺りもしっかりと相談しながらやっていただきたいなと思いますね。また、次の議案等々もまたありますし。なので、しっかりと相談をしながらしていただきたいというふうに思います。

それとあと、この協定書によると、第二小学校が建設前までには仮置きをされている、仮植樹されている、どういうふうな言い方をするんでしょうかね。私は置いてあるというふうに思ったんですけども、仮置きをされている樹木が全てどかされるということで、認識でよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 新校舎の建物の建設が終わるまでが仮置き期間というふうに協定上しておりますので、そのような認識になります。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 では、それまではしっかりとプロジェクトの方に安全面も見ていただきながら、市も責任を持つということなんでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 仮置きの期間につきましては、この協定の中でプロジェクトの方々の責任と負担において管理をしていただくというふうな形となっております。それに加えて、市のほうにも、敷地内にあるものがございますので、市にも管理者としての責任がございます。ですので、しっかり対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員】 その管理者の責任というのはどのような責任になるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 この管理者の責任ということでございますが、市の管理する敷地内にあるものについては公の営造物というふうな形になりますので、公の営造物が第三者に対して被害を及ぼしてしまったという場合については、市が責任を負う必要があるというふうなことでございます。以上です。

○【遠藤直弘委員】 それでは、今の話ですと、万が一、台風など、これは普通に倒れることはないなど市のほうでは考えているようなので、万が一、強風などで倒れてしまって、万が一、人身事故が起こってしまったという場合には、これ、市の責任になるということになるんでしょうか。

○【妹尾法務担当課長】 先ほど述べました営造物責任というのは、国家賠償法2条に定める規定で、通常有すべき安全性を備えているかどうかというふうな基準で判断されますので、第三者が人身損害、損害を被った場合には、法律的には協定でプロジェクトの責任と定めておりますけれども、市に対して賠償請求をすることは可能でございます。ただ一方で、賠償請求を受けた市としましては、求償請求という形で、協定に基づいてプロジェクトに請求するというふうな形も取ることはできます。

○【遠藤直弘委員】 それでは、一義的には市が訴えられることがあるかもしれませんが、その後、市がプロジェクトのほうに求償することがあるということでもよろしいですね。分かりました。

あと、この協定書ですね、協定書のほうで、今現在で守られている、守られていないというところで、ちょっとこれ、グレーゾーンになってきているかなというような部分というのはありますか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。この仮移植した樹木の仮置きの範囲が、場所によって当初の予定より出ているというところがございます。そのほかについては、おおむね協定どおり実施をしていただいているというふうに考えているところでございます。以上です。

- 【遠藤直弘委員】 分かりました。あと意見は、すみません、討論のほうでやります。以上です。
- 【古濱薫委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午前11時16分休憩



午前11時30分再開

- 【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。青木委員。

- 【青木淳子委員】 本日は陳情者の方におかれましては、今回、このような陳情を出していただきましたこと、心から感謝を申し上げます。改めて、二小の仮移植について、しっかりと状況を確認し、また、その移植について、また、プロジェクトの方のことなども、また、子供たちのことなども、多くのことを学ぶ機会を頂いたこと、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。他の委員から、多く安全対策についての確認を様々な角度からされておりましたので、私からは、その点に関しては確認ということは致しませんけれども、造園業者の方からみらいの杜プロジェクトの安全対策の補強について確認をしていただき、そしてアドバイスも頂いた。2回ほど確認をしていただいたかなというふうに市の報告では確認をしたんですけれども、市内造園業者の方に2回来ていただいて安全性を確認していただいた、この謝礼等は発生しているのか確認させてください。

- 【島崎教育施設担当課長】 市内の事業者さんにアドバイスを頂いた件につきましては、市の支出として、基準に沿って謝礼を出させていただいたというふうなところになります。以上です。

- 【青木淳子委員】 謝礼をお支払いしたと。それは今までの事例、前例に基づいて行われたということで、大体どのくらいの金額なのか教えてください。

- 【島崎教育施設担当課長】 1時間当たり9,000円の謝礼をお支払いさせていただきました。以上です。

- 【青木淳子委員】 そうしますと、実質的には幾らの支出があったんでしょうか。

- 【島崎教育施設担当課長】 法人に対してお支払いをさせていただいております、1回当たり9,000円で、2回来ていただきましたので1万8,000円となっております。以上です。

- 【青木淳子委員】 分かりました。協定では一切、プロジェクトの方が負担をするというふうに私は捉えていたんですけれども、これに関してはなぜ国立市が支払ったのか、その理由を教えてください。

- 【島崎教育施設担当課長】 第三者の立場から状況を確認していただくというふうなことは、市側がこの仮移植樹木に対して安全性を教育委員会として判断をするために必要な手続でございますので、プロジェクトさんの御負担ではなく、現場を見ていただいて御意見を頂くと。その上での判断材料として市にアドバイスを頂くという観点から、市の支出として実施をさせていただいたものになります。以上です。

- 【青木淳子委員】 分かりました。これは協定に基づくものではなく、国立市として、市が安全の確認をするために市の財源を使って行ったということでありまして、これは何か予算といったことに絡んでくるんでしょうか。

- 【島崎教育施設担当課長】 今回の仮移植のお話のスタートにつきましても、なかなかスケジュールとしては厳しいところから始まって実施をしていただきました。その中で、こういったアドバイスを頂くということは当初の想定ではなかったものでございますので、予算を流用させていただいて実

施をしたというふうなところになります。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。今回の支出は予算を流用して行われたということでもあります。

それでは、次のことを質疑いたします。プロジェクトの方の過去の事例が幾つか報告をされて、初めてではなく、今までもこのような仮移植が行われてきたこと、その事例の報告を受けているということでもございました。それが確認できたわけですが、今回の二小の仮移植のような36本という多くの本数、移植やまた協定によりますと、最低、工事が完了する前の1か月前には移動するというふうな協定になっていますけれども、1年以上になる可能性もあると。大変長い期間。こういった事例は報告を受けているのかお尋ねいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 プロジェクトさん側から、事前の計画と過去の事例というものを頂いている中で、過去の事例について複数の樹木を仮移植して、長い期間で仮移植を行っていくというふうな事例はあるというふうな報告を受けているところでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 具体的にどのくらいの本数でどのくらいの期間なのか、確認させていただけますか。

○【島崎教育施設担当課長】 すみません。期間については、おおむね1年間の事例であったというふうに聞いております。申し訳ございません。本数については、今ちょっと手元に資料がございませんので、複数本というふうなことはございますが、正確な本数については今手元に資料がない状態でございます。すみません。

○【青木淳子委員】 複数本といたしますと、二、三本というイメージなんですけれども、36本というかなり多くの本数になるかと思うんですけれども、何十本というような事例が、そのくらいの記憶があればなんですが。

○【島崎教育施設担当課長】 数本という事例ではございませんでした。もっと多い単位の本数ではございました。30本まで届くかどうかというのは、すみません、ちょっと今手元にないんですが、それなりの本数だったというふうに記憶しています。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。

続いて、すみません、安全対策のことをやはりちょっとお尋ねしたいと思います。工事業者の方、二小の改築工事をしていただいている工事業者の方が仮囲いの補強を行ったとお聞きしたんですけれども、具体的な補強内容を教えてください。また、なぜこのようなことをされたのか、もしお聞き及びでしたら教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。工事業者の方に近隣の方から倒木が心配だというお声が、連絡があったというふうに聞いておまして、その上で、仮囲いの板というのは、外部からの侵入によって事故を防ぐとか、そういった目的で設置をされているものですので、もともと倒木を防ぐ、それを支えるとかそういった機能を持っているものでないということでもございます。というふうなものではございますが、万が一のときの対策として、板を支えている鉄のパイプにワイヤーをかけて校庭側に引っ張るというふうな対応を、現地を見させていただいて、たしか5本から7本ほど設置をしていただいたというふうなことでございます。以上です。

○【近藤建築営繕課長】 すみません、補足だけさせていただきます。お話の中でよく元請の話が出てくるんですけども、元請さんはこのプロジェクトに関しては全く別物という形なので、安全をどうかとか、確保とか、そういうことは一切しません。

今回の対応についても、あくまでも本当に気休めという形で、できることは何かって考えた際に、

それを引っ張ったということなので、引っ張ったからといって、そこにもたれかかって壊れないということではないということだけ認識おきいただければと思います。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。そういった保護者の方のお声を受けて、気休めというような御説明ありましたけれども、少しでも補強になればという御好意でやっていただいたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように認識しているところでございます。

○【青木淳子委員】 御好意でということは、それに関する実費はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 経費というものがまとめて積まれていますので、今回の内容がかなり人工を生じたとか、業者からそういう話があればお話し合いの中で決めますし、それほどということであれば、その中で、一式の中で整えるということがございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。大きな工事の予算でありますので、その中で十分賄えるといいますか、大きな人件費がかかるものでもなく、その中にある機材を使ってされていたのかなということが確認できたと思います。ありがとうございます。

それから、安全性に関しては、保護者の方のお声を聞くと、安全に大丈夫だという方と不安を持っていらっしゃる方と、両者いらっしゃるんですね。その声に対して、両者に対してきちんと、どちらにも偏らず対応していくのが私は行政としての立場ではないかなというふうに考えるんですけども、今後も継続して安全性は確認されていくのか。また、必要に応じてさらなる安全対策を行っていくと考えているのか。その確認をさせてください。

○【島崎教育施設担当課長】 100%のこれでもう完璧の安全対策というのはなかなか実現するのは難しいというふうに考えているところでございます。ですので、都度都度、プロジェクトさんとも協力しながら安全確認を行ってまいります。その上で、安全性を向上できるような対策があれば、それは相談をしながら実施の検討をしてまいります。例えば、今、仮移植をされている樹木の枝葉が大きく茂れば、それによって風のあおりを受けると。そういったふうなこともあると思いますので、そういった対応も含めて実施していくというふうに考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。今後も継続的に安全性の確認をしていただきながら対応していくということが分かりました。

それから、すみません、長くなって。陳情者の方から公有財産に関することが書かれてありました。公有財産台帳に市内樹木の登録がないというふうに指摘をされていますけれども、樹木を公有財産台帳に登録していない理由といいますかね、根拠といいますか、何か法的なことがありましたら教えてくださいいただけますか。

○【妹尾法務担当課長】 それでは、お答えいたします。国立市公有財産規則18条1項は、「公有財産台帳は会計別並びに行政財産及び普通財産に区分し、整理しておかなければならない」と定めております。また、同条2項4号は、財産の分類として立木を掲げております。そのため、市が所有している樹木について、全てを立木として土地とは別に公有財産台帳に登録すべきか否か、公有財産規則18条の解釈の問題になるかと思います。

この点に関しまして、最高裁昭和34年8月7日判決は、「立木は本来土地の一部として一個の土地所有権の内容をなすものである」と判示しておりますし、最高裁昭和40年8月2日判決も、「本件果樹は土地から分離独立した権利の客体ではなく、地盤たる土地の構成部分として一個の所有権の客体

と認めるのを相当」とする旨、判示しております。このように樹木は、特別の例外的場合を除いて、原則として土地の一部であることは最高裁の判例においても明らかであるとされているところです。この点、特別の例外的理由については、例えば市行造林など、樹木を木材として市場に流通させる収益目的で植栽した場合等が挙げられます。

そこで教育委員会に確認したところ、いずれの樹木も、自然樹木または地域の緑化のために植栽されているものであり、近隣住民の方から、枝や根が張り出してきたなどの要請があれば剪定が行われるものであって、収益を目的とするものではないとのことでした。したがって、教育委員会所管の樹木については、原則どおり土地の一部として取り扱うことになろうかと思われま

すが、当市の教育委員会において、樹木を別途独立して台帳に登録していないことが、最高裁が述べる一般司法上の原則とも整合する措置ではあると言えます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。法的な立場からきちっと御回答いただきまして、明確にこれは公有財産台帳に記載する、登録するものではない。収益を目的とするものではない。ですので、1個の土地の所有権の中にあるものということが確認できたかなと思います。

それと、すみません、協定書によると、5条は「二小校舎建設の完了日まで」とされています。その期限が1か月前までとなっておりますけれども、さらに4条には、今後は協議していくと定めるとありますが、協議がもしも今後速やかに進んだ場合、完了日1か月前を待たずに本移植が実施されると取られてよいのかお尋ねします。今後のスケジュールがもし何か見えているようでしたら、それについても教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 今後のスケジュールについての御質疑でございます。今後のスケジュールについては、やはり木の本数も多いというところがございますので、工事の進捗の妨げにならないように、速やかに本移植の協議をまずはプロジェクトさんとお話をするのが大事というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。私も視察へ行きましたが、すぐ隣で工事をしていましたので、速やかに移植をすることがやっぱり工事を順調に行っていくために必要だなというふうに感じましたので、今そういった御答弁いただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、「環境教育につながるよう努めるものとする」と。今後、環境教育をしていくということなんでしょうか。今まで何か環境教育、これに、樹木に関して二小で行われてきたか、それについても教えてください。

○【橋本教育部長】 これについては、実際今、あそこに仮移植していますよということは学校のほうでも認識しているところでありますが、なかなか今、工事の中が、これは工事中ですので、見れないという状況もございまして、座学の中では取り上げている可能性もあるんですけど、どういうふうなことをやっていくのか。先ほど他の委員からの質疑もありましたので、これはしっかりまた学校とも協議しながら、環境教育にやはりつながるような形を取っていききたいなというふうに考えているところでございます。

○【青木淳子委員】 すみません、最後に1点。視察の帰りに、ちょうど接ぎ木をした木を、鉢を移動させている児童さんなんかを見かけたんですね。これは二小の桜の木ですということもお話をされていて、こういった形でもSDGs、木の移植、また環境教育を進めているのだなというふうに感じましたけれども、それに関してどのような認識をお持ちか教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 桜の接ぎ木については、この改築計画を進める中で学校と協議する中で、今二小にある桜の命を次の世代につないでいくというふうな取組をお持ちいただいてやっていたところになります。本年で3年目になっておりまして、毎年5年生の児童の皆様が取り組んでくださっているという状況でございます。なかなか桜の移植の成功率というのは低いそうで、令和3年にやられた接ぎ木が数本、今成功しているというふうなお話をお聞きしているところでございます。ですので、引き続き今年度もやったださっているというところで、貴重な取組をさせていただいているというふうに考えているところでございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 陳情者の方、陳情を提出いただきましたこと、誠にありがとうございます。

それでは、最後に私からも何点か質疑をさせていただきたいと思います。多くの委員のほうから質疑がございましたので、端的に行きたいと思いますが、土留めのお話の中で、先ほどの答弁の中では、中央辺りから倒れる可能性があるので、安全対策を引き続き、傾きなどの計測を行って、それをしっかりと周知していく、皆さんにお知らせして下さるという答弁がありました。陳情者の方のお話の中には、地盤そのものの安全性の確認ということが必要ではないかというような御意見もあったかと思いますが、地盤の安全性の確認についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○【島崎教育施設担当課長】 地盤についてでございますが、先ほど答弁をさせていただいた内容ともちょっと重複するところがございますが、あそこの地盤については、時間の経過とともに土が堆積していったというふうなことで、あと周辺の樹木の、既存樹木の根によって地盤が固められているというふうなところ、あと、それほど外部の道路との高さの差がさほどないというふうなところがございますので、現時点で地盤の状況が悪いというふうな認識は持っていないところでございます。以上です。

○【近藤建築営繕課長】 すみません、補足させてもらいます。あくまでも、今、島崎課長がお話しさせていただいたのは、樹木40本を移動する前の状態です。なので、今現状としては、そこに40本のストレスがかかっているということは間違いなことでございます。なので、建築営繕課という技術屋の立場としては、先ほど青木委員のほうからもありましたけども、早い段階であそこの木をどうするのか。時期的な話ですね。それをできる限り早い段階で決めて、その上で、暫定的ではあるんですけど、日常的な管理をして、膨れが出てくるのかとか、傾きがあるのかどうか、そういったものを日常的に確認する上で、安全をできる限り確保するというのが望ましい姿かなというふうに思っています。以上です。

○【高柳貴美代委員】 分かりました。それでは、私も昨日、視察をさせていただきました。プロジェクトの皆様も努力をされて、倒れた場合は内側に倒れるような処置をしてくださっているというのは確認できました。それはあくまでも、倒れることを防ぐ処置ではないけれども、倒れた場合、内側に倒れる。そのような処置をさせていただいたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。倒れたときに内側に行くというふうな効果もあると思いますし、その揺れに対して突っ張りになるというふうな支柱としての効果もあるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

○【高柳貴美代委員】 確認ですが、倒れることを防止する対策にもつながっているというふうに捉えてよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 倒木対策の一環としてやったださっているというふうに認識しております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 次の質疑に移らせていただきます。8月17日の説明会、こちらのほうは近隣説明会ということでしたけれども、どのような方にお声がけをされたか教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 8月17日の説明会につきましては、二小の保護者の皆様、それと近隣の住民の皆様にお声がけをさせていただきました。以上です。

○【高柳貴美代委員】 どのような方法でお声がけをされたのか教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 保護者の皆様につきましては、学校メールがございますので、そちらで御周知をさせていただきました。近隣住民の皆様につきましては、プロジェクトさんが作成を頂いたお知らせのチラシを配布させていただいたところがございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 私もその説明会にプロジェクトの方からお誘いを頂いて、伺わせていただきました。その際に、先ほど、反対の方とプロジェクトの方々を応援する方々の人数のことが出たかと思えます。多い少ないということで、多かったか少なかったかということだったと思うんですけども、私は人数の問題というのは、先ほどの質疑をしたときに母数の問題もあると思ったものでお伺いしたんですけども、保護者の方と近隣の方にお声がけをくださって、あの時間に行われたと。出席者の方々でなかなかあの時間に出席するのは難しかったと、そういう御意見もあったかと思えます。その中で、今後、引き続いてまた説明会も行っていくというような答弁もあったかと思えますが、今後も引き続いてあのような形の説明会を実施していくのか、もう一度確認させてください。

○【島崎教育施設担当課長】 説明会につきましては、プロジェクトさんとも相談をする中で、安全対策も含めた内容を適宜実施してまいりたいというふうに考えているところがございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 先ほどの質疑に戻りますが、反対、賛成の方が——反対、賛成というのも私もどうかなというふうには思っているんですけども、基本、私は対立の構図はつくるべきじゃないと考えておりますが、それを申し上げた上でですよ、少ない声であったかもしれませんが、そのような不安なお声が上がったという少数派の意見をどのように捉えようと考えているか教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほど教育長の答弁でもございましたとおり、安全対策というのは非常に重要で優先されるべきものというふうな認識でございますので、不安なお声があれば、その声をお聴きいたしまして、どういうことが対策としてできるのか。それをプロジェクトさんとも相談をしながら検討していくというふうなことを考えてまいりたいと思っております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 それから、協定後に議員のほうに、議会のほうに文書説明、電話でも説明があったかと思うんですけども、その御答弁に際しまして、二小の工事に影響がないということを大前提に受けたという御答弁があったと思えます。今こういう状況になった中で、工事に影響がないと言えるかどうか。どのようにお考えかお聞かせください。

○【橋本教育部長】 これは今細かく、例えばやりながらいろんなことが起きているというふうな部分はあるんですけど、じゃあ、この二小の樹木のプロジェクトによって工事が影響を大きく受けているかということ、そうではないというふうに認識しております。ただ、今後、やはりこれは、まず工事をしっかり行うということは、これは我々の中の大前提ですので、そこが保たれるように、これはしっかり教育委員会としても対応していくべきかなというふうに思っているところがございます。

○【高柳貴美代委員】 先ほどの質疑にも、安全性を100%に持っていくのはなかなか難しいということで御答弁があったかと思えます。しかしながら、あの場所は公的な場所であり、大切な子供たちをお預かりしている大切な場所でもあります。安全性の担保ということは、やはり国立市としても、教育委員会としても一番大切であるということで、前回の別の陳情に関して出された際に、教育委員会

としてもしっかりとそのことに対して対処していくというような御答弁、教育長からあったかと思うんです。100%ということは言い切れないとしても、やはり100%に近い形でしっかりと安全性の担保ができていて、そのような状況になる必要が私はあるというふうに考えているんですけども、先日、一般質問の御答弁で、市長もその件に関して発言をされていたかと思われまます。市長はこの件に対してどのようにお考えなのか、今のお考えを聞かせてください。

○【永見市長】 あのと、確かに安全だというふうに報告を受けているというふうに完全に言い切ったような形になりましたけれども、考えてみれば、天変地異を含めまして、どのような状況が起こるかということは、100%ということはない。しかしながら、これからのことを申し上げれば、不安を持たれている市民の方の考え方、それから可能な限りやはり、できる得る限り安全性を担保しながら、それぞれの教育目的、それから校舎の建築ということ、両方を成し終えていくということをしななければならないという今、現在位置にいると思います。

ですから、今申し上げましたように、可能な推測できる範囲の中において、市民の不安を払拭しながら、安全対策を取りながら工事を遂行し、また、教育目的を達成していくと。こういうことを前提として教育委員会には働きかけをしていきたいと、このように考えております。

○【古濱薫委員長】 なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は、本陳情は不採択の立場で討論を致します。今日、総務文教委員のみんなが聞いて、安全対策をやっぱり不安に思われる陳情でしたので、市が必死で懸命にやっているという具体的な対策というのが出たと思いますし、今後においても最大限やっていくというようなそういう姿勢、そして現状においては、倒壊リスクというものほとんど、それを防いでいくための最善の状況はできているということが言えたのではないのでしょうか。

私自身の考えを言います。私自身は、今回のこのプロジェクトを通して、初めて木というものに触れた気が致しました。それで、これは突然のように見えたけれども、実は、なぜ突然であっても、この木を保存するということが、市民と、それから行政との奇跡的な協定によって実現したのか。これは政治的でも偶然でも乱暴でも何でもなくて、私は時代の反映だったというふうに思います。

今まさに、神宮外苑の木の伐採について議論が続いてきております。その中で、私は今回、この二小のプロジェクトの中心になってくださった矢野さんからお聞きいたしました。造園業の世界の中では、江戸時代が一番力があつた。力があつたと自分は思っておりますとおっしゃいました。明治神宮の木も、それから皇居、昔で言う江戸城の木も、類いまれなる森をつくりました。その森は自然にあった森ではなくて、至るところの造園家、そして至るところの人たちが木を運びながら育てた森だと。人工でつくった森なんです。それが今も生きてきた。そのときの技術というものは、今の造園家の技術よりももっと鋭いものがある。世の中の地形、そして水の流れ、風の動き、それをしっかりと読み取った熟練した職人たちによってつくられた森であるというお話を伺いました。

私たち現代人は数値がある、安全性の土台を数値やデータで欲していきますが、職人の世界では、そうやって木を知り、土を知り、自然を知り、風を知り、そして、この土の中で、この土地の上でどのように木を残していく、木を植えることが重要であるかということになりわいにしてきた人たちが造園家であります。自分の親も造園家であった個人事業主がたくさんあります。そういう造園家の知恵が結集した今回のプロジェクトでありました。そして、それに参加した造園家たち20人から30人。延べでいくと、4日間ですから120人になります。それを率いる造園家のリーダーがいたわけです。彼らが感覚的にしか表現できない、その感覚こそが実は今一番必要な安全の担保なんじゃないでしょ

うか。

今、至るところで起きている天災、人災、そこによって多くの犠牲が出ております。熱海でも起きました。地滑りのもと。それは乱暴な家の建て方にあった。昔の人ほど自然災害を知り、そしてそことうまく付き合っていく。そして自然を生かしながら人間が共に生きられる。そういう状態をつくってきました。大工さんもそうです。そして造園家もそうです。農業従事者もそうです。そういう知恵を私たちは今本当に学ばないと、そして継承しなければ、この地域の自然を守り、ひいては日本、そして地球の環境は守れない。そのような時代に私はなったことを、この小さな二小プロジェクトから学ぶことができました。

私が学んだこと、それは、たくさんの木がああ程度に縮められ、そしてあの高さにしなければ生き延びることができない。そう判断したのは造園家たちの知恵でありました。そして枝もあれくらい伐採しなければ、この暑さの中で生き延びることはできない。そして下にベッドのように、たくさん切られた枝のベッドを置いた。空間を入れた。石灰を入れた。そして、そこに仮移植という形で植えたわけです。置いたわけではありません。丸太を並べて、大きな丸太を何本も、40本も置いた事業ではありません。生きていた木を残すために仮移植という植えたわけです。その成果として、この夏の暑さを越えて、その木々から芽を吹き、根を出し、その根が下の、しがらみというのは、下の土というか、自分たちの枝を包み込み始めているわけです。それが既存樹木の根と一緒に今、私は自立しているというふうに解釈しております。ここが崩壊するという危険性はほぼないと踏みます。なぜなら木が生きているからです。生きてて守ろうとしていく。包み込んでいく。そういうもう動きが始まっているという説明ではなかったでしょうか。

このことを一番重視して、それを見てきた子供たちがいた。そして、子供たちが何を学んだかというところ、たくさんの意見書が今回出されておりますが、子供たちがいかに木が大事かを知っていった。そして木陰がいかに大事か知っていった。そして、大きな木があると、動物たちが、そして昆虫たちが、生き物がいっぱいいることを知っていった。これこそ生きたSDGsの活動であります。そのことが既にもう実践されています。そして、その子供たちは今回のプロジェクトで出来上がったわけではありません。二小は、当然皆さん御存じだと思いますが、今の校舎の上に自然の庭園、屋上庭園を造ったところなんです。当時の校長が必死になって、屋上緑化という形で庭園を造りました。それを守ったのが子供たちです。子供たちは建物の上に緑化することによって、それがどういう効果が起こるかということを知り、それを学んで継続したわけです。そういう子供たちが、そういう力がある子供たちが、今回この木の保存に関してどう思っているか、どう評価しているのか、何を願っているのか、このことをしっかり子供たちの声を聴いていただきたい。

市長が、これは教育の一環であるということをおっしゃっていただきました。私は、今回の保存樹木に関しての協定は、子供を真ん中に置いた、これから未来において、私たち大人がなすべき最大のことを決断するとはどういうことを証明してくれた教育的な決断だったというふうに思います。そして、それがもう実り始めています。まだ知らない子供たちがいたら、この木がなぜここにあるのか、そしてなぜ安全なのか、そのことをしっかり説明できる造園家たちもいます。その造園家の知恵によって生きた勉強をしていただきたい。

今回、たくさんの陳情と一緒に意見書が出されております。その中に枚方の認定こども園の園長からの意見書が届いております。180人ぐらいいるところの認定こども園で、この大地再生プロジェクトのリーダーをお願いしてやってもらった。小さい子供たちと一緒に、アスファルトに囲まれた園の

中で枯れかけた木の再生を行っていった。その作業を子供たちと一緒にやってきましたとありました。そして、未来に向けて子供たちに伝えたいことはこういうことなのだと。それを大人たちが潰さないでほしいというような声が出されてありました。

また、二小保護者有志からも、伐採を逃れ、命が繋がった樹木約40本と過ごす未来、無駄な命は一切なく、これからの二小で過ごす子供たちは、地域の方々、世代を超えて持続可能な社会、未来を創造していくことの1つにつながると考えると。このこと、学校現場だからこそできることを可能にしてくださった国立市教育委員会、各方面の方々の協力があったからこそ伐採を逃れ、樹木を守ることができていることを深く感謝したいという声が寄せられております。そして、その人の子供はしょうがいがあります。無駄な命は1つもない。その命を大事にしていく。木の命も人間の命も一緒である。そのことを教育を通して知ってほしい。この願いが聞き取れます。

さらに、1978年度卒業生有志の方からも寄せられております。その中で大事な言葉がありました。これは子供たちの声でもあります。賛成、反対と意見を二極化させない工夫とそのサポートをしてほしいというのがあります。子供たちが見ています。子供の安全、心配です。危険性があってはいけません。それは第一です。大人が考えるべき筋だと思います。そういう意味で、本日の陳情や心配をなされる方々は否定を致しません。そういうことを対立とした意見ではなくて、対話をしながら、子供を真ん中に置いて、私は、子供たちに大人たちが真剣に話して、この木たちを残していく。そのことを成し遂げていく。そういう背中を子供たちに見せなきゃいけない。私たちは対立を超えて対話をしていかなければいけない。その対話する力が今私たち、今大人たち議員と、そして当局に求められているというふうに思います。これは当然、保護者にも求められています。対話をしていく。そして一緒に考えていく。そして、この木の教育的意味を、この保存樹木の教育的意味をしっかりと子供たちに返していく。そういう環境整備をしていきたいというふうに私は思っております。

それで、私自身が最後に国土交通省に確認を致しました。これは、あたかも国土交通省が国立市に注意を喚起したというふうに読み取れる。そういうことを実際されたのですかという問いかけでした。そういう中で、本日やり取りの中で説明がありましたけれども、国土交通省の電話の方、これ言っているのかと言いましたら、いいですと言いました。言われたので言います。まれに見る強い要望が国土交通省に寄せられました。まれに見る強い要望でした。その要望の中に、ぜひ国土交通省から国立市に注意喚起をしていただきたい。そういう声がありました。注意喚起という言葉はそこから取りました。実際的には、国は危ないとか危なくないという立場ではありませんので、このような不安を抱えた市民からの相談があったということをお伝えいたしました。その結果、国立市が現状を見に行きますというような動きにつながりましたので、その旨をお電話があった、連絡があったその市民の方の言葉にあった注意喚起という表現をもって使いましたというような御説明でした。

私は議員であることを公言し、陳情が出されたことははっきり言っております。なぜなら私自身は、このことをもう少し聞きました。決裁を取ったのですかと。この要望に対してこういう答えをするという決裁を取られたのですかって今日お聞きしましたら、取っておりませんと言いました。取っていない。そういう公的決裁を取らないで、そのときの職員さんがその職員の判断でこう書いたということが分かりました。しかしですね、これ、こういう説明がなければ、こういうものが実際行ったわけですから、まるで国が、国立市の今のこの状況が危ないと言っているかのように聞こえてしまう。危ない、危ないということがあおられていく。これは非常に危険です。

私たちは危険に対しては冷静に対応しなければいけません。危険に関して十分にこれからも配慮を

すること。そして、危険だという声に対してしっかり対応していく。そういうこともしっかり今日言っていたいただきましたので、安全に、安心に、そして教育の一環として、この樹木の保存がしっかり10年後、20年後、成果となって子供たちが大人になったとき、あのときあの木を残して本当によかったね。これがあの木なんだね。大きな木は大切だよ。大きな木を守ろうね。そういうことを分かっている子供たち、大人たちが増えていく。そのために今の大人たちが最大限の対話をするのを、私も含めて宣言、誓いたい。子供たちに対して誓いたいと思います。どうか二小の子供たちに聞いてください。子供たちは大人以上に考えています。二小の子供たちに、この保存樹木についてどう思うか、保存樹木についてどうしたらいいかということをお願いを強く述べて、私の反対の討論と致します。

○【矢部新委員】 本陳情に関しては、不採択の立場から意見を述べたいと思います。本陳情、ひいては二小の樹木をめぐること全体について、様々な立場からいろいろな御意見、お寄せいただいております。先ほど上村委員が紹介したようなお声も含めて、読み込みが十分とは申し上げられませんが、全ても目を通させていただいたつもりです。一部の保護者さんからは、二極化、分断を憂える声というのも頂いております。また、子供に大人がもめている姿を見せたくないとおっしゃる保護者さんもいらっしゃいます。ただ、これは私個人としては、立場や考えに違いが出てくること、その訴え方もそれぞれあること、それによって、言わば対立と呼べる事態が生まれることというのも含めて、民主主義の基本である。大いに議論があることをむしろ子供たちの目から隠すべきではないというふうに考えています。もちろん、こうした議論やコミュニケーションを行うに当たって、それにも一定のルールですとか、守るべき品位というのがありますから、市民同士での非難合戦に至らないようには願うものです。

ただ、こちら陳情の件に関しましては、現時点で移植予定の樹木の取扱いに関して明確な法令や基準への違反というものが認められないというのと同時に、あくまで私個人が素人判断する限りでは、特段の危険性があるようにも捉えておりません。その一方で、安全面をめぐる市当局やみらいの杜プロジェクトさんの事前認識が、これもまたちょっと十分とは言えないんじゃないかなというふうにも考えています。安全性への懸念や不安に関して、あるいは樹木を守るべきという立場に関しても、これは科学や合理だけできれいに決着をつけることができない類いの問題です。必要なのは、私たち議員も含めた市民、ひいては子供たち、それぞれが判断するための材料、そのために協働のパートナーとして、市や、あるいはみらいの杜プロジェクトさんが、共にこれからも説明責任、あるいは安全への責任、これを果たしていくことが重要だと考えています。

つきましては、専門家による安全性の評価や検証ですとか、その公開と説明会というのをきちんと行っていく必要がある。そして、本移植するのかわからないのか、どこへ移植するのかというようなめど、これもできる限り早急に決めていただくというのが重要なのではないかなというふうに思っています。

これら、以上を踏まえた上で、陳情趣旨として、手続面での問題と安全性の問題、この2点指摘されていますけれども、市民が主体となっているプロジェクトについて、公権力がこれを中止させる、あるいは至急の撤去を行うというほどには根拠が不足していると思われるので、本陳情は不採択と致します。以上です。

○【遠藤直弘委員】 陳情者の方には本当に御苦労さまでした。本陳情に関しては不採択とさせていただきます。まず、不安点に思われているところ、本当に私もそう思わざるを得ないのかなというふうに思いました。ただ、確認をしていく中で、土留めの部分の安全性ですとか、あとは、私、倒れな

いものだと思ってないですよ、はっきり言って。これは倒れる危険性が多いものだと思います。普通に植樹されている木は倒れる危険性は少ないけれども、倒れる木だと思っています。風とか台風とかあれば、それは100%倒れない木はないですよ。なので、それは重々承知している中で、それを、その中で、要は、今この管理をされているものがどういうふう倒れるのかなと想像したときに、先ほど課長の答弁ちょっと違うなと思ったところが、これは倒れないようにしているものと。先ほど高柳委員からの質疑について、内側に倒れるようにしているものではないのですかという質疑については、そうではなく倒れないようにしているものですよというふうに言っていましたけど、私、引っ張ったら、特に張ってもないですし、それって、要は内側に倒れるようにしているものだと思うんです。なので、そのような措置が取られているんだなと思いました。昨日、私も見させていただいて。

土留めに関しても、ちゃんと水平器を使ってこれからもやっていくと。壊れるのは恐らく徐々に崩壊していくのであろうというような見地の中で、もしもそのような状況になったときには、早めの撤去をしていただきたいなというふうに思いますけれども、今の段階では、現段階ではまだそこまでではないのかなというふうな安全性に関しては思いました。なので、この仮置きしている樹木を至急撤去する、2の点に関しては、そのような理由から私は、今の段階では外には倒れない、そして土留めも壊れないという根拠の中で、私の中では大丈夫なのかなというふうに思いました。

あと、プロジェクトの中止をするほど、これはかなり大変な、これを中止させるということは大変なこととして、それがどのような根拠に基づいてという、先ほど前の委員もそういうふうにおっしゃっていましたが、私も同意見として、なかなかプロジェクトを中止させる根拠にもないのかなというふうに思っておりますので、①に関して不採択ということ。

あと、私からちょっと意見を申し述べておきます。私は立場として、国立の桜ですとか、本当に特徴ある植栽というのを今後もしっかりと管理して、それが100年、200年続くようにしなければいけないと思っている立場です。植栽というのは、樹木というのは、樹木、例えば道路の植木ですよ。植栽ですとか、あと公園、そして学校の植栽というのは、これは人間が管理をしていかなければいけないものだと思っています。これは原生林ではないので。

私、原生林が植わっているところに10年ぐらい住んでたんですよ。それで、その中で、自然の中でそういった山のことを勉強していました。先ほど、根が絡まり合って立っているという話、私、カナダに10年ぐらいいたんですけど、その中でカナダの松というのもそうやって立ってるんですよ。ただ、これ、風で倒れちゃうんです、風が強いと。それだから絶対立ってるというものじゃないんですよ。ちょうどこれと、植栽と、今仮置きされているものと同じような形で、カナダっていうのは岩場が多いので、岩にほこりが積もって、そこが土になって、そこに浅い土の中で松が立つんですけど、松が横に手を広げて、それで松同士で絡み合って木を保っているんですね。ただ、それって、100%それだから倒れないものじゃないんですよ。風が強いと倒れちゃうんです。台風なんかないんですけど、倒れちゃいます。なので、この今あるものも、もしかしたら強い風が吹くと倒れるかもしれません。それは本当に覚悟しておいていただきたいなというふうに思いますね。それを許可して、市はそういうふうな形でやっていますので、それは覚悟していただきたいというふうに思っております。

私、先ほど申し上げたとおり、色鮮やかなもの、いろいろな多種多様な植物が植えられる状況というのは、これ、市が管理しているんですよ。市道であれば市が管理して、都道だったら東京都が管理して、国道だったら国が管理していると。今どういうことが起こっているかといいますと、国立市はまだ頑張ってるんですよ。まだ桜の木を植えようという意欲があったりとか、彩りのあるものを

植えようというふうに、そういうような気概があるんですよ。なぜかという、さくら通りで植え替えるときに、桜を植え替えようということで今やっていますよね。ところが、東京都や国というのは、これ、管理しやすい木にしようという流れになっているんです。これどういうことかといいますと、例えば、管理の面倒な色鮮やかな花や木を植えると管理が面倒ですし、また、市民の方たちからのいろいろなお声があって、いろいろと面倒が起きるかもしれないという危惧をしているんですよ。

この間、非公開のところで課長さんにちょこちょっと聞いたら、なかなか、じゃあ、桜植えてくれないんですかと聞いたら、東京都道になったところにね。難しいですというふうなお答えでしたよ。これは暗に言いますと、いろいろな方々からの御意見が強ければ強いほど、管理のしにくいものは植えづらくなります。これ、本当に言うておきますよ。言え言えほど管理のしにくいものはやりにくくなりますから、それだけは本当に気持ちの中で思っておいていただきたいと思います。行政ですから、やっぱりある程度効率を求めていかなければいけない。その中で、植栽プランをつくらなければいけない。まちというのは植木だけをやってばかりはいられないんですね。その中で人も大事にしなければいけない、インフラも維持管理しなければいけない。そのようないろいろとお金のかかること、まだまだこれからたくさんある中で、本当に市の、まちのリソース、マンパワーですとか税金をそこにかけることが本当にいいことなんですか、どうなんですかということやはり皆さんに考えていただきたいなど。プロジェクトの皆様、特に考えていただきたいというふうに思いますので、その辺りは、そのプロジェクトの中でお話をしていただきたいなというふうに思います。

また、教育委員会のほうには、教育で考える教育、素晴らしいことだと思いますし、私もそれがあっていいなというふうに思いますけれども、しかし、1つ言えることは、やはり子供というのは、一番近くにいる大人の影響を受けます。当然、親に影響を受けたり、学校の先生に影響を受けたり。それで成長していくものなので、子供が主体的に考えることは素晴らしいことで、それが望ましいことだと思いますけれども、しかし、その中で、教育を受ける人たちが周りにいて、その影響を受けてそのような成長をしていくということも考えていかなければいけないと思いますので、しっかりとその辺り踏まえて、教育というのであれば、本当にその中で……、いいですよ、ほかのこうやって問題になっていないところの子供たち、児童生徒たちに聞いてみてもいいと思いますよ。どう思われますかとかね。そういうようなことも考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、協定書に関して、今だんだんグレーになってきている、仮置きが広がってきているというふうなお答えがありましたけれども、私は昨日、その中を見させていただいて、御好意という言葉が随所に出てくるんですよ。今やっただけでいる業者さんの、施工業者さんの御好意という言葉が出てくると。御好意というのは、協定書内で処理できないので御好意でやっただけでいるということが多いのかなというふうに思いました。また、水道代に関しては、明確に市が負担するということですので、この件に関しては、もしもこのプロジェクトにちょっと怖いなと思われる方は、この税金の使われ方どうなるんですかというふうな御意見を頂いても仕方がないのかなというふうに思いますよね。ですので、しっかりと協定書が守られるようにしていただきたいなというふうに思います。

勇気のある課長が、ここの土留めに関しては、最初の置いている状態ではなく、そこで安全が確保されているもので、その置いてあるものに関して、ずっと置いてあると危険が生じるかもしれないので早めの撤去をしていただきたいと。そういった答弁もありました。私は本当に勇気を絞って言っていたと思いますよ。こういったふうに思っている職員もいて、その中で、私はそれを受け止め

なければいけないという立場でもありますので、この協定書が、協定を結んだ方たちとしっかりと協議をしていただいて、移植をする場所をしっかりとプロジェクトの方たちに探していただきまして、それで素早く桜を植えていただくというようなことを早急にやっていただきたいというふうに思います。

まず、本当にこれ、対立構造になっちゃっていますよね。市民の中で、本当に子供を思う親や、またおじいちゃん、おばあちゃんですね、祖父の気持ちと、それと、いや、この自然を残したいとか、緑を残したいとかという親の気持ちとというのがすごく対立構造のようになってしまっているというのが本当に残念だなというふうに思いました。私はまちの進め方の中でお別れ会をやったりとかということで非常にすばらしく、ああ、そういうことも配慮してやってらっしゃるんだなということで評価してました。それが、なぜかこのような、開けてみたらこのような状況になってたというのがちょっと驚きでもあったんですけども、そのようなことが私の中でありましたので、伝えさせていただきたいというふうに思いました。

それと、ちょっと1つだけ。もう1つ。こういういろいろな資料を頂きました。これからもプロジェクトの皆さんも情報発信されると思いますけれども、やはりちゃんと事実に基づいて発信はしていただきたいなと思います。これ、書いてあるのが、校庭にある160本の樹木のうち、100本の伐採が決まった国立第二小学。木々の命をつなぎたいと保護者と市民が集まって市民グループ〜つづく つながる〜くにたちみらいの杜プロジェクトを急遽結成というふうに書いてありますけども、これ、国立市の計画では、私もそれを賛成したんですけども、160本の樹木のうち100本を入替えをして、350本植え替えるということですので、木は増えます。森ももっと豊かになりますし、植栽豊かになるんですね。ということもしっかりとこういった資料を作られる上では行っていただきたいなというふうに、公平なところでやっていただきたいなというふうに思いますので、そこをお願いしまして、今回の陳情に関しては不採択とさせていただきます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。本日は、陳情者の方には大変、様々な目線から考える機会を頂きまして、ありがとうございます。今回の陳情につきましては、不採択の立場で討論をさせていただきます。お昼も過ぎておりますので、少し手短かに討論をさせていただきます。

まず、今回のこの陳情、不採択とただいま申し上げましたけれども、頂きましたこの陳情の中には、様々な安全を危惧されている方々の思いも含まれているのかなと推察をさせていただいております。もちろん、今回のプロジェクトさんの行っている仮移植でしょうかね、この仮移植につきましても、緑を守っていくという部分につきまして、大変賛同をさせていただく部分もございます。どちらの立場もある一定の私も理解をさせていただいておりますし、先ほど、市の皆様に質疑をさせていただきましたが、この際、安全性の確認につきまして最大限、今後も配慮をして、また、日常的に確認をしていくということで、市の皆様には今後も引き続き、安全について考えていただきたいなと思っております。

そして、もう2点、質疑でもさせていただきましたけれども、まず水の負担、これ、もちろん市の負担という部分はあるかと思いますが、職員の皆様、校長先生も含めて、学校の先生の皆様にも負担が生じることはないということで、一定、私も安心をしたところでございます。

続きまして、議会に対して4月以前の確認という部分で、これまでも含めてケース・バイ・ケースのこういった事例ですね、ケース・バイ・ケースの対応を行っていたというところと、ただ今後は、他の委員の方の質疑の中にございましたが、今後この議会を含めて、情報提供の方法を整理していく

ということで御答弁ございました。こういった情報提供の在り方について、引き続き考えていただければなと思っております。

ちょっと戻りますけれども、可能な推測というものもこの安全性の部分で行いながら対応を行っていくというところで、これは、先ほどのお話で今後ということではなくて、今まに行っているこの事業の移植をしていく、仮移植をしていく、また本移植に向けて行っていくというところで、様々な安全性の推測を行いながら対応いただけたらなと市の皆様にもお願いを致しまして、私からは今回の陳情につきましては、不採択とさせていただきます。以上となります。

○【青木淳子委員】 今回の陳情に対しまして、不採択の立場で討論をさせていただきます。先日、総務文教委員会として、ほかの委員もお話をされていましたが、第二小学校の仮置きされた場所を見せていただきました。工事中にもかかわらず、受け入れていただいた施工業者の関係者の皆様には心からまず感謝を申し上げたいと思います。

そして、その中では、課長から様々な説明を受け、また、委員の質疑にも丁寧に答えていただきました。例えば、なぜ高所にワイヤーが張られたのかの理由を聞くと、どこに何本張られたのかを見て、その事実を確認し、丁寧に答えていただきました。また、たくさんの太いくいが打ち込まれ、仮置きされた樹木の切られた幹などを支柱として張り巡らされているように置いてあることも分かりました。プロジェクトの方々が安全性を高めるために努力をされているなということを感じました。また、工事業者の方が、仮囲いの補強のためにワイヤーを6本張ってくださっていること、これは安全性を高めるものとは違う意味合いではあるようではありますが、このことに対して改めて感謝を申し上げたいと思います。

仮置きされた樹木をじっと見ていると、たくさんの太い幹が切られていました。まるで私はその腕を切られたように痛々しく感じられました。意味があってそうしているということかと思いますが、私にはそのように感じられました。仮置きされた樹木のことや補強の方法をお聞きし、幾重にも補強されている事実、そうやっていただいている事実も理解できましたが、正直なところ、私はそういったことに対しては全くの素人でありますので、これは間違いなく安全性が確保されているという確認まではできなかったということが正直な思いでございました。

私たちが生活していく上での安全性の確認といいますのは、例えばJIS規格など、耐久性や耐荷重性など厳しい試験に合格した製品であるなど、一定の基準によるものです。そういったものに私たちは日々囲まれて安全に生活をしていると考えます。しかしながら、今回の仮置きの安全性は、経験と勘によるものであり、数値化することは難しい。これも理解できますが、市民の方の不安がなかなか拭えないお気持ちも、その仮置場の現場を見て理解ができました。大事な子供たちを通わせている保護者の心配も払拭できないのだと思います。

この陳情でございますが、陳情事項にあります、①二小改築工事に伴い行われている樹木の移植プロジェクトを中止することとありますが、今の質疑においてグレーゾーンがあることも分かりました。工事業者の方の御好意によって行われていることをよしとするものではありませんけれども、おおむね協定どおりに行われているということ。また、さらに今後も協定に基づいてこの事業が行われていくものであるということですので、今中止にすることではないというふうに考えます。

そして、②仮置きされている樹木を至急撤去することということがございます。確かに速やかにスピードを持って仮置きを移動することは必要ではあると思いますが、まだまだそれに進むまでには幾つか課題を乗り越えていかなくてははいけないと考えます。ですので、至急撤去するのは非常に難しい

と考えますので、この2項目に関して違うなど、このとおりではないと考えますので、不採択と致しました。

安全性の今後確認を定期的に行い、意見を述べさせていただきますけれども、必要に応じて安全性をさらに高め、丁寧な説明をお願いしたいと思います。また、私たちのもとに子供たちからたくさんのお手紙を頂きました。その純粋な声に正直、心が震えるような思いでした。大人たちがちょっと争っているように見えてしまうというのではないかと、そういうふうにも感じました。一度伐採すると決めたことを、接ぎ木や鑑賞会も行われてきたその後での仮移植です。仮置きですね。仮置きを進める保護者と不安に思う保護者、その間に入ってしまった子供たちのことに思いをはせると、胸が痛みました。速やかに協議して、速やかに今後どのようにしていくのか決めていただきたいと思います。強く思います。

私たち議会は、国立第二小学校改築工事の契約に対する予算を賛成し、現在工事が行われていると認識しています。今後、資材の高騰などによる補正予算の追加はあると考えますが、子供たちも新校舎の建設を心待ちにしています。実施設計を変更することなく着々と確実に進めていただくよう、これは強くお願いをしたいと思います。当然ですが、議会での審議を通し、議会で可決された工事であることをしっかり理解した上で、今後も工期が遅れないように粛々と工事を進めていただきたいと思います。

また、仮置きに関しては、～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクトさんと交わされた国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定に基づいて今後もぜひそれに基づいて行っていただきたい。プロジェクトの皆さんは、仮移植及びその樹木を責任を持って適切に管理し、費用はプロジェクトが負担することも、改めてここで確認をさせていただきたいと思います。その上で、安全対策に対し管理責任のある国立市として、安全第一を旨として、プロジェクトの皆さんと連携を密にして一緒にやっていただくようお願いを致しまして、私の反対の討論とさせていただきます。不採択ですね。不採択の討論とさせていただきます。失礼いたしました。

○【高柳貴美代委員】 それでは、私も不採択の立場で討論をさせていただきたいと思います。まずもって申し上げたいことは、大人は対立の構図をつくるべきではない。子供を真ん中に据えた子供の気持ちを尊重するということは非常に私も大切だと思っております。しかしながら、子供は自由に、今年で考えられる発想を自由に発せられる。しかしながら、私たち大人はしっかりと、その子供たちを守る安全対策をしっかりと考えた上で行動を取らなければならないと考えています。

今から数十年前の卒業式の国旗の問題が起きたときの卒業生の保護者であった私にとって、それ以後、中学生、高校生、大学生となっても、子供たちの中にはいろいろな思いが残っている。そのような経験をした私でございます。その頃の私は、先ほど、小さな声を大事にしてくれと申しあげましたが、その頃の私は、まだまだしっかりとした意見を述べることができなかつた小さな声であったと今思っております。ですからこそ、私も子供を中心に、子供を大切に考えるべきだと思っております。

その中で、この陳情は、無責任な移植という言葉があります。他の委員から、これはいかがなことかと。私も無責任などとは思いません。皆さんの本当に純粋な気持ちでなさってこられたことだと思っております。そしてまたそれを心配される保護者の方、また祖父母の皆様のお気持ちもよく分かります。先ほども申し上げたように、あの説明会に私も参加させていただきましたが、孫のことが心配だとおっしゃっている方が、あのときに一緒に保護者としていろいろな場面でお話しした保護者だった方が、それこそSDGsで国立に住み続けて、お孫さんがまた国立二小に通うようになって心配されるという気持ちも私にもよく分かります。答弁の中で教育委員会の職員の皆様のお気持ちも十分に分かりま

す。プロジェクトの皆様のご純粋な気持ちを受けて、いかにそれを受け入れられるかということで努力されたのだと思います。しかしながら、他の委員も申し出ておりましたように、5月になってからの議員への報告、議会への報告というのは、今の私の立場を考えましても、それはしっかりと考えていただきたい。今後におかれましては、その辺のところは、私ども委員一人一人、議員一人一人は多くの市民の負託を得てここに座っておるものでございますから、その辺のところはしっかりとお分かりいただきたいと願っております。

また、答弁の中に、現地の地盤の確認ということで、本当に勇気を持って専門家の立場からお考えを述べてくださった職員がおられました。今こそ、国立市役所全体の英知を生かしていただきたい。そして、対立の構図をつくるのではなくて、よりよい形で話し合いをして、どこに持っていくのがいいのか、その辺のところを私は考えていただきたいと思います。実際問題として、地盤の安全性を担保できる状態にはないというのであれば、先ほどの御答弁にあったように、早い段階でこの移植を、また本移植ということもプロジェクトの皆様としっかりと話し合いをしながら進めていくべきではないかと私は意見を申し上げたいと思います。

そういった意味で、この陳情のこの2項目に関しては、このまま採択するわけにはいかない。陳情者の方もあの説明会に御参加されておられました。そして、その次の日が期日でございましたので、お話をしたら、夜も寝ないでこの陳情を書いたとおっしゃいました。その気持ちも十分に受け止めていただきたい。そして、多くの皆様からたくさんの意見書や思いも寄せていただいた。お子さんからの思いも寄せていただきました。私どもはしっかりとその一通一通を読ませていただき、今後の慎重審査、慎重審議に生かしてまいりたいと思っています。

最後に、私が不採択とさせていただいた決め手は、市長がしっかりとしたお考えを述べられたからでございます。市長を先頭に、また教育長を先頭に、皆様の思いをしっかりと受け止めて、よい形で、対立の構図をつくらず、子供を大切にしたい形で今後行っていただくことを深く深くお願いをし、この陳情には不採択とさせていただきます。

○【古濱薫委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時50分休憩



午後1時50分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(2) 第70号議案 国立第二小学校改築工事(建築工事) 請負変更契約の締結について

議題(3) 第71号議案 国立第二小学校校舎改築工事(電気設備工事) 請負変更契約の締結について

議題(4) 第72号議案 国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事) 請負変更契約の締結について

○【古濱薫委員長】 第70号議案国立第二小学校改築工事(建築工事) 請負変更契約の締結についてから第72号議案国立第二小学校校舎改築工事(機械設備工事) 請負変更契約の締結についてまでの3

件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から、補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第70号議案国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結について、第71号議案国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）請負変更契約の締結について、第72号議案国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負変更契約の締結について、補足説明を申し上げます。併せて、総務文教委員会資料No.39を提出させていただいておりますので、御参照ください。これらの契約は、令和5年第1回定例会におきまして、請負契約の議決を頂き、令和5年3月24日に契約をした案件でございます。今回は契約内容の変更に当たり、再度、御議決を頂くものでございます。

変更の内容でございますが、いずれも契約金額の増額であり、この理由は、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を適用し、賃金上昇並びに原材料費の高騰等への対応をし、適切な契約金額に変更するためのものでございます。

次に、具体的な契約金額の変更についてです。国立第二小学校改築工事（建築工事）につきましては、契約金額を8,408万4,000円増額し、31億3,379万円を32億1,787万4,000円に変更させていただくものでございます。国立第二小学校校舎改築工事（電気設備工事）につきましては、契約金額を465万3,000円増額し、2億2,000万円を2億2,465万3,000円に変更させていただくものでございます。国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）につきましては、契約金額を674万5,200円増額し、2億5,846万4,800円を2億6,521万円に変更させていただくものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 今回は、請負契約の変更ということで、理由を聞いたら、最新の労務単価などを適用してということですが、労務単価なので、全部で9,000万円以上の増額になると思うんですけども、やはりちゃんとそこに適正に反映されているかどうかということ、追跡で調べていくというような、そういうチェックというのは可能なのでしょうか。

○【津田総務課長】 まず、こちらは賃金・材料費等の改正に伴う今回のものですが、ヒアリングをしまいいました。誓約書も出していただいておりますので、適正に対処するということで、その中で、もう既に下請契約につきましても、事業者と最新の労務単価で行っているというようなヒアリングは、もう取れております。ですので今後も、これはお願い事項にはなってくるころではあるんですけども、まだ工事も約3年半と長い期間もございますので、どのような形が取れるかはありますけれども、きちんと適切な賃金、人件費も含めて対応できるような形を取ってまいりたいと考えております。

○【上村和子委員】 最後の質疑です。こういうことを、しっかり働いている人たちのところまで反映させていくための公契約条例も毎回聞いておりますが、その後、何か進捗状況ってあるのでしょうか。

○【津田総務課長】 公契約条例につきましては、適切な労働環境を確保するための有益なものというふうに捉えておりますが、事業者への負担も一方であるというところがございます。事業者団体とも、丁寧な会話を積み重ねてきている状況です。

まずできることということで、労働環境チェックシート、これを令和4年10月から行っておりまして、現在25件ほど頂いている中で、まずは確認させていただくという、そのような形を進めさせてい

ただきまして、またその状況も踏まえて、今後の対応を取ってまいりたいと考えております。

○【上村和子委員】 1点だけ。結論として、公契約条例をつくる方向で、その段階で……

○【古濱薫委員長】 議題外かと思われますので、議案の範囲内の質疑にしてください。

○【上村和子委員】 では、討論で言います。大丈夫です。

○【矢部新委員】 この公共工事設計労務単価というのは、これは基本的に年1回ペースで更新されるものなのでしょうか。

○【津田総務課長】 おっしゃるとおり大体毎年3月、今回でいいますと、合わせたものが令和5年3月になりますので、そこに新しい労務単価、これから発注する部分の工事につきまして適用してくださいというものでございます。

○【矢部新委員】 そうなりますと、令和5年3月以降の契約についての適用ということですが、つまりこれは、今後3年間の工期の間の労務単価に変動があった場合も、契約金額に変更はないという理解でよろしいでしょうか。

○【津田総務課長】 毎年、これは今までですと変更が、増額になる部分であるところがございまして、インフレスライド条項というところにはなるかと思うんですけども、また、令和6年3月にも、恐らく単価が変わってくると思いますので、その部分につきましては、残工事については、見合った単価に適正するというところがございまして、契約変更も生じる可能性はあるのかなと考えております。

○【矢部新委員】 質疑は大丈夫です。

○【遠藤直弘委員】 先ほど、前の委員からの質疑がありましたけれども、この労務単価の質疑の中の御答弁の中で、もう単価を上げているというような御答弁だったと思うんですけども、それはもう確認されているということですね。

○【津田総務課長】 工事主管課の建築営繕課で工事の進捗状況も含めた中での確認の中で、そのような話は聞いております。

○【遠藤直弘委員】 主管課として、今回の労務単価の上昇の中で、それに見合ったものになったかどうか。要は、請け負った事業者さんが、要はこの単価の中で人件費、当然、人件費は払わなければいけないもので、当然そうしないと、人が集まらないという状況があると思いますので、そのようにしているのだと思うんですけども、それでこれで見合っているかどうかというのはいかがでしょうか。

○【津田総務課長】 私ども総務課としては、そういう協議も含めた形で、この金額を頂いているというところがございまして、先ほどのヒアリングも聴いた中では、そのような形を取らせていただいておりますので、見合った形であるものかなというふうに認識しております。

○【青木淳子委員】 質疑をさせていただきます。今回の契約の変更に関しては、労務単価の上昇によるものと、原材料費の高騰の対応ということでありますけれども、原材料費の高騰は、この契約の金額の中、総額のうちの大体何%、幾らぐらいなのか教えてください。

○【津田総務課長】 こちらは、人件費と材料費等を明確に区分したものを、今回のこの請負契約に当たっては行っておりません、労務費と材料費が一緒になった複合単価というもので積算しているというところがございまして、上昇しているものとか、そういう際立ったものについては分かっているのですが、明確な割合については、ちょっと分かりかねるという、そのような状況でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。私もこの契約に関しては、正直よく分からないので、そういっ

た複合単価というものが存在している。今回の契約が複合単価なので、材料費も工事も合わせた金額ということの、もう一度確認です、そのための上昇ということですのでよろしいですか。

○【津田総務課長】 そのとおりでございます。

○【青木淳子委員】 すみません、何度も。そうしますと、この契約の時期というのは、いつ頃になりますでしょうか。もともとの契約です。

○【津田総務課長】 こちらは、令和5年3月24日になります。

○【青木淳子委員】 分かりました。本当に短期間において、労務単価も物価高騰も起きたということで、このような今回の契約の変更になった。それは、3月の時点では予想ができなかったのでしょうか。

○【津田総務課長】 ある程度、こちらの建築工事を例に申しますと、12月の終わりぐらいから入札を行っております。ですので、どうしても令和4年の労務単価に準じたもので賃金を算定しておりますので、一方では、毎年3月に改定もございますので、ある意味では、額の部分はありますけれども、こういう特例措置が行われるものであろうということは認識しておりました。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 賛成の討論を致します。物価高騰、また人件費の高騰というのは、政府が進めている政策のとおりだと思いますので、今後も起こり得ることだと思います。

まず、事業者さんが、落札負けしないように。今回も落札率を見ると、9割で取っているところもありますので、それって1割引するような形で、競争して入札して取ったところでもありますので、その事業者さんからすれば、かなり大変な思いをして取られていると思います。ただ、競争が緩やかなところは、やはり99%というような落札率もあります。

私は、先日、大谷議員も一般質問でやられていましたけれども、なぜ建築工事だけが入札方式で、せっかくちゃんとした積算をして、それで組み立てられた予算について出しているにもかかわらず、それを100%で請けられないのかというふうに、ちょっと疑問に思っているところが、本当に今最近強く思っています。いろいろと物を買うときに定価で買っていますが、それを入札方式でやるなんてことは、まずしないと思います。

また、例えば福祉のほうとかでも、例えば、入札方式で金額の安いところに出すなんてことは、まずないと思いますが、建築においては、なかなかそれが理解されないのかなと思っていますので、それがいい形で変わっていかないと、何度も言うように、請けられる市内事業者さんが少なくなってしまう。また、本当になくなってしまったときには、何度も言いますが、国立市民が非常に不便を被る。特に災害時ですとか、緊急を要するときに、市内事業者さんがいないというのが、一番大変なことになると思いますので、その辺りの観点からも、しっかりとこのような形で、毎年毎年進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○【古濱薫委員長】 すみません、遠藤委員。何号議案について。

○【遠藤直弘委員】 今上程されました、70、71、72号議案について、賛成の討論と致します。失礼しました。

○【上村和子委員】 私も70、71、72号議案に対して、賛成の立場で討論します。今回、労務単価が変わったということで、それに伴っての増額の契約変更だということで、そこまでしか分からない。

ちゃんとそれが、適正に働く人に反映してくださいという誓約はもらっているということだけでも、それが本当に果たされているのかどうかという追跡ができない。その基準がないということで、私は、今日は再質疑をできませんでしたが、公契約条例とかがあればそこに基づいてされているという、少なくともそういう保障ができるわけです。ないという状況の中で、国立市は、公契約条例を今はつくる方向で検討しているのだろうか。それとも、つukらない方向で検討しているのかというのが、今日はちょっと聞きたかったところで聞けませんでした。やはりどっちの方向で今は動いているのか。これは今からどんどん工事が、大きな公共施設の工事が始まっていきます。それら全てに関わっていくし、大きな億単位の工事だけじゃなくて、小さな単位であっても公契約条例を適用しているところもありますし。今日質疑しなかったのは、多分、答えられないだろうと思ったので質疑しませんでしたけれども、一体この第二小学校の改築工事の建築、電気、機械設備、それぞれに何人の人たちが働いていて、その人たちは、一体幾らの最低賃金で働いているのか。その人たちが幾ら上がって、この金額が算定されたのかということも、本当は詳細を知りたいところなのです。でもしかし、今日はやりませんでした。

やはり私自身は、事業者さんは大変だということで、それをもってやらないのか、どうかちょっとよく分からないので言えませんけれども、やはり今から公契約条例というのは、今からでも、やっぱり必要なんじゃないかということも1つ。その中に、私は国立市らしい公契約条例をつくっていただきたいですし、そういう中で、今は総合評価方式とかを入れておられますけれども、やはり市内事業者を大事にしていく仕組みや、第三者機関、何か問題がある場合には、審議会にかければ、それが公契約条例にのっとっているか、のっとっていないかということも審議してもらえるような審議会も必要だと思います。そういったことも含めて、公契約条例を考えていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第70号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第71号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、第72号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第73号議案 旧本田家住宅等復原工事請負契約の締結について

○【古濱薫委員長】 第73号議案旧本田家住宅等復原工事請負契約の締結についてを議題と致します。

当局から、補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第73号議案旧本田家住宅等復原工事請負契約の締結について御説明申し上げます。併せて、総務文教委員会資料No.40を提出させていただいておりますので、御参照

ください。本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約のため、提案をさせていただくものでございます。

この契約につきましては、公募型プロポーザルにより選定した契約候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行い、令和5年8月7日に仮契約を結び、本会議で議決を得てから本契約を締結するということとなります。具体的な内容でございますが、契約の目的は、東京都指定有形文化財である旧本田家住宅の主屋復原、表門耐震補強及び外構整備を行う工事で、契約の方法は随意契約でございます。

次に契約の内容でございますが、契約金額は4億2,900万円で、履行場所は国立市谷保5122番地の4及び、市が指定する場所でございます。

次に工事の概要です。まず、主屋復原につきましては、令和3年9月から行われた解体工事において解体された部材を用い、江戸時代後期をベースとし、さらに歴史的・文化的に価値のある部屋を付加する間取りに復原するものでございます。また、併せて電気設備工事、機械設備工事を行ってまいります。次に表門の耐震補強工事につきましては、安全性のために、門に基礎を設ける工事などを行うものでございます。最後に外構の整備工事につきましては、庭の整備、擁壁や板塀の整備、放水銃の設置などを行うものでございます。

工期は、本契約確定日の翌日から令和7年12月26日までとなっております。契約の相手方は、東京都新宿区新宿1丁目35番15カテリーナ新宿御苑503、風基建設株式会社代表取締役渡邊隆氏でございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 まず、この事業者さんなんですけれども、今、御住所まで全て話していただいたんですけれども、これは、マンションの1室を借りてやっている事業者さんということだと思っただけなんですけど、ほかにも事業所があるということで間違いないですよね。

○【井田生涯学習課長】 そうですね、事業所までは、ほかにもというのは把握はしていないんですけれども、ただ、規模的にはここ単独でやっているのかなというふうに認識しております。

○【遠藤直弘委員】 これは、カテリーナって、私も実はマンション販売をやっていたことがあるので、よく知っているんですけれども小っちゃなマンションですよ、1部屋はね。そのところで、多分、事務所として使っているのかとは思っただけなんですけれども、事業所とかもちゃんと調べたほうがいいかもしれないですよね。ただ、これは解体工事をやってくれた業者さんということで、間違いないですよ。フォローしなきゃいけない。

○【井田生涯学習課長】 現在、解体工事を行っていただいている業者に引き続きというところになります。

○【遠藤直弘委員】 これは、それで間違いないから随意契約にしたということで、確認しますけれどもよろしいでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 まず、解体工事を始める際に、プロポーザル方式を用いまして、事業者選定を行ったんですけれども、プロポーザル方式を実施した後、結びました基本協定の中で、復原工事についても優先交渉権者として定めるというところがございますので、そこが前提で契約に向けて進んできたというところがございます。

○【遠藤直弘委員】 解体工事もしっかりとやっていただいて、その保存状況もいいということを確認

認できたということによろしいでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 そうですね。我々の想定以上に、しっかりと非常に研究熱心な棟梁もいますし、やっていただいたというふうに認識しております。

○【遠藤直弘委員】 棟梁がいるというので、ちょっと安心してきましたけれども。

課長にも前にお話ししましたが、横の道路の名前までは分からないんですけども、今はもう一方通行のような道路で、そこどころが、生活道路なので一方通行にしないで運用していると思うんですね。無理に規格外なのに、市に英断をしていただいて隅切りをしていただいたりとか、配慮をしていただいている道路なんですけれども、その道路は、工事期間中は使ったり、使わなかったりとかはするのでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。今現在としては、まだ使うかどうかというのは決まっておりません。今後、契約がなされた際に、工事計画とかそういったものが出てきますので、その段階で安全が確保されているということであれば、その道路は使わせていただきますし、安全が確保されていないということであれば、使わないということになると思います。以上です。

○【遠藤直弘委員】 地元の人は、甲州街道から北側には上がらないですよ、怖いから。相手が逆に来ると、けんかになっちゃいますので、そんな無謀なことはしないんですけど、ただやはり、事業者さんが入って行ってしまったりとか。また、その工事が終わって運用が始まった後に、またそれが問題になってくると思うんですよ、後ろに駐車場がありますから。恐らくカーナビでは、甲州街道から左折してくださいと、新宿方面からはですね。逆側からだ、右折はできないのかな、左折してくださいというような案内が出てしまうので、これがまた運用が難しいとすごく考えているので、今はまだ工事が始まる段階なので、それを1つの課題として、せっかく裏に駐車場を造りますから、その駐車場が安全に運用できるようにお考えいただきたいなと思います。一方通行にするのか、案内をどうするのかとか、でも、カーナビを入れるとどうなっちゃうのかなとか、その辺りもちょっと考えていただきながら、検討というか、課題として持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 委員からお話がありましたとおり、開館後の来場者の駐車場を設けます。ただ、おっしゃるとおり、南側からは、なかなか入りにくいところもございますので、課題として受け止めさせていただいて、来館者への案内を充実させるですとか、様々な検討をさせていただければと思っております。

○【遠藤直弘委員】 よろしくお願ひします。以上です。

○【矢部新委員】 すみません。こちらは、施工業者さんとの間でも、本田家の復原した完成の際の設計というのは、もう共有なされているということによろしいのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 現在、設計業者が作成したものは、復原工事の業者のほうにも見ていただく中で見積りなどを頂いていますので、提供しているものになります。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。ちょっとこれを確認いたしましたのは、文化財の復原という際において、バリアフリーの観点というものが、欠かせないものになっているということでお伺いしました。契約概要とは少しずれるので、後ほど討論でも述べたいと思うのですが、設計に際して、バリアフリーの点でどういった点に気をつけたのか、お伺いしたいと思います。

○【井田生涯学習課長】 文化財建造物になりますので、段差があつたりというところは生じます。その上で、我々としても懸念がございましたので、しょうがいしゃの団体などとも意見交換しながら、設計に反映させるよう努めてきたところでございます。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。今回の契約は、プロポーザル方式と致しました。審査、評価をされたと思うんですけども、これに対して何者か応募があったのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 今回発注している業者も含めて2者になります。

○【青木淳子委員】 その2者の中から、今回の契約した会社、風基建設に決定した理由を教えてください。

○【井田生涯学習課長】 2者の応募があったうちのもう1者の、風基建設じゃないほうの1者なのですけれども、解体工事の金額提示をした際に、金額が、我々が設定した額より高い金額で応募がありましたので、プロポーザルの要綱に基づきまして、失格扱いとなったというところがございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。提示した金額よりも高い金額だったので失格。そのことは、もう1つの1者には、プロポーザルだと情報がないんでしょうかね。金額だけで落ちてしまったということですよね。

○【井田生涯学習課長】 プロポーザル方式になりますので、金額も提示いただきますし、例えば、これまでの文化財での修理実績ですとか、我々が課題として出したものに対する提案など全て出していた中で、ただ、金額についてはオーバーしていましたので、失格になったというところがございます。

それを風基建設に対して情報提供したかというところなんですけれども、プロポーザルについては、終了するまでは情報は出さないというところがございますので、終わってからも積極的にはお話ししていないんですけれども、それは伝えずに最後まで審査したというところがございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。プロポーザルって金額だけではなく、いろんな企画ということから判断をされると思うんですけども、そういった企画に関しても、風基建設が良かったというか、選択するのに、こちらが良いと判断したということでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 まず、プロポーザルのなので、少し細かいお話になるのですが、まず、資料などの提出、金額ですとか、提案ですとか、実績などを出していただいて、まず、1次審査を100点満点で評価します。その後、プレゼンテーションを行っていただきまして、それが20点満点になりまして、合わせて120点満点の中で審査をするというものになります。

プロポーザルの要綱の中で60点を下回る場合には、たとえ1位になったとしても、その業者は選ばないというところで示しております。ただ、60点を大きく上回る形で提案など、金額なども含めて結果となりましたので、60点を越えたというところにはなりますけれども、風基建設に決めたというところがございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。その辺をお聞きしたいと思っていました。金額だけではなくそういった、プロポーザルですので、いろんな提案をなさいますよね。その中で、どういったところが、風基建設が優れていると思って判断したのか。随意契約ですから、やはりこの辺はきちんと判断していく必要があると思ったので、お尋ねをしました。

○【井田生涯学習課長】 お配りしております総務文教委員会資料No.40の2ページの(3)プロポーザルの結果というところがございますけれども、その中の①から④のところ、評価された点というところで挙げさせていただいているんです。具体的には金額のほか、課題に対する提案であったり、事業実施方針であったり、事業者の文化財関係の建造物の修理とかの実績などを点数化して、評価をしたというところがございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。資料のところの(3)の①、②、③、④、ここにおいて評価点が高かったということが分かりました。随意契約ですので、その金額に対しても適正であったと判断をされたということによろしいですか。

○【井田生涯学習課長】 そうです。おっしゃるとおり、金額に対しても適正であったというところでございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。何点か質疑をさせていただきます。一、二点ですけれども、質疑をさせていただきます。今回、随意契約ということで、他の委員からのお話もございましたように、今回は公募型プロポーザル方式ということで、御答弁いただきました内容も含めて理解をさせていただきました。この点について、1点お伺いしたいのですが、プロポーザル方式を採用する際の、市の中で何か基準というものはございますでしょうか。これは入札じゃなく、公募型プロポーザルというものを市で実施をする際の、何か明確な基準とかを設けて行っているのでしょうか。

○【津田総務課長】 プロポーザル方式を採用するときには、その可否も含めて、国立市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインというものを、まず策定させていただきます。具体的に事業を実施する主管課とお話しする中で協議をして、対応していくという、そのような流れでございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。もう一点なんですけれども、2番の(2)のところのプロポーザル審査委員会の設置を行っていらっしゃるかと思うのですが、この審査委員会は、もちろんこのプロポーザルを行うたびに設置されると思うんです。その際の各担当部署、部長さんであったり、課長さんであったり、委員長から委員の方までいらっしゃるかと思うんですけれども、この委員の選定につきましては、どういったルール、決まりで決定していらっしゃるのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 審査委員につきましては、業務の関連性を見て、部長、課長、係長級を充てるということになりますので、主管課が生涯学習課になりましたので、当時の教育次長、生涯学習・文化・スポーツ振興担当部長が委員長、副委員長になりまして、また、建築営繕課も解体・復原ということで、建築工事になりますので関わりがあるということで、委員に入らせていただいていると。1つのルールとしましては、主担当になっている担当者は、この審査委員会の委員になってはいけないというところがございますので、私が当時そうだったのですが、社会教育・文化財担当係長だったんですけれど、私を除いた形で委員を選任したというところがございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 本議案には、賛成の立場で討論いたします。質疑でお伺いしましたように、バリアフリーの対策等、こちらは市内のいろいろな復旧工事等ですと、例えば、国立の旧駅舎でありますとか、あるいは第二小学校のスロープの件でありますとか、事前に当事者の声を聴くようなシステムがなかったことによって、後から指摘の声が上がってきたということが、数多くあったと思います。しかしお伺いしました限り、当事者団体の方への聞き取り等をきちんと行って、設計から行っていった。こうしたバリアフリーに配慮した設計についても、きちんと業者さんに提示した形で契約を締結した、こうした形で進められたことを、大変うれしく思います。旧本田家が復原されたあかつきには、あらゆる人々が、文化に触れられるような場所となるよう期待しまして、賛成の討論と致します。

○【遠藤直弘委員】 賛成の討論を致します。先ほど、質疑で事業者さんの住所の件に触れたんですけれども、こういった住所が書いてあると、客観的に見て、元請がいて、それをまた下に投げちゃう

のかなと、そういうようなことを想像するような方もいらっしゃると思うのです。なので、しっかりとホームページを見たりとか、私もホームページを見ましたけれども、そのような御答弁をしていただきたいと思いますので、ぜひ、しっかりした業者さんだと。また、棟梁さんと会ったというようなことで、しっかりした会社なのだろうと。今は16名いて、その中できつと親方がいっぱいいるのかなと会社なのがあったので、ちょっと安心しましたけれども、そのようなことで、そういう観点からも見ていただきたいと思います。やはり客観的に文書だけを見ると、そのような疑念とか、不安とかということがありますので、よろしくお願いいたします。

また、本田家住宅の再建は、本当によろしく願いいたします。かやぶきが復活して、それで放水銃で守ろうというのでしょうか。すごく画期的ですよ。売り物になるのじゃないかと思えますけれども、ぜひ、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは交通の便も、ぜひ、今から研究しておいてください。危ないですから、あそこは。よろしくお願いいたします。

○【青木淳子委員】 賛成の立場で討論いたします。やはりプロポーザルということで、またさらに随意契約ということですので、その会社がいかに優れているかということ詳しく説明いただきましたかと思って、質疑を致しました。プロポーザルの結果として、資料には敷地内樹木に対する環境保全管理に関して、実現可能な提案があったですとか、また、解体から復原工事まで、存置して利用することで部材を適切に管理をしてくださる。また、コスト低減を行う提案、様々な良好な提案があったということが、この資料から分かりました。

これから、電気設備に関しても、空調に関しても、いろいろ近代的な設備も整えながら、しかしながら、きちんと歴史や文化を学ぶことのできる、両方を兼ね備えた建物になるのかと考えます。判こが1,000点あったとか、本物の資料を置いていきたいとか、以前の御説明からお聞きしております。非常にロマンのある、この国立市として大変大事な財産となる旧本田家住宅の復原になりますので、これからも丁寧に行っていただくことをお願いして、賛成の討論と致します。

○【上村和子委員】 賛成の立場で討論いたします。今回の契約で、4億2,000万円という大変大きな金額になっております。文化財を復原するというので、特殊な専門的な知識が要するというので、プロポーザルという随意になったという、こういうことをやれる業者さんというのは少ないのだろうと思います。やはりこういう場合も、判断するときの公契約条例みたいなものがないと、一体、何人ぐらい、どういう人たちが働いていくのだろうか。その人たちの適正賃金って何なのだろうかというのは、全く分からなかったという、これが適正であるかどうかということすら、ちょっと分からなかったというのが、私の中にありました。

また一方、各委員が言ったように、旧本田家を残すということは、大変意味があります。残すに当たって、ソーシャルインクルージョンのまちに基づいて、しょうがいしゃ団体から意見を聴いて、それを反映した。主屋までのアプローチと、主屋は車椅子で入れること。そして、途中でリフトを入れたことなど、きめ細かな配慮がされたということは、本当に当事者団体のほうからも、高く高く評価されています。これで、行けないという前提にあるような建物が、行けるようになったということで、当事者の人たちも大変喜んでおりました。できれば、旧駅舎復原のときにも、このようなプロセスが欲しかったと。今、入れないというところで、まだ文化財審議会と話し合いが続いておりますので、これからも、バリアフリーの建物、バリアフリーの公共物をやるに当たっては、このような丁寧な段階を、ぜひ踏んで、造っていただくことを要望し、期待したいと思います。賛成の討論と致します。

○【中川貴大委員】 賛成の討論をさせていただきます。先ほども質疑をさせていただきました。けれども、このプロポーザルについて、しっかりとこの仕組みに基づいて、今回の随意契約が結ばれたということで、今後も、こういったプロポーザルを行う際にも、しっかりと分かりやすいと言いますか、そういったルール、決まりに基づいて、もちろん今回もそうだと思うんですけども、行っていただけたらと思っております。もちろん、旧本田家住宅の復原につきましては、大変意義深い事業であると思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第74号議案 国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案

○【古濱薫委員長】 第74号議案国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案を議題と致します。

当局から、補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第74号議案国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案について補足説明申し上げます。本条例案は、市の条例等に基づく行政手続について、オンラインで行うことを可能とするための共通事項を定めるため条例を制定するものでございます。

それでは、総務文教委員会資料No.45、国立市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例案の概要に基づきまして御説明いたします。1の制定の目的ですが、行政手続をオンラインより行うことができるようにするための共通事項を定めることで、行政手続のおおのの根拠条例等を個別に改正することなく、申請や通知などのオンライン化を可能とし、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を図るものでございます。

2の申請及び通知についてですが、書面等で行うことが、それぞれの根拠条例等で規定されている場合であっても、申請及び決定通知等をオンラインで行うことを可能とするものでございます。申請をオンラインで行った場合、市役所のコンピューターに申請のデータをダウンロードして保存した日を、到達日とみなすこととしております。また、決定通知等をオンラインで行った場合、通知を受ける市民や事業者が使用するコンピューターのメールボックス等で受信した日を、その通知の到達日とみなすこととしております。なお、オンラインによる決定通知等は、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例により、電子計算組織の結合に該当いたしますので、新たに開始するごとに、国立市情報公開及び個人情報保護審議会に報告を行うこととしております。

3の本条例施行規則についてですが、オンラインにより行うことができる手続等について、根拠条例等の名称及び条項を、あらかじめ公表することを定めるほか、オンライン通信、電子署名、電子証明書等に係る所用の事項等を定めるため、本条例施行規則を制定するものでございます。

次に、本条例案の各条文について御説明いたします。第1条は、本条例の目的。第2条は、本条例における用語の定義でございます。第3条は、申請届出等、市の機関に対して提出を行う手続について、書面等で行うことが根拠条例等で規定されている場合であっても、オンラインで行うことを可能

とすることを定めるものでございます。第4条は、市の機関から発出する決定通知等について、書面等で行うことが根拠条例等で規定されている場合であっても、オンラインで行うことを可能とすることを定めるものでございます。第5条は、市の機関が保有する情報を縦覧または閲覧に供する場合において、書面等で行うことが根拠条例等で規定されている場合であっても、コンピューターで作成したデータ等で行うことができることを定めるものでございます。第6条は、市の機関が記録を作成し保存する場合において、書面等で行うことが根拠条例等で規定されている場合であっても、コンピューターで行うことができることを定めるものでございます。第7条は、委任規定でございます。

付則の第1項は、本条例の施行期日を、公布の日とするものでございます。付則の第2項は、行政手続が書面等を用いずにオンラインで行うことが可能となることに伴い、国立市行政手続条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 こちらの条例案ですが、これまで行われていた書面での申請及び通知、これを廃止するものではないということによろしいですね。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 委員がおっしゃるとおり、これまでの手続を廃止するということではなく、あくまでオンラインでも手続ができるようにするというところでございます。

○【矢部新委員】 こちら申請の際は、もちろんオンラインでも書面でもできるということは、よく分かるのですが、決定通知の受け取りに関しては、これは市民が選択する余地というのはあるのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今回、この条例案を提案させていただいておりますが、まずは、市民の方からのオンライン申請というところを中心にやっていこうと思っております。決定通知等につきましては、今回のこの条例でできるという形にはさせていただいておりますけれども、現在のところ、決定通知までオンラインでやるというところは予定しておりませんので、その運用につきましては、また改めて整理させていただければと思います。

○【矢部新委員】 こちらの条例改正について、取りあえず直近で、例えば、オンライン申請が可能となるような手続について教えていただきたいのと、今後、こういったことについてオンライン申請を始めていくのかどうか、見通しをお伺いしたいと思います。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちらにつきましては、昨年度策定いたしました、国立市DX推進計画、こちらの基本方針の中で、「書かない」「行かない」スマートな窓口の実現というものを掲げております。その重点取組事項として、行政手続のオンライン化ということを掲げておりまして、その一環ということで進めております。

具体的な手続と致しましては、11月頃の開始になりますけれども、学童保育所の入所申請、こちらのほうのオンライン申請を皮切りに進めていきたいと思っております。その後につきましては、現段階で具体的にこちらの手続をオンライン化することはございませんけれども、例えば、児童手当とこども医療費助成、これはお子さんの関係手続になりますけれども、児童手当に関しては、法令で定められたものになりまして、こども医療費助成につきましては、市の例規のほうに定められているといったところになります。これまでは、法令については、国の法律のほうでオンライン化が可能でありましたけれども、市の例規については、こういった条例がございませんでしたので、オンライン化ができなかったと。そういった差がないように、お子さんの手続に関しても、あらゆる手続をオンラ

イン化できるような形で、進めていきたいと考えております。

○【中川貴大委員】 質疑をさせていただきます。今回、こちらの手順のオンライン化が進んでいることで、大変評価をさせていただきます。いろいろ市の機関に係る申請というものは、たくさんあるかと思うんですけれども、また、手順も含めて多くあると思うのですが、今回のこちらの条例案によって、様々な手順がオンラインでできるようになるとは思うのですが、これはオンライン上で手順が、この条例を制定した後であってもできないもの、残ったものなどはございますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的に先ほど申し上げたように、法令に基づくものに関しては、もう国の法律のほうで、もう既にオンライン化ができるようになっている。市の例規で定めているものについても、今回提案させていただいている条例のほうでできるようになりますので、基本的には、市の手続に関して、オンラインでできるようになると考えております。

○【中川貴大委員】 ということは、ほぼ全てと言いますか、全てのものがオンラインで手順ができるという認識でよろしいですか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的には、委員がおっしゃるような形かと思っております。

○【上村和子委員】 私はこういうのは苦手なのでちょっと伺いますけれど、国立市行政手続等における情報通信云々かんぬん条例案とあるんですけど、「等」って入っているのは、何をどこまで範疇に入れているのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的に市の行政手続、先ほどの委員からも御質疑がございましたけれども、全てに関して、この情報通信技術のオンラインでできるということになっております。この「等」につきましては、手続に含まれるもの、例えば、付則のほうでもございますけれども、行政手続条例、こちらのものなども含まれておりますので、幅広く「等」ということで、条例名としてつけさせていただいているところになります。

○【上村和子委員】 その例示として、具体的にやるのは学童保育所の入所で、それ以外に考えられるものと言われて児童手当というのが出て、2つしか出ていないということで、全体、全てといったときに、よく分からないんですけど、例えば、いろんな福祉会館とか市民芸術小ホールを借りるとか、そういう何か公民館を借りるとか、そういうのも、こういうものに入るんですか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 行政手続といったところ、市の例規・条例ですとか、要綱で定められているものになりますので、いまおっしゃっていただいた建物の借受けの申込みというようなものに関しては、今でも一部オンラインできるようになっておりますので、どちらかと言いますと、決定通知などを出させていただく行政手続、市の条例などで定めている行政手続に関して、オンラインでできるようにするための条例という形でお考えいただければと思います。

○【上村和子委員】 今、私が言ったようなものは入らないと、何らかのということでもいいんですね。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 すみません、説明が申し訳ございませんでした。この条例の中には入っておりませんが、もともとそれはオンラインでできるような形に、特に例規などの定めがない手続かと思っておりますので、できるようになっているということでございます。

○【上村和子委員】 そうなんだろうと思いました。だから、いわゆる行政手続等における、つまり条例をつくらないと、逆に言うと、オンライン化できないというふうに思っていますか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今回のこの条例がないという形になりますと、オンライン化するときには各条例、例えば、学童保育所の入所申請のための条例、こちらのほうをオンラインで

できるという形に、1つずつ改正していく必要がございますので、総括的な条例ということで、今回はこの条例を提案させていただいているといったところになります。

○【上村和子委員】 今からこの条例に基づいてやるときには、審議会に1個ずつかけていくというのでよかったと思うんですけども、本条例をつくるに当たって審議会には、例えばかけたり、意見をもらったり、こういうものは入れてくださいますか、そういうことはしなかったのですか。諮問をしなかったのですか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 個人情報保護法の改正に基づいて、審議会の役割というのが変わっているかと思っております、基本的に事前に諮問という形ではなくて、今後、手続きに関しては、後ほど報告をさせていただくという形になっております。

○【上村和子委員】 事前にこの条例をつくるに当たって、意見は聴かなかったということでもいいとか、それでいいですか。確認だけしておきたい。

○【吉田文書法制課長】 こちらは本年、令和5年4月1日に個人情報保護に関する法律が改正されました。全て国の規定に基づいて、同一の運用をされてまいります。こちらについて、各自治体への審議会へ個別的な諮問・答申を得ることが許容されないということから、国立市は独自としまして、要はこういう条例ができた後、もしくは有機的結合した後も、事後になりますけど報告をして、御意見を賜るといったような形で取扱いをさせていただくということになりますので、事前の諮問・答申ということはありません。

○【上村和子委員】 オンラインで結合するということは、目的外に、それがほかに流れたり、ほかに行ったりする可能性がなげにしもあらずなわけですよね。やはりそのところが、どのようにこの条例の中で、しっかりそこはしないよというふうに規定されているのかというところが、どこを見れば分かるかということと、それともう1つ、私みたいな、こういうオンラインができないという人たちが、やはり結果的にオンラインができないことによって不利益を被ることが絶対ないように、そこに対する、先ほどそれは、紙ベースは残すとおっしゃったけれども、結果的に不利益となるような事態が起きないように配慮が十分必要なので、それは強く要望しておきたいんですけど、この2点を聞いておきます。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 有機的結合というところに関して、個人情報の取扱いというところになるかと思えますけども、これに関しては、有機的結合にかかわらず書面でも同様となっております、個人情報保護法の施行条例に基づいて、適切に個人情報のほうは、保護管理していくことは変わらないかと思っております。ですので、この条例の中で、改めて規定しているところではないかなと思っております。

2つ目の御質疑の配慮といいますか、こういったオンラインのほうは、なかなか難しい方へのというところになりますけれども、今、デジタル地域通貨という、すみません、ちょっと違う話になりますけれども、のほうの御申請を9月1日まで受けておりました。私は担当でやらせていただいておりますけれども、本当にあくまで感想みたいな話で申し訳ないんですけども、かなりスマホですとか、そういったものが苦手な方の御支援をさせていただきました。日頃、支援、支援と言っていたんですけども、支援がいかに難しいかということも、非常によく分かったところでございます。なので、委員から今御質疑を頂いた内容も、きちんと踏まえさせていただいた上で、オンライン申請に取り組まれないという方、なかなか分からないけどもやってみようという方も中にはいらっしゃると思いますので、そういった方の支援といったところも、1つ今後の課題かと思っておりますし、おっしゃって

いただいたように、書面での申請は決してなくすわけではございません。例えば、対面でお伺いしながら、質問しながら窓口で受けたという方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っております。

○【吉田文書法制課長】 補足でございます。先ほどの目的外利用につきましては、これまでの保護法と同様の取扱い、市長へ届出を行った上、利用する際は公表をしております。それとその後、審議会への報告をしているということで、個人情報の目的外利用の取扱いについては、これまでと変わらないというところでございます。

○【青木淳子委員】 では、何点か質疑をさせていただきます。今回、市民の利便性の向上を図ること、また、行政運営の簡素化及び効率化に資するということが目的となっております。市民の利便性の向上を、もう少し具体的に教えていただけますか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 先ほど、デジタルトランスフォーメーション推進計画、DX推進計画の中で、「書かない」「行かない」スマートな窓口ということで、掲げさせていただいておりますけれども、このオンライン申請を、こういった行政手続の中に導入することによって、市役所に来ていただく必要がまずなくなりますし、市役所に来ていただいて、書いていただくということもなくなるというところになりますので、市民の方には、時間ですとか、場所を問わず御申請いただけるということで、利便性の向上につながるかなと思っております。

○【青木淳子委員】 今、時間と場所を問わないというお話がありました。土日、また24時間というような捉え方でよろしいのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 例えば、今後導入していきます学童保育であれば、申請期間というのが定まっておりますけれども、その申請期間は土日であっても、夜間であっても申請のほうは、お受けすることができるという形になります。

○【青木淳子委員】 分かりました。それから、行政運営の簡素化・効率化ということですが、具体的にどういったことが進むというふうにお考えか、お聞かせください。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 まず、オンラインということで、先ほど言った、市民の方に来ていただくなくても済むという形になりますので、まず、窓口のところで、窓口の担当の職員というところの負担が、まず1つ減るといってもございますし、オンラインで申請していただくことによって、その後、さらにシステムに処理を回していく必要があるんですけども、これまでは、紙ベースで頂いていたものを、職員がシステムにさらに入力するみたいな手間がありましたけれども、そういったものが一気通貫で、オンライン申請いただいたものを、そのままシステムのほうに流していくということも、いずれできるような形になりますので、そういったことで、事務の効率化が図れるのではないかと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。窓口の対応も負担が減ること。また、システムで処理をするので、紙ベースで書いたものを、またさらにそれをシステムに入力をするようなことがなくなるというふうに捉えてよろしいですか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 いきなりその段階まですぐに行けるかということ、1つまだシステムを絡ませる必要がありますので、すぐにはないんですけども、基本的にそういった一気通貫でオンライン申請いただいたものを、市のほうで使っているシステムのほうに情報を流していくという形で、今後は進めていこうと考えておりますので、そういった形で、事務の効率化、省エネ化というのを図っていききたいと思っております。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。よろしいですか。青木委員。

○【青木淳子委員】 今回の情報通信技術の利用に関する条例案、これは国ではなく、国立市としても施行規則に基づき、例規のオンライン化を可能とするので、かなり拡大を、これからしていくということが分かりました。「行かない」「書かない」スマートな窓口のDX化が、これからようやく一歩ずつ進んでいくのかと思います。

確かに、デジタルが苦手な方にとっては、きちんと紙も残すということも分かりましたし、しかしながら、忙しいデジタルに慣れた方にとっては、行かなくても済むし、平日にわざわざ市役所に来ていただくなくても申請ができるということは、市民にとっても大きな利便性の向上になります。

また、行政側からしても窓口の対応が、少し負担が減ることで、そのほかの大事なことにも仕事を向けることができますし、また、システムの処理においても、ミスが今後減るような形で、さらに進めていていただきたいということをお願いしまして、私の賛成討論と致します。

○【中川貴大委員】 賛成の討論をさせていただきます。先ほど、質疑をさせていただき、その際に御回答いただきましたように、全てのオンラインの手続をできるようにしていくということで、大変大きな評価をさせていただいております。

そして、他の委員の質疑への回答にございましたように、システムを今後、1つ課題ではあるということではございますが、行政運営の簡素化・効率化という部分にも、大きな貢献ができるものであるということも、1つ大きな進展かなと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○【上村和子委員】 時代がこうなっているし、法律もできたので、やっていくのだろうなと思いつながら、賛成はします。私は、急激なデジタル化が、本当に効率的になっていくのだろうかって、マイナカードにしてもそうなんですけど、自治体の職員さんが、本当にこれで楽になっていくのかなというの、ちょっと私自身はもろ手を挙げて、これで職員は楽になりましたと言える状況にあるのかなという、困惑のほうがあるんじゃないかなという。仕組みが変わっていくときに手間が出たり、混乱が起きたりとか、いろんなものをつくらなきゃいけなかったりとか、二度手間になったりとか、結構大変なんじゃないかなと。机の上でやるのと違って、机上の作業ではなくて、実際に自治体がそこに向けて動いていくときには、混乱さがあるのではないかなというふうには、ちょっと推測しているものなんですよね。

行政手続を、皆さんは、今はそれが多分市民にとっては、スマホ1つでできるということは、とてもありがたいし、夜中でもできるし、すごく便利になるということで喜ばれるし、そういうことは、日常生活で山ほど出てきていると。でも、その中にある落とし穴ってないのかなという気は、私的にはします。

1つは、やはりデジタル化についていけない人たちの、私も含めてそうですけれども、急激なデジタル化で、私は幾つかオンラインしか受け付けられないという申込みがあって、見た途端に諦めた、そこを使うことを諦めたのが、幾つかあります。もうあとオンラインで物を、オンラインじゃないけど、いろんなものを買える仕組みがあるじゃないですか。ウーバーイーツでも何でもいいんですけど、全部使えません。得意がって言うわけじゃないです。アマゾンで毎日買える人もいるかもしれないけど、アマゾンは怖くて買えません。となると、生活がだんだん不便になっていっているんです。この不安感って伝わるかなって。例えば、水を1箱、2箱買いたくて、これはアマゾンで買えば持ってきてく

れるよと言って、ぱっと次の日に来る人と、そういうことができなくて、年寄りで、実際に1本ずつ、私は1本ずつ買わなきゃいけないという状況も出てきているんですね。大半は便利になる人たちは、そういうことで不便になっていく人たちの状況っていうのが、分かっているのかなという。置いていかれる人たちが増えていっていることが、分かっているのかなっていう気を、常日頃思っております。日々、日々、私の暮らしは厳しくなっている。日々、日々、生活圏が狭くなってきている。一番いいのは、電話が通じる場所。もっといいなら顔なじみです。そうすると、物を持って、手伝って、家まで運んであげましょうかとか。そういうところで、助けられていきます。

デジタル化の推進と、人と人との交流は、真逆の方向にあります。そういう意味で、取り残されていく人たち、超高齢社会に向けて、行政はどのスタンスを大事にしなければいけないかというところで、ぜひ、取り残される人がないように、便利になることはいいことですが、便利さを享受できない人は、逆に不便になっていくんだと、置いていかれるんだっていう現実を、十分、十分に分かっていただいて、そこに対する手当て、目線というものをよろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後2時57分休憩



午後3時15分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(7) 第76号議案 国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第76号議案国立市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局からの補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは第76号議案国立市印鑑条例の一部を改正する条例案について、補足説明を申し上げます。本条例案は、電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、窓口における印鑑登録証明書の申請の際、申請書に個人番号カードを添付して申請することで印鑑登録証の提示を不要とするため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、総務文教委員会資料No.44の新旧対照表に沿って御説明を致します。施行期日が異なる関係から、改正条例は2条立てで構成をしております。まず、第1条として、窓口における印鑑登録証明書の申請の際に個人番号カードを提示していただいた場合には、印鑑登録証の提示を不要とするため、第19条の3を次のように新設いたします。まず、見出しを「窓口における印鑑登録証明書の申請の特例」とし、「第19条の3、第18条及び第19条の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑登録者本人の個人番号カードを添付して申請を行う場合には、印鑑登録証の提示を要しない」と致します。

次に、第2条として、電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一

部改正に伴い、個人番号カードに登録されている電子証明書を移動端末設備、スマートフォンに登録することができるようになったことにより、これを用いてコンビニ交付を行うことができるよう、第19条の2に、「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加えます。

最後に付則の施行期日でございますが、この条例の第1条の部分は公布の日から、第2条に係る部分につきましては、現状、国において施行準備中でありまして、通知を待っている状況であることから、規則で定める日としております。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 こちら、以前の質疑と似たような形になるんですが、もちろんこれは従来の印鑑登録証明書の申請手続に必要な印鑑登録証等を使った手続というのは、このまま廃止されないわけですよ。

○【毛利市民課長】 委員おっしゃるとおりでございます。

○【矢部新委員】 引き続き印鑑登録証あるいは印鑑登録カードの発行というのも、引き続き行われるのでしょうか。

○【毛利市民課長】 そちらについても委員のおっしゃるとおりでございます。

○【古濱薫委員長】 よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 賛成の立場で討論いたしますが、私としては、マイナンバーカードそのものに反対の立場をとっておりまして、個人情報様々一元的に入れ込んで管理するということと、これを持ち運んで常時身につけるような制度設計というのは、本来矛盾するものであるというふうに考えております。

今回のこの条例改正案に関しましても、さらに個人情報を持ち歩くリスクを増やすのかという観点で反対するというのももちろん、可能性は否定できないものでありましたけれども、これは既にコンビニでできるということから、市民の利便性を考えた上で、あるいはコンビニよりも庁舎窓口のほうが不便である、制限されているとなると、これはもう本末転倒でありますので、利便性を考えて賛成と致します。が、なお、このマイナンバーカードを持ち運ばせる、あるいは持ち込んだほうが、取得したほうが便利になるといったような方向性での政策誘導、こうしたものは重々ないように要望するものであります。以上で討論を終わります。

○【上村和子委員】 私ちょっと悩んだんですよ。それで結論としたら賛成します。何で悩んだかということ、今度スマホに印鑑証明が登録できるようになって、その印鑑証明が登録できたスマホを持っていればコンビニなどでも使えたりすると、マイナンバーと一緒にような機能を持つというような便利になってきているという話なんだというふうに思うんですよ。

それが先ほど、この便利になっていっているということが、便利になっていることで起きてくるそのリスクとか、そういう問題が十分クリアできる状況にあるのかということが、私自身がよくやっばりそこはつかめないというのがあります。どんどんどんどんこうやって進んでいくことによって、情

報がスマホに集まっていったり、このスマホの情報というのが本当に外に行かないのかとか、マイナンバーもそうなんですけど、マイナンバーにいろんなものがくっついていくことによって、個人情報という守られるべきものが守られなくなっていくのではないかというような、これはもうそうではなく本当にあるんだろうというふうに思います。そういう意味での、そこに対する対応というものが十分にできているということが、まだ証明されていないと思います。

でも、なぜ賛成するかというと、それでも結論としてこの方向でいって、こういったものをそろえていくというような必要性とかニーズとかいうのはあるのだろうと。その必要性、ニーズがあったときに、そのことによってどういう不利益があるかとか、どういうリスクがあるかということをしっかりクリアできる仕組みを行政の内部でつくらなきゃいけない、そういう力を持たなきゃいけない、そこができていくかということところが、まだ国立市の中でもまだまだやるべき対応はあるし、国にも聞いていかなければいけないだろうというようなことも言って、賛成としておきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(8) 第77号議案 国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第77号議案国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。教育部長。

○【橋本教育部長】 それでは、第77号議案国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。本条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項の規定により、国立市総合教育センターに職員を置く旨を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。第3条に、センターに、所長その他必要な職員を置く旨を追加するものでございます。

次に、付則でありますが、この条例は令和5年10月1日から施行することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 職員を今回置くということで、実際置くんだと思うんですけども、今の総合教育センターの人員に対して、組織について人数だけ教えてください。どういう役割の人が何人、結局増えるのかということ。

○【川畑指導担当課長】 現在の教育センターと比較しまして、新しくできる総合教育センター、総合教育センター所長と、あと今ありました所長補佐または主査の事務職が1人増えます。総合教育センターの中には3つの機能が入りますので、それぞれの室長が入ります。ただ、ここはもう既にいるところではありますが、組織上は室長が3名います。その3名のうちから1名、統括室長という形でまとめ役の室長を選任するというようなところで予定をしているところです。

○【上村和子委員】 ということは確認として、現状その所長と3名のそれぞれの役割のところの長

の人がいて、基本的に4人だったところを1人職員を入れて所長補佐という形で入れてもらうという、そういうふうの実態がなると思っていいのでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 そのとおりでございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 職員が増えるのはいいことだと思います。一つだけ要望しておきます。総合教育センターというものが、子供にとってどういう場であるのかと考えたときに、例えば矢川プラスは矢川プラスとみんな言ったり、幼児教育センターの機能を持っている矢川プラスとか言ったりしますから、何かこの場の名前、このセンターの名前を総合教育センターは総合教育センターでこれしかないのは、子供が今日は総合教育センターに行きますとか言うのはすごく、その場の通称名というんですかね、それこそ子供たちと一緒に考えたらいかがでしょうかね、ということを要望しておきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(9) 第81号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第5号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、教育費、公債費、諸支出金)

○【古濱薫委員長】 第81号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、教育費、公債費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第81号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第5号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。初めに、4ページをお開きください。第3表、地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは変更が1件です。起債協議の中で、当初想定していた以上の額を申請できることが判明したため、第二小学校改築工事事業債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。款16都支出金、項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、学校におけるインクルージョンに関する交流学习及び共同学習拡充支援事業補助金を追加するものでございます。款18寄附金、項1寄附金は、くにたちベンチの寄附が7件寄せられたことにより、指定寄附金を増額するものでございます。款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。款20繰越金、項1繰越金は前年度繰越金が確定したことに伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。款21諸収入、項4雑入は、前年度事業費の確定に伴い、文化・スポーツ振興財団指定管理料過年度清算金を追加するものでございます。款22市債、項

1市債は、起債協議の中で、当初想定していた以上の額を申請できることが判明したため、第二小学校改築事業債を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、交付申請を行わない会派があったことから、政務活動費交付金を減額するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、第二小学校、第六小学校、第七小学校及び第二中学校が、東京都の学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業実施校に決定したことに伴い、備品購入費を追加するものでございます。項3中学校費は、台風2号の影響により損壊した第三中学校のバックネットを新たに設置するため、バックネット改修工事請負費を追加するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。項5学校給食費は、食材費の物価高騰分について、保護者負担を増やすことなく学校給食を円滑に提供するため、学校給食費物価高騰対応補助金を増額するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。款11公債費、項1公債費は、令和4年度起債額の確定に伴い、償還元金及び償還利子を減額するものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。款12諸支出金、項1基金費は、地方財政法第7条第1項に基づき、前年度実質収支の2分の1を下らない額を積み立てることに伴う財政調整基金積立金の増額を行うほか、繰越財源に含まれている金額を各種基金に積み立てるものでございます。また、令和4年度決算において生じた都市計画税の余剰金を積み立てるために、都市計画事業基金積立金を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません、まず、35ページの基金積立金からお伺いします。財政についてはまだちょっと勉強中の身で、とんちんかんなことを聞いていたら申し訳ないんですけども、24積立金のうち財政調整基金積立金なのですが、私が見る限り、この時期での補正でのこの規模の増額というのはなかなかないようなことのように思われるのですが、この時期の補正でおよそ3億円近い積立金、これ増額するに至った理由というのをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○【箕島政策経営課長】 今回の財政調整基金の積立金についてでございます。こちらの令和4年度の決算が確定しまして、その繰越金が発生しています。先ほどの補足説明でも申し上げましたとおり、繰越金の2分の1を下らない額につきましては、地方財政法の中で基金への積立てというものが義務づけられております。どの基金かというところまでは規定はないんですが、通常、財政調整基金に積み立てているということで、積立てに必要な額を増額しているといった状況でございます。以上です。

○【矢部新委員】 では、前回の決算の繰越金に合わせて、かつその2分の1という条件をクリアするための数字を積み増したということで、理解でよろしいでしょうか。

○【箕島政策経営課長】 年度当初予算で繰越金2億円をもともと歳入で組んでおりまして、そこで既に1億円を財政調整基金積立金ということで組んでおります。今回、その辺り全部清算すると、2億9,000万円程度の増額が必要ということで、おっしゃるとおりでございます。

○【矢部新委員】 ちょっとすみません、移りまして、31ページの給食センター管理運営費、補助金

その他のところなんですけれども、この金額ですが、この物価高騰対応補助金なんですけれども、これは大体期間としてはいつまでの分を補助する金額になるのでしょうか。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 若干ちょっと説明させていただければと思います。まず、令和4年度の収入である現年度給食費と支出である食材料費の状況につきまして、現年度給食費は2億3,800万円余りに対しまして、食材料費は2億5,600万円余りでございました。差引き1,800万円弱の不足となってございました。

これについては、御存じのとおり国の地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から学校給食費物価高騰対応補助金として1,991万円を充当したところによって賄ったというところでございます。一方、令和5年度につきましては、令和4年度よりさらに収支状況が厳しくなり、この4月から6月の3か月の食材料費は7,400万円余りとなり、前年同期と比べて490万円弱の増加となってございます。この3か月分の増加分を単純に4倍する、そうすると1年なんですけど、4倍しましたら、年度通すと3,700万円余りの財源不足になってしまうんです。これ以降、年度後半は物価上昇率も今お話ししました4月から6月のような、前年度と比較して急激な物価上昇率よりは上昇率の度合いが若干鈍化することも考えられるため、補正後の予算額を3,000万円とさせていただいて差し引いた1年間でございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 34、35で財政調整基金積立てが2億9,000万だということ、ここで聞くというか、行政報告だったかな、9月議会ですので、国のほうの地方交付税が出ないとかそういうのを確定した中で、この財調の基金積立てなども決めていったというふうに思うんですけれども、そういう解釈でまずいいかというのをお聞きしますが。

○【箕島政策経営課長】 今回の財政調整基金の積立てについては、地方財政法の規定にのっとり積み立てておりますので、交付税のことは特段考慮していないという状況です。

○【上村和子委員】 今のこの国立、財政調整基金これで幾らになりましたか。

○【箕島政策経営課長】 財政調整基金の残高についてです。まず、令和4年度末の基金残高としまして、24億3,169万円ほどございました。今回積立てをしますと積立てが全部で4億640万円、これが積み立てられます。あと同じ補正予算内で、繰入れもいわゆる取り崩しです、こちらもしております。これが7億8,800万円となっております。これを差し引きしていきますと、現時点での令和5年度末の基金残高が20億5,009万円ということになります。今後、まだ国や都の返納金というのが多分億単位で出てくるだろうということ、ここを出していかなきゃいけないということと、あとは決算に向けての歳出減ということがありますので、この辺りを見ながら、残高のほうは考えていくということになろうかと思えます。

○【上村和子委員】 この件でもう一点、普通交付税が今回出なかったということで、この財調のところも見て、今国立市の財政というものをどういうふうに把握すればいいのでしょうか。交付税の不交付団体になったんだから、いわゆる頑張っているという捉え方もできるわけなんですけれども、財政当局としてはどういう捉え方されていますか。

○【箕島政策経営課長】 令和5年度の交付税は普通交付税不交付になりましたが、こちらのやはり市税と前年度の交付金、こういったところが伸びたということが大きな要素かと思っています。令和4年度の決算を概観的に見てみますと、傾向としては例年と同様になっていまして、基金が増えていて地方債が減っているという動向が続いています。財務調整基金については、令和4年度内は5億3,000万円積み立てて、取崩しが6億でした。ですので、おおむねとんとんぐらいの収支だったんだ

ろうというのが概略です。

ただ特徴的な事項として、経常収支率が99.1%になっています。ここが昨年から1.7ポイント増加をしているところがございます、かなり高い数値になっているかなというような状況でございます。あと、今後の動向については、市税の伸びがどれくらい増えていくのか、毎月勤労統計調査で現金給与総額が伸びているよというような状況もありますし、納税義務者数なんかも増えてはいますが、当然出てくるほうも増えていくので、この辺り今後見ていく必要があろうかなというところだと思っております。

○【上村和子委員】　ここら辺になると決算特別委員会での議論になるかと思えます。今そういう状況だと分かりました。

続いて28、29ページの教育費の中で、学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業謝礼として、いろいろあって全体で593万2,000円というのが出ております。東京都補助金を使うということですが、もう少し具体的な中身を教えてください。

○【川畑指導担当課長】　まず、謝礼として考えているところは4校指定されています。それぞれの学校のほうで、今年度、授業観察ですとか研修会を開催する際の講師謝礼を考えているというところを聞いております。

需用費につきまして、消耗品費や印刷製本費に関しましては、今学校のほうで購入する消耗品等を選定している段階ですので、詳細については、今のところ把握のほうはまだできていない状態にあります。

備品購入費につきましては、こちらのほうについては各学校それぞれありまして、七小や二中ではプロジェクターの購入を考えているというふうに聞いております。こちらは1人1台端末の導入に当たり、各学校に大型のテレビモニターを設置しているところですが、まだ全ての教室に必要な数だけは設置ができてないというような状況もあります。各学校のほうではより1人1台端末等を活用した授業等が充実できるようにプロジェクターの購入費に充てたいというような計画がございます。また、二小ではビデオカメラの購入を考えていると聞いております。タブレット端末にも内蔵のカメラがあるんですけども、そちらの質にはやはり限界がありますので、より質の高いビデオカメラを購入するというようなところを考えております。ただ、どこの学校もこれはまだ一部の予定ですので、今後、計画を立てて、順次購入をしていくというような段階でございます。以上です。

○【上村和子委員】　4校あると、指定されている学校は4校ある、その4校は何に指定されているのかその名前と、それから4校はどういう学校か教えてください。

○【川畑指導担当課長】　まず4校ですけども、国立第二小学校、国立第六小学校、国立第七小学校、国立第二中学校です。こちらの各学校の特別支援学級のほうが今回のこの交流及び共同学習の拡充事業のほうで指定を受けております。

○【上村和子委員】　その二小、七小、六小、二中の特別支援学級に対して、学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業として、全体で600万ついたということが少し分かってきたんです。けれども、その特別支援学級では何をかうかといったらプロジェクターとかビデオとか何かそういうものを考えておられるんですけども、どうもそこそこにおけるこの交流及び共同学習の拡充というのは何を意味しているんですか。交流及び共同学習拡充というのは、具体的には何を指す事業なんでしょうか。

○【川畑指導担当課長】　交流及び共同学習はしょうがいのある児童生徒、しょうがいのない児童生

徒が共に学ぶといった学校教育を推進していくものであります。今購入の備品等を挙げましたけれども、これはあくまでも支援学級での購入というよりかその学校全体で使うものですので、支援学級のみが活用するものではなくて、もちろん通常の学級にも利用するといった視点で学校のほうは選定をしております。

○【上村和子委員】 それは何で交流と共同学習の拡充につながるのかというところを説明していただきたくて、あと講師謝礼も4校であるんだけど、どういう講師を、これって私は聞けば聞くほどちょっとイメージが離れていくんです。具体的に特別支援学級の子供たちと通常学級の子供たちとの交流をするとか一緒に勉強するとか、そういったものの機会をつくるために、これが出されている予算補助事業じゃないのかなと推測しているので、でも、今は実際の交流の中身とか共同学習の中身が出てきていないので、もう少しこの事業の目的と目的に沿った使い方としてどういうものを想定しているかということ、もう少し目的に合わせて具体的に報告して、説明していただけますか。

○【荒西教育指導支援課長】 今大型モニターとかそういった視聴覚機器が挙げられていますけれども、これは主に先ほどの学校、全部情緒の固定級の学級なんです。そうしますとやはり認知機能的に視覚優位のお子さんが非常に多いということで、そういったところで今残念ながら大型テレビが、モニターが教室にないという学級もまだ存在しますので、そういったところで視覚的に訴えるような指導ができていないという状況をまず改善するために、そういった視聴覚機器を置いていく。

これはそのお子さんが、通常の学級でも授業に参加しやすくするためにやっている手だてでございますけれども、先ほどの交流というような観点からしますと講師謝礼、このところはその支援員さんや通常の学級の教員が、どうすればより有意義に交流及び共同学習が展開できるかというようなところをサジェスチョンしていただけるような、そういった人を講師としてお招きをし、通常学級の授業を改善していくといったイメージになってございます。

○【上村和子委員】 その講師謝礼の中と、それからこれをやろうとしている、これはインクルージョンに関する書いているので、これと国立市が今進めているフルインクルーシブ教育のスーパーバイザーがやってくださっているものというのは、リンクするのかつながるのか別個なものなのか、別々にやるものなのかというのをどう考えておられますか。

○【荒西教育指導支援課長】 基本的に現状として交流及び共同学習ということが、今国立市としては形としてはできているんだけど、実際に我々が目指していくフルインクルーシブ教育としての形にはなかなかまだまだ行ってないという状況がありますので、そのフルインクルーシブ教育の観点も含めたことがしっかりとサジェスチョンできるような講師の選定というのを今後は考えていきたいと思っております。

まずは、入り口のところは学校のほうが選定していくことが多いかと思っておりますけれども、できる限りそういったことについては、市教委としても助言していきたいというふうに考えております。

○【上村和子委員】 最後に交流及び共同学習といったときに、共同学習というこの定義づけですが、この共同学習というのは通常学級の子供と、それから、特別支援学級の子供の一緒の共同学習を意味するものなのか、それとも特別支援学級の中の共同学習を推進するための意味なのか。それから交流という言葉ですけど、これは何を意味しているのか。交流と統合の違いというものについて、市教委はどんなふうに認識されていますか。

○【荒西教育指導支援課長】 この交流及び共同学習という言葉なんですけれども、これについては、交流ということが純粹に生活の場とかも含めた心の交流も含めた交流。共同学習というのが、実際に

一緒の場で勉強するというようなことがあるんですけども、これと一緒に考えるべきだということでは分けて考えずに、交流及び共同学習という一つの単語として東京都のほうは使っているというようなことがあります。実際に国立市のほうでは、実際の生活の場も含めてそういったインクルージョンを進めていこうという考えがございますので、学習に特化せずに今後はそういった生活の場も含めてしっかりと交流ができるような、交流及び共同学習が進められるような形を考えていきたいというふうに考えております。

○【青木淳子委員】 1点、すみません、質疑いたします。28、29ページ、中学校教育環境整備事業費です。374万、バックネット改修工事、これについて説明をお願いいたします。

○【加藤建築営繕課主幹】 御説明いたします。こちら、本年令和5年6月2日に台風2号の影響で、第三中学校の校庭南東の既存樹木が北側に向かって倒木をしまして、それに伴って既存のバックネットが損壊したため、新たにバックネットを設置する工事を行う予算になります。以上です。

○【青木淳子委員】 6月2日の台風2号の影響ということでもありますけれども、この台風によってどのくらいの影響があったのかちょっと記憶が定かでないんですけども、相当な風雨があって倒木したということですか。現状どういった状況ですか。

○【加藤建築営繕課主幹】 ちょっと最大の風速等の資料は手元にはございませんが、一時的に雨風が強かった時間帯がございましたように記憶しております。

○【青木淳子委員】 既存樹木が倒木したということですが、この樹木の種類は何でしょうか。またそれは樹木診断とかはされてたんでしょうか。

○【加藤建築営繕課主幹】 登録した樹木の種類に関しましては、ポプラの木が倒木いたしました。こちらの樹木診断に関しては以前平成26年度から数回に分けて学校の樹木診断を行った際には、桜を中心として樹木の診断を行っていたので、この登録した樹木に関してはそういった樹木診断はしていなかったものになります。ただ、倒木したときの状況で葉っぱですとか枝は健全で青々と茂っていて、見た目ではちょっと健全な状況に見えたんですが、やはり倒れたのが根元から倒れていたの、倒木した根元が弱っていたということが確認できました。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。相当な風雨があって、ポプラの木が根元から倒れたという、見た目は特に問題のある木としては認識をしていなかった。平成26年でしたよね、先ほど樹木診断したのは桜の木であったということですが、ほかの樹木診断というのは、市内ではされてはいるんでしょうか。——すみません、こういった同じような状況があつてはいけないなと思って、それでちょっと質疑したんですけども。

○【古濱薫委員長】 答えられますか。——質疑を少し変えていただいて……。

○【青木淳子委員】 いいです、すみません、質疑を変えます。バックネットが倒れたというのは、そこに相当な風雨があつたので、人がいるということは考えにくいとは思うんですけども、そのバックネット自身の傷みとかというのはなかったんでしょうか。

○【加藤建築営繕課主幹】 お答えします。バックネットの樹木が倒れかかる前の状況ということで説明させていただきますと、バックネットを含めて、学校に設置してあります校庭体育器具に関しましては、1年に1回点検を行っております。令和4年11月に行った点検の結果ですと、バックネットはABCDEの5段階評価の中でB判定で、特に目立った、やや劣化があるものの修繕とかは必要ではない状況でございました。以上です。

○【遠藤直弘委員】 すみません、バックネットの件でさっきなしと言っちゃったのにすみません。

バックネット、三中ってたしかもう野球部なかったと思うんですけど、この野球のバックネットって必要なんですか。

○【橋本教育部長】 これは学校と調整をした中で、学校のほうからやはりバックネットが必要だというふうなことの要望がありましたので、対応していくというふうなそういうことでございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 本議案には賛成の立場で討論いたします。給食費への補助が引き続き続くということで、これは今後もやっぱり物価の状況、そして、保護者の皆さん、生徒の皆さんの暮らしを直視して、続けていただきたいというふうに思っております。また、財政調整基金の積立金ですけれども、こちら、地方財政法で剰余金に対する割合が定められているということではあるんですけども、この剰余金がそもそも出るということについて、実際の予算の使い方、予算の立て方としてこの物価高騰の状況の中で、本当にさらなる支援が必要なところがほかにないのか、さらなる支援が必要なのではないか、そういった実態把握と調査をしっかりとした上で、その上での積立てということにしていきたいということを要望いたしまして、賛成の討論と致します。

○【上村和子委員】 大変悩みましたけれども、反対しようかなと思ったんですけども、賛成します。最初どうして反対しようかなと思ったのかということ、質疑いたしました学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業謝礼、ここの捉え方がどうなのかということが、本日質疑しましたけれども、最終的にここで何をやったかを見てから判断したほうがいいなというふうに思ったので、現段階では一応賛成しますが、本来、交流及び共同学習という言葉を使うときは、もともとは特別支援学校と地域の学校が交流して、時々交流をして一緒に学ぶといったところから始まっていると私は思っているんですよ。だから交流という表現が使われたり、共同が使われたというふうに思っているんです。それがインクルーシブを一步進めていくという考え方だった。だから、交流って違う者と違う者が、違うところにいる人たちが会えることじゃないですか。だから、副籍であったり時々交流をしていくというのは場が違って、そこで、交流と共同学習大事なんだよという、そういうところから始まったと捉えているんだけど、それが何だか発展してきたのかどうか分からないんだけど、同じ学校の中にある通常学級と特別支援学級というものに使われるようになった、交流及び共同学習と。でも、それってどうなのかなということをやっぱり本質的に問うてほしいわけです。

今日あえて交流及び共同学習は一緒だってという表現でおっしゃって、確かにそう使われてはいるんですけども、私的には分けて、通常学級と特別支援学級と特別支援教育分けて交流するって、同じ学校の中で交流するってどういうことなんでしょうと、私は日本語的にちょっと理解できないです。同じ学校にいるのに交流が必要になるということは、どういうことなのかということです。異文化交流とか多様性とか国籍が違うとか、どっかどっか違う者同士が会うこと、それは交流というふうに言う。そこを、つまり違いが前提にあるわけです。だから私が聞いた交流という言葉と統合という言葉の違いとか、交流という言葉とみんな一緒というのはどう違うかとかそうお聞き致しました。

これ、すごく実は子供から見えたときに、違う者と違う者が会って仲よくしましようというのが交流ですよと教えるのか、同じですよ、同じなんだけど、違っている、みんな違うんですよという、どこを出発とするかということで、実はこの交流及び共同学習というのは、捉え方がいいか悪いかが分かれてくるわけです。

講師も使われるということで、それで390万を何に使うかって聞いたら、現実に必要なプロジェクターとかビデオ機器だとおっしゃったけど、これは必要だから悪いとは言いません。だけど、それはこのお金使わなくても、必要な備品として整えられるべきではないだろうかって、私は今思っています。デジタル化とかそういうものとインクルーシブ教育をつなげようとか、そのことによって進むとかいう考え方をよく聞くんですけども、もっと本質的な交流という言葉が同じ学校のクラスが違うときに表現が使えるのか。例えば1年生と2年生の交流というふうに使ったりするのか、3年生と1年生の交流という言い方をするのか、交流という言葉にこだわっていただきたいというふうに思います。交流という言葉が消し去っていく、一緒だということのほうをつなげていくということが、本来的な目的に据えられないといけないようなところだと思いますので、でも、今日最初から反対しなかったのは、一体これは何に使ったのかということは今後1年後、来年の決算のときにははっきり聞いて、その上で評価したい。

今言った本当の意味でのインクルーシブ的な一緒に育つというその場の教育の実践となっているのかということの評価を来年いたしますけれども、やっぱりやるに当たってそういうことを各学校のほうにしっかり伝えて、教育委員会のビジョンを国立市の教育委員会として交流及び共同学習の理念とかこの在り方について、何らかの文章としてまとめてあるのかどうか分かりませんが、今考えておられるフルインクルーシブのロードマップの中で、この問題も一緒に考えていただきたいということを要請して賛成と致します。

○【青木淳子委員】 賛成の立場で討論を致します。まず、先ほど伺いました三中のバックネットの改修工事ですけれども、特に見た目、問題のなかったポプラの木が倒れ、そして学校の用具として、令和4年11月に判定したB判定であった。特に注目したり観察をするほどのものではなかった。けれども、台風2号の影響、かなり大きな風雨によって倒れて、バックネットも損壊したということだと私は理解をしたんですけれども、そうするとやはり桜の木だけではなく、学校内の樹木をしっかりと診断をしていく必要があるなと思います。バックネットがB判定だったということは、ポプラの木の倒壊がなければ損壊をしないで済み、ここで購入もしないで済んだということも考えられますので、そういった点では各学校のしっかりと樹木診断をお願いしたいと思います。

それから、学校教育向上支援事業費、先ほどの説明では情緒の固定のお子さん、やはり視覚の認知機能、これがどうしても困難を抱えているということでありました。GIGAスクール構想を進めていく上で、こういったプロジェクター、必要なものであるというふうに考えます。あるこの二中に通われている方から、プロジェクターが本当になくて、先生が遠いほうからわざわざ引っ張って持ってきて、とりっこになっているような様子があるというのをお聞き致しました。せっかくのGIGAスクール構想、そうであってはならない。こういった機会にプロジェクターを購入できるというのは、二中全体としての教育の向上にも寄与するものであるというふうに考えました。

また、学校給食、今後は物価高騰、少し抑えられていくのではないかなというふうな予想がありましたが、それが本当にそうかどうかは分からないところかなとは思っています。やはりいろんなものが高騰していく中で、保護者負担が違ったところで増えていくことも考えると、こういった予算をかけることは必要なことであると思いますので、きちんとその経過、経済の状況を見ながら、必要なときに必要な予算をかけていくということをお願いをして賛成と致します。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

ここで休憩に入ります。

午後4時06分休憩



午後4時20分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

続いて報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方はここで退室していただいて結構です。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1)「国立市総合オンブズマン令和4年度年次報告書」について

○【古濱薫委員長】 報告事項(1)国立市総合オンブズマン令和4年度年次報告書についてに入ります。

当局から報告を願います。オンブズマン事務局長。

○【佐伯オンブズマン事務局長】 それでは、国立市総合オンブズマンの令和4年度の活動について、総務文教委員会資料No.37により、御報告申し上げます。国立市総合オンブズマンの運用状況につきましては、国立市総合オンブズマン条例第35条に基づき、年次報告書を作成し、市長、議会へ報告するとともに、広く市民に公表することが義務づけられているものでございます。

それでは、初めに、年次報告書2ページをお開きください。冒頭には、総合オンブズマンの振り返りを掲載しております。続きまして、6ページから11ページまでは、オンブズマンの設置の経緯や業務の内容、相談方法など、制度の概要を掲載しております。

次に、14ページ、1、市総合オンブズマンの活動につきましては、オンブズマンの延べ出勤回数や会議の開催状況等を掲載してございます。次に、2の一般オンブズマンの運用状況についてですが、(1)相談・申立ての状況につきましては、令和4年度、30件の相談がありましたが、申立てに至った案件はございませんでした。15ページの表4を御覧ください。内容別相談・申立件数では、生活保護で3件、高齢者サービスで2件、介護サービスで2件などとなっております。

次に、17ページを御覧ください。(2)の申立ての処理状況でございます。令和3年度からの継続調査3件の調査結果を申立人と市の機関に通知いたしました。調査結果の内訳は、申立ての趣旨に一部沿ったものが1件、市に不備が認められなかったものが2件でございます。

続きまして、18ページ、(3)の申立てに至らなかった相談の状況でございます。オンブズマンの所掌に該当するもののうち、担当部署で苦情処理対応としたものが8件、苦情内容が簡易、匿名希望、相談者の希望により、事務局または主管課と調整して対応したものが13件ございました。なお、(4)是正勧告、また、意見表明につきましては、該当する案件はございませんでした。なお、オンブズマンの発意による調査を1件実施いたしましたので、その内容を記載してございます。

続きまして、25ページからは、子どもの人権オンブズマンの運用状況でございます。(1)相談・申

立ての状況でございますが、令和4年度の子どもの人権オンブズマンの相談件数は65件で、令和3年度から22件の増となりました。これはアンケートに記載された相談内容が増えたことによります。また、救済申立てが2件ございましたが、是正勧告及び意見表明につきましては、該当する案件はございませんでした。次に、相談者の内訳につきましては、子供本人からの相談が全体の7割以上で、44件となっております。

次に、26ページの主な相談内容でございますが、いじめが7件、交友関係が20件、心身の悩みが6件、学校教職員等の対応が11件などとなっております。次に、(2)相談の対象となる子供の所属等では、小学生が40件と6割以上を占めているというところでございます。

次に、27ページを御覧ください。(3)子どもの人権オンブズマンの総活動回数でございます。令和3年度から継続した8件を合わせまして、73件の相談に対する総活動回数は272回になりました。電話やメール、手紙でのやり取りが増えております。なお、28ページからは、オンブズマンの発意による調査を、こちら1件実施いたしますので、その内容を掲載しております。

次に、34ページからは、子どもの人権オンブズマンの周知活動や、小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケートの結果などを御紹介しております。

最後に、50ページから59ページの事例でございますが、一般オンブズマンの申立て事例のうち、一部を掲載いたしました。また、子どもの人権オンブズマンについても相談があった事例の一部を掲載しております。なお、掲載した事例の内容については、申立人の個人が特定されないよう、一部表現を変更したものがございます。以上で、国立市総合オンブズマンの令和4年度の活動についての報告を終わります。ありがとうございました。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 委員長が、事前に委員長に対する報告事項の説明を受ける場を、我々、委員のほうにも声をかけてくださって参加することができて、とてもよく分かりました。委員長にも感謝したいと思います。

それを受けて、オンブズマンの報告書、本当によく、しっかり読ませていただきました。一つ、オンブズマンに取り組んだ6年ということで、成瀬さん、オンブズマンと、それから掛川さんの最初に総括があるんですけども、その子供の部分のところは本当に心に迫ります。やっぱり子供のところに子どもオンブズマンは行くんだとか、子どもオンブズマンの特徴とか川西市にも行ったというふうに、やっぱり子どもオンブズマンがどれだけ大事かということが書かれてあります。

また、42、43ページでは、くにたち子どもの人権オンブズマンを知っているよというのが、小学5年で76.7%、中学2年になると83.6%もいる。これは本当に地道にやってきた成果だと思います。もう少し、オンブズマンの方は、いや、実は100%知っているはずなんですよ、だけど、知っていると言いたくなかった子がいたんじゃないかというふうに、そこまで言うぐらいに、やっている側はちゃんとしっかりやっておられて、私はくにたち子どもの人権オンブズマンというのは、本当によく頑張ってきたなと思います。子供自身のものになってきたことをとてもうれしく思います。

それと、65ページに、国立市子ども人権オンブズマンが総合オンブズマン条例の中で、第25条から出ているんですけど、これはすばらしいです、中身。すごく中身がいいです。私の提案ですが、今、国立市、子ども基本条例をつくっておりますが、その中に、総合オンブズマンというのを人権オンブズマンと分けて、総合オンブズマンじゃなくて、子ども人権オンブズマンの25条以下を、今つくっている子どもの基本条例の中にそっくりそのまま入れても、もう十分救済機関としての役割を持ちます

ので、そういうふうに、一歩子どもの人権オンブズマンを発展させる形で、基本条例の中に入れていくということも考えられたらどうかという、この1点をお伺いしたいと思います。すごく早口で言った、答えられる人がいない。

○【竹内副市長】 ただいま御提案いただいた内容を十分受け止めさせていただいて、今後の条例作成に反映していきたいなと思っております。

○【上村和子委員】 すみません。回答が早くでごめんなさい。野村先生が、この中で、子ども基本条例のことも触れておられます。この中で、野村先生は子どもオンブズマンのスーパーバイズもされているし、国立の子ども基本条例のスーパーバイズもされておられますので、ぜひその力も借りて検討してください。以上です。

○【矢部新委員】 私も上村委員と大分重複するところがあるので、意見の表明という形で手短かにとどめます。子どもの人権オンブズマンとしての活動が非常に活発に行われていること、そして委員の皆さんにも、まだ目を通していない方がいらっしゃるれば、ぜひ読んでいただきたいのは55ページからの事例紹介です。本当に身近な相談から、かっちりとした意味での人権の相談まで幅広い対応を、子供の人権、子どもオンブズマンの方がなさっているということがよく見てとれます。まさに今、上村委員がおっしゃったように、子どもの人権オンブズマンの取組、そしてオンブズマン条例の内容を、子ども基本条例の中に組み込んで生かしていくような、そういった対応をぜひお願いしたいと思います。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)国立市総合オンブズマン令和4年度年次報告書についてを終わります。



報告事項(2) 今後の基本構想及び基本計画の策定期間について

○【古濱薫委員長】 報告事項(2)今後の基本構想及び基本計画の策定期間についてに入ります。

当局から報告を願います。政策経営課長。

○【箕島政策経営課長】 報告事項(2)今後の基本構想及び基本計画の策定期間について、お手元の総務文教委員会資料No.38に基づきまして、御報告させていただきます。まず、資料No.38の1ページ、(1)背景、(2)現在の総合基本計画の計画期間のところでございます。現在は第5期基本構想として、平成28年度、2016年度から令和9年度、2027年度までの12年間を構想期間と定めております。この12年間という構想期間は、基本計画の計画期間を市長任期の連動性を考慮しまして、4年の倍数ということで決定しております。しかしながら、現在、基本計画期間と市長任期にずれが生じているということがございます。また、行政計画策定に当たっては、地方自治体の実情に応じた判断が求められているといった状況もございます。こうしたものを含めまして、第5期基本構想の第3次基本計画の策定に着手するに当たり、改めて、策定期間等について検討を行ったものでございます。

(3)今後の基本構想及び基本計画の策定期間を御覧ください。今回の検討に当たりまして、基本構想・基本計画の在り方と、また、計画期間と市長任期との連動性について、ということについても検討いたしました。まず、基本構想・基本計画の在り方についてでございますが、基本構想の必要性、それから、急激な社会経済状況の対応という課題、これが大きなものとして検討してございます。基本構想の必要性につきましては、地方自治法による策定義務が廃止されているものの、市民、議会、行政が相互に関わりながら策定していくプロセス、これが重要であるといったところ、それから、切

れ目なく策定していた経緯も踏まえまして、引き続き策定が必要であるということで考えているところでございます。また、社会状況が大きく変化することにつきましては、新たな行政課題が発生するですとか、施策の優先度が変化するという状況への対応等、こういったものが必要になってくるということを確認しまして、特に基本計画においては、ある程度の柔軟性を持たせることが必要であると考えているところでございます。

次に、計画期間と市長任期との連動性についてでございますが、基本計画については、その期間に連動性を持たせることによりまして、直近の選挙に選ばれた市長の意向を反映させることが可能であるといったこと、それから第5期基本構想の策定時の判断も踏まえまして、連動性を持たせる期間設定をするということで考えてございます。

2ページを御覧ください。こうした内容を踏まえまして、具体的な策定期間ですとか、期間についてお示しをしております。あわせて、3ページに表を付けておりますので、こちらも一緒に御覧ください。まず、①として第5期基本構想の第3次基本計画につきましては、任期満了に伴う次の市長選挙が来年の令和6年12月、これが実際行われたと仮定した場合、令和7年度からにかけて、7年度にかけて策定作業を進めて、令和8年度から11年度の4年間の計画を策定することが望ましいのではないかと考えているところでございます。これに伴いまして、第6期基本構想、次の構想につきましては、第3次基本計画の期間終了後、令和12年度、2030年度を始まりとして策定していくことが良いのではないかと考えているところでございます。

第5期基本構想は令和9年度に期間が終了することとなりますが、この構想の下で策定します第3次基本計画、これからする第3次基本計画に、実質的に構想の考え方が継承されていると考えてございますので、令和10年度、11年度につきましては、次期構想へ橋渡しのための検討期間として捉えまして、第5期基本構想の期間延長をしない方向で考えているところでございます。

あわせまして、(4)行財政改革プランの見直しでございますが、こちらは第2次基本計画と計画期間を同じにしておりますので、合わせて第3次基本計画と同時に見直し等を行いたいというところでございます。

今後につきましては、この報告に対する御意見を踏まえまして、再度検討を行い、策定期間、策定期間について、決定してまいりたいと考えているところでございます。報告は以上です。よろしくお願いたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 この図を見ると、2028、2029という2か年間で、基本構想がない期間に入ります。そこから、あとは基本構想をつくって、元に戻っていくという。しかし、その2年間は、前までの構想を生かしながらやるという形で、次の市長のラストと、それから、その次の市長の最初というのが構想がないという期間になるわけですけど、しかし、それは基本計画第3次基本計画を生かしながらやっていくという立てつけにしたということはよく分かりました。

基本構想は基本的に義務ではないけれども、国立市として、しっかり議決しながらやっていこうということなので、この基本構想を諦めることなく、ない期間が2年間もあるけれども、その期間は構想策定に充てていくという形でしっかり取り組んでいくということは納得できますので、これで私は了解したいと思っております。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(2)今後の基本構想及び基本計画の策定期間についてを終わります。



報告事項(3) 次期都市計画税率の検討状況について

○【古濱薫委員長】 報告事項(3)次期都市計画税率の検討状況についてに入ります。

当局から報告を願います。政策経営課長。

○【簗島政策経営課長】 それでは、報告事項(3)令和6年度、2024年度から令和8年度、2026年度までにおける都市計画税率について、御報告申し上げます。お手元の総務文教委員会資料No.42を御覧ください。まず、現在の検討状況をというところでございます。

まず、1ページを御覧ください。初めに、都市計画税の概要と現状についてでございますが、都市計画税の税率につきましては、市町村の自主判断に委ねられておまして、地方税法で定められております制限税率0.3%までの範囲内で、任意に設定することができます。

国立市におきましては、平成14年度に0.28から0.27へ税率変更して以来、しばらく変更してはおりませんでした。平成29年度の決算において、初めて余剰金が生じ、以降、毎年余剰金が生じているという状況でございます。こちらの余剰金につきましては、平成30年度に設置いたしました都市計画事業基金に積立てを行い、必要に応じ、取崩しを行っているという状況でございます。こうした経過を踏まえまして、前回、令和3年度から令和5年度の税率を検討した際には、令和3年度のみ0.25%、令和4・5年度には0.26%に税率変更をしたところでございます。

続きまして、今後の対応方針でございますが、都市計画税の収入の見込みと、これからの充当可能事業から算出される事業費、こちらを見比べまして、基金の積立額ですとか取崩額というのを加味して推計を行い、各年度末の基金残高を把握した上で今年度の事業負担と財政収支のバランスを考慮して、今後、適切な税率を具体的に決定していくこととしてございます。

2ページを御覧ください。検討に当たりましては、こちらに記載してある、①から③に記載しております考え方を踏まえて検討を進めているところでございます。まず、①としまして、今後の大規模な都市計画事業を実施するための後年度事業の財源確保をする必要性、これが1点ございます。それから②としまして、社会経済情勢の動向として、納税者への影響を考慮すること、現在の物価高騰の状況等を考慮することが2点目でございます。あと、③としまして、他市との比較、他市の状況を比較した上で、判断していきたいという大きなこの3つの考え方、このポイントを踏まえまして、検討を進めているといった状況でございます。

現在では、まだ具体的な税率の数値までは決め切れていない状況でございます。今後、検討を深めまして、第4回定例会に市税賦課徴収条例の改正案を提出するため、今回、御意見を聞き、案を固めていきたいといったところでございます。施行は令和6年4月を予定してございます。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 一片の形になりますけれども、これがもし税率の引上げということになる場合は、私どもとしては、反対せざるを得ないということをおし添えておきます。他市との比較において、4市中、2市は0.27%であるという比較が上がっているんです。これ、ちょっと示威的じゃないかと思ひまして、例えば立川は、これ0.235%、府中で言えば0.20%なんです。そこから、あえて0.27%、2市を抜き出すというのは、これ税率を引き上げたいのかなというところをちょっと感じてしまひます。ぜひ税率の引上げがないようお願いしたいと思ひます。

○【上村和子委員】 都市計画税というのは固定資産税とつながって算出されていくものなので、いわゆる固定資産税を払っている人にかかってくるとなると思っています。そういう中で、これいくら読んでも、矢部委員が言うように、国立市は上げたいのか上げたくないのか読み取れないという、絶妙な書き方をしているんですね。でも、あと3か月後の12月議会には決めて出すということで、現時点では言えませんというふうな思わせぶりの書き方ですが、方向性としてはどうしたいのかという、やっぱり今からたくさん物すごくいろいろな事業をやるから、原則的には、都市計画税は値上げしなきゃいけない状況にあると踏んでいるのか、それとも、いわゆる社会的情勢もあるから、できるだけ抑えて、どうにかならないか算出しようという方向に行こうとしているか、本当に読めないんですよ。

それ、どっちの方向で今こうというふうに、それすら決まっていらないんですか。そこだけ確認だけしておきます。

○【箕島政策経営課長】 都市計画事業の性質上、中長期の見込みを立てなきゃいけないと思っています。その中で、事業がどのくらい、今後、事業量が、金額として必要かというところが、今、正直、精査中のところでございます。都市計画税の額自体は、税率になりますので、おおむね推計ができているとは思って——入ってくるほうですね——できるかなと思っている状況です。なので、そこが正直見えていないので、このような書き方になってしまっているというところ。

あと、短期的には、先ほど②ということでお伝えしたとおり、現在の社会経済状況を考慮して、納税者の方の状況の中で、最後、上げるのかとか、このままいくのかとか、そういったところの判断の材料の一つになってくるだろうと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 ということは、現時点で本当に決めていないということですか。本当に決めていないと。

○【箕島政策経営課長】 率については、決定していません。先ほど申し上げたとおり、まだ事業費の推計というのが、十分に切れていないというところがありますというところと、状況を見ているというところで、まだ本当に決めていません。

○【上村和子委員】 それでは、いつ頃まで、12月議会に出すためには、いつ頃ぐらいまでに決めなきゃいけないというタイムスケジュール、持っておられますか。

○【箕島政策経営課長】 条例案として出していきますので、10月末ぐらいまでには、ある程度の方角かなと思っています。

○【遠藤直弘委員】 税率、ぜひしっかりと決めていただきたいと思うんですけども、私、地域の方とか話を聞けば、大体言われるのが、都市計画税を払っているかいないと。都市計画税を払っているのに何も変わらないじゃん。どこ行っちゃっているの、俺たちの都市計画税ということはやっぱり言われる、市長も言われたことあるんじゃないですかね、恐らく。そういうふうに言われています。

やっとなら、ここで東京都が素案を出してきて、それからまた、都市計画道路等々も動くのかなというようなことがされていますけれども、そのような事業プラス、その恩恵がなかなか受けられない地域に対しての都市計画というか、まちづくりについて、都市計画税をしっかりと使って整備をしていただきたいと。不便地域を解消していただくということをしっかりとやっていただくためにも、しっかりと、納税者の方たちに、そういったことを言われたいような形のことをぜひやっていただきたいと思っています。税率云々よりも、やっぱり払ったかいないというのは、本当にそれを言われますから、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(3)次期都市計画税率の検討状況についてを終わります。



報告事項(4) 使用料・手数料の見直しについて

○【古濱薫委員長】 報告事項(4)使用料・手数料の見直しについてに入ります。

当局から報告を願います。政策経営課長。

○【簗島政策経営課長】 報告事項(4)使用料・手数料の見直しについて御説明いたします。資料につきましては、総務文教市委員会資料No.49、50、51を御覧ください。まず、使用料・手数料の見直しにつきましては、国立市の健全な財政運営に関する条例及び同条例施行規則により、原則として4年ごとに行うということにしてございます。前回の見直しを行ったのは令和2年4月の改定でございますので、ここで4年が経過するというので、見直しを行うものでございます。

資料No.49を御覧ください。1の基本方針の改定ですが、前回、見直しに当たりまして、基本方針を策定しております。こちらにつきまして、継続して使っていくということを前提に、一部文言整理を行ったほか、減額・免除の基本的な考え方を明記して、庁内に周知を図っておるところでございます。

続きまして、今回の見直しの概要、2でございますが、今回の見直しにつきましては、原則として、令和3年度の決算額、また、実績額を用いて原価計算を行い、理論上の適正価格と現行の料金を比較して、乖離率が20%以上のものを検討の対象としてございます。

続きまして、2ページを御覧ください。検討の結果、改定を行う使用料・手数料が3でございます。総務文教委員会所管のものは1件、③の総合体育館使用料(貸切)でございます。また、4、新設予定の使用料として、小学校体育館開放に係る空調設備利用料の新設をすることとしておりますが、こちらにつきましては、学校体育館の団体利用の在り方などについて、整理検討しているところでございますので、実施時期は未定となっております。

改定の詳細でございますが、資料No.50、使用料・手数料の見直し内容案の4ページを御覧ください。総合体育館使用料についてですが、原価計算の結果、理論上の適正価格との乖離率が最大で296%となっており、他市の同様、類似する施設等の使用料と比較した結果、第1体育室から第3体育室までの貸切りの利用の使用料を全面利用の場合、最大で400円増額するものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。小学校体育館開放に係る空調設備利用料についてですが、現在改築中の第二小学校を除く全ての小学校体育館に空調設備の設置が完了したことから、空調設備利用料を新設するものでございます。利用料は電気料金相当分から算出し、1時間当たり100円とするものでございます。

なお、資料No.50の9ページ以降には、改定を行わない使用料・手数料の原価計算結果、また、考え方を記載しておりますが、説明は割愛いたしますので、資料にて御確認をお願いいたします。

改定による影響額ですが、資料No.51に試算結果を示しております。他の委員会所管になりますが、道路占用料のマイナス額が大きく、全体では約1,900万円の減少を見込んでいるところでございます。

今後につきましては、パブリックコメントを実施するほか、改定の影響のある対象者につきましては、各担当課より内容の説明を行う予定でございます。頂いた御意見を踏まえつつ、改定する使用料・手数料の内容を決定し、必要な改正条例案を第4回定例会へ提出することを予定してございます。報告は以上です。よろしくお願いたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私たちの所管のところは、総合体育館の体育室とか、それから小学校の燃料費、100円ぐらいが上がったぐらいにとどまっていると思います。だから最低限のところを最低限の値上げという形で努力したということがよく分かります。

その上で、恐縮なんですけど、逆に、16ページの芸小ホールの使用料の中で、逆に適正価格よりも高く取っているというところが、ホールの土日、市内になると、一番近いところですけど、それが27%適正よりも高く取っているみたいなどころがあるじゃないですか。こういうところも本当に申し訳ないけど、ほか高く取っているところについては、今度、安くするというのも考えていただきたいと思うんですけど、ちょっと要望しておきますが、いかがですか。次から。

○【井田生涯学習課長】 今、芸小ホールについて御意見いただいたところです。表を見ていただくと分かるんですけども、芸小ホールですと、平日と、まず土日で料金差をつけています。また、市内と市外で、市内の方と市外の利用者の方で料金差をつけています。その平均はとっていないんですけども、全体として見る中では、乖離率としては、プラスになってくるのかなというところで、我々としては考えているところです。

○【上村和子委員】 多分そうだろうと思って、だからちょっと恐縮ですがと言ったんです。恐縮なんだけれども、だけども、値下げというところで、もっといっぱい使ってもらおうというような、そういったことも考えてもらえればというところです。せっかくデータが出ておりますので、要望しておきます。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(4)使用料・手数料の見直しについてを終わります。



報告事項(5) 損害賠償請求事件の判決について

○【古濱薫委員長】 報告事項(5)損害賠償請求事件の判決についてに入ります。

当局から報告を願います。法務担当課長。

○【妹尾法務担当課長】 それでは、資料No.47に基づきまして、損害賠償請求事件の判決について、御報告いたします。1番、事件の概要ですが、所轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部でございました。原告は個人、被告は国立市となっております。請求の趣旨は、1、2、3記載のとおりですが、市に対して10万円の支払いを求めるものでございました。事案の概要は、原告が国立市議会議長に郵送にて提出した陳情書と題する書面について、その写しを各会派に配付するにとどめ、議会に上程しない旨を決定したこと、これを本件措置と言いますが、これを理由として、国家賠償法第1条第1項に基づき、慰謝料の支払いを求めるという事案でございました。判決言渡日は本年の6月20日でございます。原告から控訴はございませんでした。その結果、本年7月10日に判決は確定しております。3番の判決主文に移りたいと思います。原告の請求を棄却するという、市の主張が全面的に認められております。

4番の判決趣旨の説明に移ります。(1)国立市議会議長は、原告の陳情書につき、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準第2条及び国立市議会先例に基づき、本件措置を行ったものと認められ、その手続に格別の違法性を見いだすことはできないと判断しております。議会に上程しない旨を決定したことは、取扱基準及び先例に基づくものであるから違法性を見いだすことはできないと結論

づけております。

続きまして、判決趣旨の(2)、この件において、原告は、自ら提出した陳情書と題する書面が請願であるとの主張を行っておりました。これについて、裁判所は、請願法第1条の別に法律を定める場合に当たる地方自治法第124条は、地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない旨規定しているところ、原告の陳情書には、議員の紹介の形跡が何らなくことに照らせば、仮に原告の陳情をもって請願であると解したとしても、原告の陳情が地方自治法第124条の要件を満たしていないことは明らかであると、こういう判断をしております。

参考としまして、国家賠償法、請願法、地方自治法及び当市の委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準の条文を挙げております。以上です。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 本裁判というんですか、で、国立市が払ったお金について、内訳等を教えてください。

○【吉田文書法制課長】 令和4年度支出でございます。こちら着入金等で28万8,914円、令和5年度支出としまして、出廷費、訴訟費用、報酬等を含めまして、25万6,769円、総額で54万5,683円の支出をしております。以上でございます。

○【上村和子委員】 これ、国立市の顧問弁護士さんのほうに払ったお金だというふうに、事務費プラスだと思うんですけども。推測で、恐らくこれは国立市の法務担当がやってもできたというふうに思うんですけども、でも、やっぱり顧問弁護士を使ったという、その理由は何かありますか。

○【妹尾法務担当課長】 説明いたします。本訴訟につきましては、私が指定代理人になるとともに、先ほど述べましたように、国立市顧問弁護士が別途訴訟代理人、代理人が2名体制で対応してまいりました。

その理由につきましては、原告は本訴訟と同様の訴訟を他の自治体にも提起してございまして、対応した職員に対して、個人的な損害賠償を提起したという情報がございました。ですので、私だけではなく、私が仮に個人的な損害賠償請求等をされた場合であっても、訴訟手続に滞りないよう、別途顧問弁護士も併せて代理に選任したという事情がございます。

現に、原告のほうからは、準備書面において、私ではなく顧問弁護士のほうに弁護士法違反であるとの主張をしておりましたが、これについては、裁判所は特に入ることなく、係る主張を排斥して判決をしております。以上でございます。

○【上村和子委員】 つまり弁護、裁判をするということに対して、たけて、知識を持っている原告が出始めているので、そこに対しての対応として、複数で当たらなければ、また長引いたりこじれたりするということが今起きていると。この間のやっぱり特徴だと思うんですけども、そういうことで、お金がやっぱりどうしても係る状況にあるということはよく理解できました。

今後、裁判において、国立の中でも法務及び顧問弁護士も含めて、複数体制をとりながら、うまくというんですか、切り抜ける、そういうノウハウも必要なんだなと思いました。本当に、本当は議会がやるべきだったところを、市長が、市長の、国立として請け負っていただいて、一議員としては、ありがとうございますとお伝えしておきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(5)損害賠償請求事件の判決についてを終わります。

◇

報告事項(6) 損害賠償等請求事件の判決について

○【古濱薫委員長】 報告事項(6) 損害賠償等請求事件の判決についてについてに入ります。

当局から報告を願います。法務担当課長。

○【妹尾法務担当課長】 それでは、資料No.48に基づいて説明いたします。1番、事案の概要でございますが、所管裁判所は東京地方裁判所立川支部となっております。原告は個人、被告は国立市となっております。

請求の趣旨は多岐にわたりますが、内容としましては、過去の国立市議会議員選挙における選挙運動として使用した電動自転車に関する費用や、選挙運動用チラシのコピー費用の公費負担を求めるとのに加え、国立市長の給与の減額を求めるといふものでございました。2番の判決言渡日に移ります。本年6月30日に判決が言い渡されまして、控訴等されることなく、本年7月21日に確定しております。3番の判決主文は、記載のとおり、原告の請求はいずれも棄却されておまして、当市の主張が全面的に認められたものとなっております。

判決理由につきましては、4番判決趣旨の、まず、(1)電気自転車の公費負担に関しては、裁判所は、原告が選挙期間中に使用した電気自転車は、その使用に、いわゆるナンバープレートを必要としないものであることが認められ、公費負担の対象とされている自動車には該当しないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の各請求には理由がない。なお、原告は、上記の電気自転車のほかに、原動機付自転車も使用した旨の主張をしたが、原動機付自転車も公費負担の対象とされている自動車には該当しないと判示しております。公職選挙法141条1項は、選挙運動用自動車については、道路交通法2条1項9号が定める自動車であることを定めており、道路交通法2条1項9号は、自動車の定義として、いわゆる軽車両、原動機付自転車を除いておりますので、各条文に従った判断であると思われま。

続いて、(2)選挙運動用チラシに関して、裁判所は、国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第7条の規定によれば、選挙用チラシの作成費用について、公費補助を受けるためには、ビラ作成を業とする者との間において、ビラ作成に関し、有償契約を締結しなければならないところ、原告において、ビラ作成を業とする者との間で、ビラ作成に関し、有償契約を締結した事実がないことが認められるから、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないと判断しております。すなわち、業者さんとの間で契約した事実がないにもかかわらず、公費負担を請求していると判断されたものでございます。

続いて、米印につきまして、なお、原告は、第2回口頭弁論期日において、請求の趣旨第5項である市長の給与の減額請求を自ら取り下げております。報告は以上でございます。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 先ほどの報告と同様なんですけれども、国立市が支払った費用等々を教えてくださいませんか。

○【吉田文書法制課長】 こちらも顧問弁護士、委嘱弁護士ということで支出した額になります。令和4年度、着手金が11万、令和5年度が打合せ等、書類作成から最後の報酬までということで、令和5年度支出54万7,692円、合計で65万7,692円の支出をしたところでございます。

○【遠藤直弘委員】 これも同様に、なぜ市の職員である、弁護士資格がある弁護士が行わなかったのか、お伺いできますか。

○【妹尾法務担当課長】 お答えいたします。本訴訟につきましては、私は代理人となっておらず、顧問弁護士が訴訟代理人となっております。その理由につきましては、本件における原告は、訴訟を提起した本年2月以降、頻りに庁舎、具体的には選挙管理委員会事務局、秘書係、総務課、防災安全課、ごみ減量課等に来訪しては、この訴訟における主張を繰り返し主張し、その業務について、30分から1時間程度、支障が出るようなことが頻発しておりました。

加えまして、私、法務担当が、選挙運動用自動車には自転車や原動機付自転車は当たらないと回答したことについて、弁護士懲戒請求をする旨、予告しておりましたので、私が懲戒請求を受けたとしても、訴訟が滞りなく進行するよう、顧問弁護士に依頼したという経緯がございます。

○【遠藤直弘委員】 これ、懲戒請求されたんですか。

○【妹尾法務担当課長】 予告したとおり、本年5月に私宛てに懲戒請求が提起されております。

○【遠藤直弘委員】 その後の経緯は。

○【妹尾法務担当課長】 懲戒請求について、弁護士会は、通常の業務の傍ら行うものですから、少なくとも、提起から6か月程度、審理に要することになります。ですので、訴訟は終わりましたけれども、私の事件については、まだ継続しているというような状況でございます。

○【遠藤直弘委員】 大変なところですけども、よろしく頑張ってください。

それと、あと、これ市長のことを、名誉毀損になるような文面、これ最後、5番のところを取消しているみたいですが、これについて、市長はあれですか、名誉毀損で訴えるとかそういうことではないんですか。

○【永見市長】 この訴訟提起された方の個人名は伏せていますので、あえて言えば、私自身は、別途、損害賠償請求を市長として、これが全部退けられていますが、個人として、現在係争中でございます。公務で行った、このような事実案件について、個人の永見理夫が訴えられておまして、係争中だということでございますので、損害賠償以前の状態。しかも、賠償額は役所と比べるとはるかに高い3桁の万の台の賠償額の損害賠償請求を受けておりますので、そういう問題も決着つけなければ、そういうところへまだ行き着かないという、しかも、これは私個人として戦わなきゃいけない状況になっております。以上でございます。

○【上村和子委員】 今、遠藤委員が聞いてくれたところですけども、法務担当が職責としてやっているのに、それが気に入らないといって、弁護士のところに懲戒請求をやるということ、行動や、実際やったとかということ、それ以外に、これちょっと危ないなと思うんですけども、法務担当は職責としてやっていますから、ところが、個人に及ぶような、名誉毀損ではないけど、そういうようなこととかがなされている現状というのは、すごく問題ではないかと思うんですけども、この裁判の中で、懲戒請求が出された以外に何かありますか。そういうような被害というんですか、当たるようなことというのは何かありましたでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 懲戒請求とか、そういった裁判とか訴訟みたいなものは、今ここでお答えしたとおりでございます。あとは、先ほど法務担当のほうがお話ししました、各部署において、長時間にわたってのお話があったりということで、一方的な話があって、こちらは受けるだけというような形がありましたので、先ほど法務担当が言った部署で、それ以外のところでも、そういった形での対応を迫られたということはございました。

○【上村和子委員】 ほかにはないですか。大丈夫ですか。こういうふうに、法務担当とか関係のところに行って、苦情のレベルだったらいいんですけども、裁判とかそういう流れの中で、行き過ぎ

てしまっていると思われるような、そういったことが職員に対してなされたときに、職員を守っていくという、市長とか議員は政治家ですから仕方がない部分があるんですけども、職務としてやっている人たちの人権を守らなきゃいけないと思うんですね。だから、そういった仕組みみたいなのは考えられないんですか。

○【中道職員課長】 今、おっしゃっていただいた内容に関しては、いわゆるカスタマーハラスメントと言われる部類になろうかなと思っています。特に国立市に限らず、各自治体の中で行き過ぎたクレーム、苦情というのが非常に増えてございます。こちら、厚生労働省のほうでも、カスタマーハラスメントの定義を設けて、示して、基準がございまして、昨年度、全管理職に向けては、こうしたカスタマーハラスメントの基準をしっかりとつくって対応方針を決めていこうということで発信を致しました。

今、国立市として対応方針をまとめているところでございますので、きちっとそうした基準を庁内に示して大切な職員を守っていく、ひいては市民サービスを向上させるということにつなげていきたい、そのように考えてございます。以上です。

○【中川貴大委員】 まず、懲戒請求、お疲れさまでございます。何点か伺いたいですけれども。伺いたします。まず、こちらの文章に書いてございます、番号が1番です。まず、1番のところなんですけど、これが令和2年と記載があるのですが、これは平成31年という理解でよろしいでしょうか。

○【妹尾法務担当課長】 訴訟、判決の報告につきましては、個人が識別できないように報告させていただいております。ですので、ただいまの御質疑については、ちょっとお答えがしがたい部分がございますので、その旨、御配慮いただければと思います。

○【矢部新委員】 本当に担当職員の方はお疲れさまでしたとしか言いようがないのですが、先ほどの答弁、少し気になったところがありまして、もちろん国の指針であるということは理解しておりますけれども、市役所に来訪される市民の方からのカスタマー、顧客として認識するというのは、これは理論の立てつけとして、少し危ういところがあるのではないかと考えております。よく言う話では、窓口でお客様と呼ぶようなことがあるんですけども、これはカスタマーハラスメントと呼ぶ、呼ばないの以前に、何かゆがんだ関係、市民と行政機関の間にゆがんだ関係を持ち込んでしまうんじゃないか、そういった懸念があるんです。なので、カスタマーである顧客、お客様であるかどうかとか、そういったことを抜きにして、人と人との関係、あるいは、一市民と働く人の関係、そういった観点から、ぜひそういった働く人を守る、そういった仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(6)損害賠償等請求事件の判決についてを終わります。



報告事項(7) 令和4年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【古濱薫委員長】 報告事項(7)令和4年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について入ります。

当局から報告を願います。教育総務課長。

○【石田教育総務課長】 それでは、報告事項(7)令和4年度国立市教育委員会活動の点検・評価報

告書について、総務文教委員会資料No.41によりまして、報告申し上げます。この点検評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。主な記載につきまして、説明いたします。

表紙から2枚おめくりいただいて、2ページの下の段の表を御覧ください。報告書では、教育委員会の各事業を2つの基準で評価しています。1つ目は、表の上にあります文中の項目4のとおり、各取組が、昨年度までの状況において、どの水準にあるのか明確になるよう、年度開始時点での取組の水準を(1)と(2)で評価し、(1)は、年度開始時点における取組が水準に達している、または、一定の成果が上がっている場合とし、(2)は、年度開始時点における取組が水準に達していない、または成果が十分でない場合としています。

2つ目の基準は同じく、文中の項目5のとおり、各取組の評価指標をAからDの4段階で表し、目標の達成度や課題解決、取組の進展や現状の改善度合い、事業成果を総合的に評価しています。Aは、前年度に引き続き水準を大きく上回る成果を上げた、あるいは取組が大きく進展したもので、Bは、前年度に引き続き水準を上回り、一定の成果があった、あるいは取組が進展したもの。Cは水準を維持したものの成果が乏しい、あるいは進捗状況、課題解決、成果が現状維持にとどまったもの。Dは水準を下回った、あるいは取組が後退したとしています。

では、点検評価報告書を、後ろから1枚おめくりください。76ページを御覧ください。各取組の評価一覧としまして、令和4年度の評価をR4評価として中央に記載し、直近3年間の評価をR3評価、R2評価、R1評価として右側に表しています。令和4年度では第四章生涯学習活動の取り組み、I社会教育推進の取組におきまして、C評価がB評価に向上しました。同じく76ページの、さらに下段、R4評価一覧では、(1)と(2)で表記する年度開始時点の水準について、一番右の合計欄を見ていただくと、1が15校、2が6校となり、令和3年度の点検評価報告書と変更がなかったこともお伝えいたします。

それでは、評価に変動があった取組を中心に、各事業の主な取組を説明いたします。6ページを御覧ください。お開きください。第一章教育委員会活動では、定例会や教育総合会議の開催状況、教育委員の研修活動等について記載しています。

次に、16ページ、御覧ください。こちらからは第二章学校教育活動の取り組み、I学校教育内容の質的向上に向けた取り組みとなっており、次のページの中段、項目2魅力ある学校づくりでは、令和4年の取組につきまして、報告書内での記載の方法を全てゴシック体の太字に表しております。これ以降、令和4年度の取組については、全て同様の記載の方法をしています。こちらでは、(1)いじめや不登校の未然防止のため、児童生徒の学校生活満足度を知るため、Q-U調査を年2回実施し、(3)初級教育カウンセラー資格を取得した教職員を各学校1名配置いたしました。項目3フルインクルーシブ教育の推進では、インクルーシブを語る会を2回開催し、様々な立場の方々との意見交換を通じて、多面的で多角的な検討の機会をつくりました。

18ページを御覧ください。項目4特別支援教育、教育相談等の充実の(2)では、市内で初めての難聴通級指導学級、きこえの教室を第七小に開設し、(3)小学校で3番目の自閉症・情緒しょうがい特別支援学級の新年度階級を第六小で準備しました。19ページ、(7)自閉症・情緒しょうがい特別支援学級在り方検討委員会において、指導体制の見直しを検討し、20ページ、(14)不登校支援の教育・児童福祉の連携の在り方について、子ども家庭部との検討を重ねたところでございます。

22ページ、(5)今日的教育課題に対応した研修実施においては、②情報教育推進委員会で、1人1

台端末の学校教育への活用やデジタル教科書活用研修会を実施いたしました。

24ページ、(3)家庭と子供の支援員の活動時間を各校年間680時間増加し、(4)交流及び共同学習支援員の活動時間配当を6校、合計で3,705時間としたところでございます。24ページ下段を御覧ください。四角の太線で囲った部分には、事業の取りまとめを記し、評価指標を明記しています。本取組では、令和4年度開始時における取組水準を水準に達している、または一定の成果が上がっているとして、(1)と評価し、令和4年度の達成度、評価の評価指標を令和3年度同様、B評価としています。26ページ、下段、枠外なんですけれども、今後の課題取組としまして、項目1、フルインクルーシブ教育の実現に向け、今後ロードマップを考え、できる実践を行っていくこと。また、項目4で感染症対策の中で学力向上等を目指していくことを記載しております。このページ以降、本報告書では全ての事業について、四角太枠内に評価指標と事業の取りまとめを記し、今後の課題や取組を記載しております。

30ページ、御覧ください。Ⅲ開かれた学校づくりの取組みでは、次のページの上段、④国立市幼保小連携推進委員会を中心に、国立市版幼保小連携プログラム作成の研究会を5回実施いたしました。

33ページです。Ⅳ教育課題への取組みでは、1の学校ICT環境の整備として、(1)情報モラル教育の推進、(2)GIGAスクール構想によるICT機器の活用推進、それから(3)モバイルWi-Fiルーター貸出しを行い、次のページ、34ページの(9)で、留守番電話機能により、教員の勤務時間外対応の軽減を図りました。34ページ下段、四角の太枠を御覧ください。令和4年度の達成度評価につきましては、令和3年度と同様、評価指数がCとなりました。ICT成果はあるものの、服務事故や働き方改革について、改善の余地があることを理由としております。

35ページ、V学校施設環境整備の取組みでは、校舎の非構造部材耐震化工事を、対策を行いました。

それから40ページの第三章は、学校給食センターの取組で、42ページ、一番下にありますがけれども、③地場農産物の活用促進においては、第一給食センターの小学校給食で全使用野菜量の18.0%、第二給食センターの中学校給食で18.8%となりました。目標値の20%には達しませんでした。令和3年度の比較で、微増となっております。また、④米飯給食の充実では、小学校週3.67回、中学校週3.68回を実施し、目標値の週3回を上回ることができました。

47ページ、第四章からは、生涯学習の取組でございます。Ⅰ社会教育推進の取組みの47ページの下段のほう、項目3、マタギの地恵体験学習会において、令和3年度に感染症拡大で中止になった経緯があり、開催が危ぶまれたところですが、北秋田市との調整で様々な工夫を行い、規模を1泊2日に縮小しながら実施できたことが記載されております。

また、次のページ、項目5、(2)くにたち市民芸術小ホールの入場者数においては、令和3年度比較で52.2%の増、また、項目6、(2)くにたち郷土文化館の入場者数も25.4%の増となりました。その他、利用件数、利用料収入などについて、令和3年度と比較して増加した状況となり、これら社会教育活動が徐々に復活し、進展したことから、評価指標がC評価からB評価に向上したところでございます。

49ページはⅡ文化財保存の取組みで、次のページの項目1では、旧本田家住宅の解体工事が完了し、復原工事に向けた実施設計を進めたことを記載しております。

54ページ、第五章公民館活動の取組みでは、55ページ、Ⅱ主催学習事業・会場等使用事業の取組みにおきまして、項目2の若者支援において、ラボ☆くにスタを月3回程度実施し、参加者が886

名となりました。また、NHK学園との連携事業では、校内居場所カフェを試行的に立ち上げたところでございます。

63ページ、第六章図書館活動の取り組みでは、64ページのⅡ図書館運営の取り組みにおいて、引き続き電子図書館システムの運用や児童、しょうがいしゃサービスを通じて、あらゆる市民が等しく読書の機会を得ることができるよう努めております。

最後に、69ページを御覧ください。第七章点検・評価に関する意見につきましては、学識経験の方々から御意見や御感想を頂戴しております。東京女子体育大学の早瀬健介教授、東京学芸大学の理事・副学長の松田恵示先生、創価大学教職大学院の渡辺秀貴教授の3名の方々です。教育委員会と致しましては、本点検・評価報告書にある今後の課題や取組などの内容を踏まえ、国立市の教育行政のより一層の向上や発展のため、引き続いて、教育委員会の取組を前進してまいりたいと考えております。報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 これ、本当たくさんにわたってありがとうございました。点検と評価、これも委員長と一緒に聞かせていただいて、すごく整理するのは大変だったなと思って。それで、国立だな、みんなと思ったのが76、77ページで、せっかく評価したんだけど、見たら、Bって悪くはないですよ。Bというのは、引き続き水準を上回り、一定の成果があったとか、取組が進展したというので悪くないんですけど、最終的に評価一覧を見たときに、Bが20で、Cが1個あると。Cがちょっと後退したと。これ、評価したって、なんかすごくみんな優等生、何だろうなって、AとDが1個もないというのは、いいんだか悪いんだか、これ評価しなくてもいいんじゃないのと、A、B、C、Dという意味があったのと思ったわけです。

だからAがあれば、まだ何でAなんですとかみつきもできるし、Dがあれば、何でDなんですとか言えるんだけど、Bがほとんどだと、言いようがないんですよ。みんな何となく平均で4、1・2・3・4・5の通知簿だったら全部4ですみたいな。なんかも可もなく、いいよねと。だから、何だろうな、これ。ひとつ、だから課長さんたち来ているから聞きたいんですけど、我こそこれはAだよという、出てこないかなと思って、これ、やっぱりDじゃないとか、やりたかったけど、私はそんなのが出てくると、こちらも言いやすくなるし、生き生きした感じがあって、これだと、わあ、なんか上手にまとめたわとか思って、AとDは要らないねって評価になる。

時間がなくて恐縮なんですけど、いや、本当はBって書いたけど、本当はAだったんだと。本当はこれくらい頑張ったんだという事業ありませんか。これだけ、課長いるから、1個聞きたい。読むと結構頑張っているなと思うことが幾つもあるから、自己評価は、やっぱりちょっと高くしたほうがいいし、反省も逆に言うと、本当はDとつけてもいいのがあったんですけどか、もっとふわっと自由にやってみたらどうですか。私、ちょっと聞きたい。我こそ、これは本当はAとしたかったんだとか、これからAにするんだとかというのは何かないですか、課長さんたち。——よかった、1人でも挙がって。

○【井田生涯学習課長】 すみません、過去の話で恐縮なんですけれども、第四章の文化財保存の取り組みの令和元年度、1年度評価、Aにさせていただいています。記憶の中でしゃべっているんですけども、これは旧本田家住宅が東京都指定文化財になりましたのが令和2年3月というところで、これまで都指定にするために努力してきたというところで、A評価にしたというふうに記憶しています。ですので、今後、そういうようなところがあれば、生涯学習課としては、Aにしていきたいなと考えているところでございます。

○【上村和子委員】 いいですね、そんな感じなんです。もうありませんか、ほかに。

○【荒西教育指導支援課長】 すみません、私、去年いなかったんですけど。話の中で、教育長が、とにかく不登校とか場当たりの対応じゃなくて、根本的な未然防止、魅力ある学校づくりをしようというようところで、お話があったところで、そういった学級の状況だとか見える化をするQ-Uのアンケートであるとか、それに基づいて教員の研修を行っていただくとか、そういったところはかなり力を入れて取り組んでいったというようなことでございます。

ただ、これはすごい幅広く網羅しているものですから、こっちができていても、こっちはちょっとということがあるので、どうしても中に寄ってっちゃうというのが現状かなと思ってございます。以上です。

○【橋本教育部長】 今、質疑委員さんから非常に、我々もしっかりとやっているところをアピールしろという、そういうことなのかなと思ってます。どうしても今、教育指導支援課長が言ったように、1つの枠として結構な事業があるので、なかなかAまで行くのか、Dになるのかというのが、どうなのかなというのもあるんです。

ただし、やはりしっかりやったところは、こういうふうに改善したんだとか、こういうふうにやってきたんだ、やっていくんだというところは、教育、私来て今年で4年目になるんですけど、コロナ禍でいろいろあったんですけど、施設を更新したり、学校の教育も今、フルインクルーシブ教育を目指したり、不登校もしっかり対応していこうということで、かなり過渡期中でやってきたと。

これ、部長としての総括としては、そういう思いは持っていますので、できることをしっかりアピールしながら、ただ、何か課題があるところもしっかりと、これは課題だということも含めて、また、来年度以降の点検評価というのをやっていきたいなと思ったところでございます。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。すみません。やっぱりそうやって意欲を出して、本当に自分たちの思いを出して、ここはAだって、Aと言われて、あなたたち自己評価高いねと言われるぐらいでいいと思います。そこで、叩かれてもいいわけです。やっぱり日本の子供たちはそうなんですけど、自己評価が低過ぎるというのは大人にもつながって行って、これだけ頑張ったんだということを出してくるという、冒険みたいな、チャレンジみたいなものやることで、また次、道開けるし、批判を恐れなくてやれる、生き生きとした教育が生まれてくると思いますので、本日聞いてみました。ありがとうございます。

○【矢部新委員】 すみません。こちら、評価主体は教育委員会となっていますけれども、実際の各項目の評価は、所管の課長さんがやっていらっしゃるという認識で大丈夫でしたよね。

○【石田教育総務課長】 各課長が第一次評価をしまして、その後、教育委員会の定例会で議案として出しますので、教育委員さんも、その指標は見ながらということになっておるところです。

○【矢部新委員】 ありがとうございます。今、上村委員もおっしゃられたように、ぱっと見で、やはりBがほとんどで、Cもついているとなると、なかなかこちらとしても言及しにくいところがあります。

私ども議員としては、例えばもしAがついていたら、Aなはずないじゃないかと、いいところBだろうと言ったりとか、Dが付いていたら、Dなんてけしからんとか、そういった批判をするかもしれないんですけども、そういった批判にめげずに、ぜひ大胆な評価していただきたいと思っています。

それと、本当に形式的なところで申し訳ないんですけど、76ページの各評価の一覧、これは、ぜひ目次の横に置いていただきたい、そういうふうに思います。各ページの章の横、章のローマ数字の項

目の横にも評価をきちんと書いていただけると、後から読む際に非常に読みやすくなると思いますので、資料作成の際には、その辺、御留意いただけると幸いです。

○【遠藤直弘委員】 1点だけ、ごめんなさい、細かいところで、(1)から(2)に落ちたというのが1個あるんですよね、生涯学習のほうで。これ、要は水準に達しなくなったということ、ほかの(2)のところって、基本的には、恐らく、設備が古いからとかそういうところで、なかなか(2)から(1)にならないのかなというところを感じるんですけども、社会教育推進の取組が(1)だったものが(2)になっているというところというのが気になっています。

○【井田生涯学習課長】 こちらの(1)、(2)というのは、年度開始時点での水準となります。その中で社会教育推進の取組は令和3年度、C評価をつけたというところで後退していた部分からスタートしましたので、(2)をつけさせていたというところでございます。

○【遠藤直弘委員】 これはやっぱりコロナのことですよ。

○【井田生涯学習課長】 そうですね、令和3年度のお話というところですかね。令和3年度については、マタギの地恵体験学習会ができなかったなどというところがございますので、令和3年度、C評価にさせていただいたというところでは、それはコロナの影響でということでございます。

○【遠藤直弘委員】 これから向上していくということで間違いありませんね。じゃあ、期待していません。

○【中川貴大委員】 2つ、お話しさせていただきます。まず、ページの若い順からいきたいと思うんですけども。まず、1つ目なんですけど、これはCがついていた、33ページです。学校ICT環境の整備というところで、34ページ、GIGAスクール構想であったり、ICTの活用について、いろいろ書かれているかと思うんですけども、ぜひ、これはB、Aを目指して頑張っていたいただければという激励をさせていただけたらと思います。これ、ほとんどがBだったということで、ぜひこれもBに、B、Aに向けて頑張っていたいただけたらうれしいなと思います。

次なんですけども、あまり枝葉末節なことを言ってもしょうがないんですけども、51ページのくにはたちの集いの部分なんですけど、これ評価ではないんですけど、1点、疑問としてお伺いしたかったんですけど、下の部分です。下から2行目のところの「『成人を祝う』という意義がなくなった」と記載があるんですけども、成人を祝う意義がなくなったという部分について、どういった理解をさせていただいたらよろしいでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 成人年齢が18歳になったというところがございます、ただ一方で、旧成人式、国立はたちの集いは20歳を対象に実施しましたので、そういう意味で、意義がなくなったという書き方をさせていただいたところがございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。もちろん18歳の成人を祝うという意義がないということではなくて、これまで成人式が20歳だったから、成人の集いというところで開催をしたという意義であるということによろしいですか。

○【井田生涯学習課長】 そうですね。これまで20歳を対象にやってきました、何を答えていいかわれなんですけども、我々としても、18歳にすべきなのかというところは検討させていただきまして、結果として、20歳、成人年齢とは違うんですけども、20歳として、20歳を対象に継続してやらせていただくところとなったというところで、すみません、お答えになっていないんですけど、一緒でございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。この2点なんですけども、ぜひ引き続き、AとBで埋

め尽くしていただけるよう期待をしております。以上です。

○【青木淳子委員】 よろしくお願ひします。33ページ、教育課題への取り組みです。こちらは、32ページ、取組の水準としては(1)一定の成果が上がっている。しかし、あれ、これじゃないですね。すみません。これ、Cですよ。34ページのところか。失礼いたしました。取組の水準としては、(1)水準に達しているまたは一定の成果が上がっているけれども、令和4年度達成度評価、評価指数がCになっています。(2)ではなく(1)だけでも、ずっとCが続いている状況なんです。

その中身を見ますと、ICT環境の整備ができていのかどうか、サービス事故ゼロの取組とか働き方改革の推進など、角度が私には違って思える内容が、ひっくるめてCというふうに、(1)のCというふうになっているんです。よく読むと、Cではなくて、Bなのかもしれないと捉えられるようなものがあるのではないかなと感じました。

教育課題への取組として、まるっと一つにしているの、致し方ないかなと思うんですけども、御自身たちの評価としては、本当は全体としてはCだけど、ここはBだなというように捉えられるところとかありますか。

○【荒西教育指導支援課長】 こちらも同じように、やはり大きくくりで見ているので、どうしてもできていなかったところへ目を行ってしまうというところなんです。特に、やはり難しいのは働き方改革でございまして、いろいろ手は打っているんですけども、結果的に、45時間という目標をクリアするってなかなか難しい状況で、劇的に変えることはできていないというような状況がございまして。また、サービス事故もゼロという目標を掲げているものですから、1件、2件というふうに出てきまして、やはり足りなかったなと反省をするところです。

一方で、取組的にはICT環境について、まだ機器的に整備できていないところはあるんですけども、かなり活用の度合いというのは学校間で進んでいるというところもございまして、また、教育委員会ができることとしての働き方改革ということで、留守番電話の仕組みを導入したりとか家庭と学校を結ぶ、すぐ一着という連絡システムを使ったりとか、そういった取組自体は、前には進んでいるという認識でございまして。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。細かく見ていくと、一つ一つ取組が進んでいるなというのを私は感じました。なので、くるっとまとめて、確かにサービス事故が4件ですとか、その中に教員の人権感覚とか体罰、不適切な指導という啓発を進めなきゃいけないということも書いてはあるんですけども、部分的には進んでいるなという感想を持ちましたので、一つ一つ丁寧に解決するために、課題解決のために進んでいるという感想を持ちました。私からは以上です。

○【高柳貴美代委員】 最後1つだけ。ありがとうございます。委員の皆様の御意見を聞いて、とてもエールを送る、そういう言葉が多かったと思います。教育行政は非常に今、大変なことがたくさんあって、今日も私も最初のほうで厳しい意見も申し上げたかもしれませんが、委員も一緒に、議員も一緒に力を合わせて、21名の議員と、教育行政をしっかりと今後、進めていけるような形ができればいいなと思いました。

今の評価の仕方、皆さん評価をなさる方が、いろいろな考えで評価をされていることがよく分かりましたので、今のお話を聞いてこれを見ると、また見方も変わるなと思いましたので、その辺のところも踏まえて、今後とも教育行政しっかりと行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○【古濱薫委員長】 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(7)令和4年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了しました。



○【古濱薫委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後5時44分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年9月6日

総務文教委員長

古 濱 薫